

衆議院 財務金融委員會 會議錄 第二十号

平成十五年六月六日(金曜日)

午前九時三十一分開議

出席委員

委員長 小坂 憲次君

理事 金子 一義君 理事 七条 明君

理事 林田 彪君 理事 渡辺 喜美君

理事 生方 幸夫君 理事 松本 剛明君

理事 上田 勇君 理事 中塚 一宏君

理事 岩倉 博文君 理事 上川 陽子君

理事 倉田 雅年君 理事 坂本 剛二君

理事 砂田 圭佑君 理事 田中 和徳君

理事 竹下 亘君 理事 竹本 直一君

理事 中村正三郎君 理事 萩山 教嚴君

理事 林省之介君 理事 福井 照君

理事 増原 義剛君 理事 松島みどり君

理事 山本 明彦君 理事 山本 幸三君

理事 五十嵐文彦君 理事 井上 和雄君

理事 上田 清司君 理事 大島 敦君

理事 小泉 俊明君 理事 佐藤 觀樹君

理事 中津川博郷君 理事 永田 寿康君

理事 平岡 秀夫君 理事 石井 啓一君

理事 遠藤 和良君 理事 達増 拓也君

理事 佐々木憲昭君 理事 吉井 英勝君

理事 阿部 知子君 理事 植田 至紀君

理事 江崎洋一郎君

財務大臣 塩川正十郎君

國務大臣 (金融担当大臣) 竹中 平蔵君

内閣府副大臣 伊藤 達也君

財務大臣政務官 田中 和徳君

政府参考人 (金融庁総務企画局長) 藤原 隆君

政府参考人 (金融庁監督局長) 五味 廣文君

政府参考人 (総務省郵政行政局長) 野村 卓君
財務金融委員會専門員 白須 光美君

委員の異動

六月六日

辞任

小泉 龍司君

竹本 直一君

増原 義剛君

永田 寿康君

同日

辞任

岩倉 博文君

福井 照君

松島みどり君

大島 敦君

補欠選任

松島みどり君

福井 照君

岩倉 博文君

大島 敦君

補欠選任

増原 義剛君

竹本 直一君

小泉 龍司君

永田 寿康君

六月六日

出資法の上限金利の引き下げ等に関する請願

(阿部知子君紹介)(第三〇三五号)

は本委員会に付託された。

本日の會議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件

参考人出頭要求に関する件

保険業法の一部を改正する法律案(内閣提出第一一九号)

金融に関する件

○小坂委員長 これより會議を開きます。

金融に関する件について調査を進めます。

この際、お諮りいたします。

本件調査のため、本日、政府参考人として金融

庁総務企画局長藤原隆君の出席を求め、説明を聴取したいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○小坂委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

○小坂委員長 この際、竹中金融担当大臣から発言を求められておりますので、これを許します。

金融担当大臣竹中平蔵君。

○竹中國務大臣 去る六月四日の衆議院財務金融委員會で、「りそな」に關し御質問を受けまして、

私から金融庁の担当者に事実關係を確認いたしましたので、その結果を御報告申し上げます。

まず第一に、金融庁の担当者が監査結果をゆがめるよう「りそな」に指示したことはないか、また、そのように誤解を受けるようなことはしていないかという趣旨の御指摘をいただいたことを踏まえまして、この点について確認をいたしました。

担当者からは、まず第一に、五月七日の朝、大臣より、監査結果に圧力をかけたり誤解を招くような言動はしないよう指示を受けたことから、同日、りそな銀行から監査法人との交渉状況の説明を受けた際に、冒頭に監査法人の判断について金融庁が介入する考えがないことを念のため明確に銀行側に伝えている、監査結果をゆがめるよう「りそな」に指示したことはない、誤解を受けることのないよう意を尽くしたつもりであるという報告を受けました。

第二の点であります、五月十日付の金融庁の担当者とりそなホールディングス常務とのいわゆる「電話メモ」や、同日付の金融庁の担当者と「りそな」とのいわゆる「面談メモ」についての事実關係はどうか、また、預金保険法第二百二条を材料

に「りそな」を恫喝したのではないかという趣旨の御指摘をいただいたことを踏まえまして、この点についても確認をいたしました。

担当者からは、まず、五月十日付のいわゆる「電話メモ」については、そのような電話による会話、

接の事実はなく、全くの事実無根であるとの報告を受けたこと、これは先ほど申し上げたとおりでございますが、なお、担当者からは、これに加えて、五月十日は、その前日に、りそな銀行より、引き続き監査法人との協議は続けるが、時間も限られているので、コンティンジェンシープランを相談したい旨の話があり、説明等を行ったところである。

第三に、いわゆる「面談メモ」には金融庁の担当者が監査法人との状況を尋ねた旨記載されており、これは五月十日付のいわゆる「電話メモ」に記載された内容と合っているのではないかとこの趣旨の御指摘をいただいたことを踏まえ、この点についても確認をいたしました。

担当者からは、五月十日付のいわゆる「電話メモ」については、そのような電話による会話、接の事実はなく、全くの事実無根であるとの報告を受けたこと、これは先ほど申し上げたとおりでございますが、なお、担当者からは、これに加えて、五月十日は、その前日に、りそな銀行より、引き続き監査法人との協議は続けるが、時間も限られているので、コンティンジェンシープランを相談したい旨の話があり、説明等を行ったところである。

第三に、いわゆる「面談メモ」には金融庁の担当者が監査法人との状況を尋ねた旨記載されており、これは五月十日付のいわゆる「電話メモ」に記載された内容と合っているのではないかとこの趣旨の御指摘をいただいたことを踏まえ、この点についても確認をいたしました。

担当者からは、五月十日付のいわゆる「電話メモ」については、そのような電話による会話、接の事実はなく、全くの事実無根であるとの報告を受けたこと、これは先ほど申し上げたとおりでございますが、なお、担当者からは、これに加えて、五月十日は、その前日に、りそな銀行より、引き続き監査法人との協議は続けるが、時間も限られているので、コンティンジェンシープランを相談したい旨の話があり、説明等を行ったところである。

第三に、いわゆる「面談メモ」には金融庁の担当者が監査法人との状況を尋ねた旨記載されており、これは五月十日付のいわゆる「電話メモ」に記載された内容と合っているのではないかとこの趣旨の御指摘をいただいたことを踏まえ、この点についても確認をいたしました。

担当者からは、五月十日付のいわゆる「電話メモ」については、そのような電話による会話、接の事実はなく、全くの事実無根であるとの報告を受けたこと、これは先ほど申し上げたとおりでございますが、なお、担当者からは、これに加えて、五月十日は、その前日に、りそな銀行より、引き続き監査法人との協議は続けるが、時間も限られているので、コンティンジェンシープランを相談したい旨の話があり、説明等を行ったところである。

第三に、いわゆる「面談メモ」には金融庁の担当者が監査法人との状況を尋ねた旨記載されており、これは五月十日付のいわゆる「電話メモ」に記載された内容と合っているのではないかとこの趣旨の御指摘をいただいたことを踏まえ、この点についても確認をいたしました。

担当者からは、五月十日付のいわゆる「電話メモ」については、そのような電話による会話、接の事実はなく、全くの事実無根であるとの報告を受けたこと、これは先ほど申し上げたとおりでございますが、なお、担当者からは、これに加えて、五月十日は、その前日に、りそな銀行より、引き続き監査法人との協議は続けるが、時間も限られているので、コンティンジェンシープランを相談したい旨の話があり、説明等を行ったところである。

第三に、いわゆる「面談メモ」には金融庁の担当者が監査法人との状況を尋ねた旨記載されており、これは五月十日付のいわゆる「電話メモ」に記載された内容と合っているのではないかとこの趣旨の御指摘をいただいたことを踏まえ、この点についても確認をいたしました。

担当者からは、五月十日付のいわゆる「電話メモ」については、そのような電話による会話、接の事実はなく、全くの事実無根であるとの報告を受けたこと、これは先ほど申し上げたとおりでございますが、なお、担当者からは、これに加えて、五月十日は、その前日に、りそな銀行より、引き続き監査法人との協議は続けるが、時間も限られているので、コンティンジェンシープランを相談したい旨の話があり、説明等を行ったところである。

第三に、いわゆる「面談メモ」には金融庁の担当者が監査法人との状況を尋ねた旨記載されており、これは五月十日付のいわゆる「電話メモ」に記載された内容と合っているのではないかとこの趣旨の御指摘をいただいたことを踏まえ、この点についても確認をいたしました。

担当者からは、五月十日付のいわゆる「電話メモ」については、そのような電話による会話、接の事実はなく、全くの事実無根であるとの報告を受けたこと、これは先ほど申し上げたとおりでございますが、なお、担当者からは、これに加えて、五月十日は、その前日に、りそな銀行より、引き続き監査法人との協議は続けるが、時間も限られているので、コンティンジェンシープランを相談したい旨の話があり、説明等を行ったところである。

第三に、いわゆる「面談メモ」には金融庁の担当者が監査法人との状況を尋ねた旨記載されており、これは五月十日付のいわゆる「電話メモ」に記載された内容と合っているのではないかとこの趣旨の御指摘をいただいたことを踏まえ、この点についても確認をいたしました。

担当者からは、五月十日付のいわゆる「電話メモ」については、そのような電話による会話、接の事実はなく、全くの事実無根であるとの報告を受けたこと、これは先ほど申し上げたとおりでございますが、なお、担当者からは、これに加えて、五月十日は、その前日に、りそな銀行より、引き続き監査法人との協議は続けるが、時間も限られているので、コンティンジェンシープランを相談したい旨の話があり、説明等を行ったところである。

第三に、いわゆる「面談メモ」には金融庁の担当者が監査法人との状況を尋ねた旨記載されており、これは五月十日付のいわゆる「電話メモ」に記載された内容と合っているのではないかとこの趣旨の御指摘をいただいたことを踏まえ、この点についても確認をいたしました。

担当者からは、五月十日付のいわゆる「電話メモ」については、そのような電話による会話、接の事実はなく、全くの事実無根であるとの報告を受けたこと、これは先ほど申し上げたとおりでございますが、なお、担当者からは、これに加えて、五月十日は、その前日に、りそな銀行より、引き続き監査法人との協議は続けるが、時間も限られているので、コンティンジェンシープランを相談したい旨の話があり、説明等を行ったところである。

第三に、いわゆる「面談メモ」には金融庁の担当者が監査法人との状況を尋ねた旨記載されており、これは五月十日付のいわゆる「電話メモ」に記載された内容と合っているのではないかとこの趣旨の御指摘をいただいたことを踏まえ、この点についても確認をいたしました。

担当者からは、五月十日付のいわゆる「電話メモ」については、そのような電話による会話、接の事実はなく、全くの事実無根であるとの報告を受けたこと、これは先ほど申し上げたとおりでございますが、なお、担当者からは、これに加えて、五月十日は、その前日に、りそな銀行より、引き続き監査法人との協議は続けるが、時間も限られているので、コンティンジェンシープランを相談したい旨の話があり、説明等を行ったところである。

第三に、いわゆる「面談メモ」には金融庁の担当者が監査法人との状況を尋ねた旨記載されており、これは五月十日付のいわゆる「電話メモ」に記載された内容と合っているのではないかとこの趣旨の御指摘をいただいたことを踏まえ、この点についても確認をいたしました。

担当者からは、五月十日付のいわゆる「電話メモ」については、そのような電話による会話、接の事実はなく、全くの事実無根であるとの報告を受けたこと、これは先ほど申し上げたとおりでございますが、なお、担当者からは、これに加えて、五月十日は、その前日に、りそな銀行より、引き続き監査法人との協議は続けるが、時間も限られているので、コンティンジェンシープランを相談したい旨の話があり、説明等を行ったところである。

第三に、いわゆる「面談メモ」には金融庁の担当者が監査法人との状況を尋ねた旨記載されており、これは五月十日付のいわゆる「電話メモ」に記載された内容と合っているのではないかとこの趣旨の御指摘をいただいたことを踏まえ、この点についても確認をいたしました。

なお、こうした相談、説明は、もともと「リそな」と監査法人との交渉状況を踏まえて行われるものであり、交渉状況について確認を行うということがあるが、いずれにせよ、監査結果をゆがめるよう「リそな」に指示したことはなく、誤解を受けることのないよう意を尽くしたつもりであるといった報告を受けております。

第四でありますけれども、いわゆる「面談メモ」においては、当局としてリそな銀行の破綻を認識して話をしていたのではないかと趣旨の御指摘をいただいたことを踏まえ、この点について確認いたしました。

担当者からは、五月十日の打ち合わせについては、「リそな」より、引き続き監査法人との協議は続けるが、時間も限られているので、コンテンツ・ジェンシープランを相談したい旨の話があつて、相手方からの質問などを交えて、預金保険法第百二条の趣旨、内容等を説明した。

その際、同条について、これは、金融危機回避のための例外的措置という性格からして、健全金融機関に対する早期健全化法や組織再編成促進特別措置法などにおける取り扱いとは異なること、及び、同条の要件が、資本増強等の措置が講ぜられなければ当該金融機関が破綻に陥るなどによりシステムリスクが生ずるおそれがあると認められることである旨説明を行った。

なお、その際、「リそな」について、破綻という事態に至っているとの認識に基づく発言は一切していないとの報告を受けております。

最後に、いわゆる「面談メモ」には金融庁側の厳しい発言が記載されているが、「リそな」を恫喝することにより、監査法人を説得するよう強要したのではないかという趣旨の御指摘をいただいたことを踏まえまして、この点についても確認をいたしました。

担当者からは、五月十日の打ち合わせについては、「リそな」より、引き続き監査法人との協議は続けるが、時間も限られているので、こういう状況下でコンテンツ・ジェンシープランを相談したい

旨話があり、相手方からの質問などを交えて、預金保険法第百二条の趣旨、内容等を説明した。

その際、一般論として、同条が適用される場合、同法百五条において経営の合理化のための方策等の実行が求められているところであるが、その場合、健全金融機関に対する早期健全化法や組織再編成促進特別措置法などにおける取り扱いとは異なり、金融危機回避のための例外的措置という性格からして、おのずと厳しいものとならざるを得ない旨の説明をしました。が、恫喝、強要といったことは全くしていないとの報告を受けております。

ただいま御説明申し上げましたとおり、去る六月四日の衆議院財務金融委員会での御質問を受けて事実関係を確認いたしました。が、金融庁として、監査法人の判断に閣下と異なる立場にはなく、実際に監査法人に圧力をかけたという事実は一切確認されませんでした。

今後とも、金融庁といたしましては、監査の独立性を尊重しながら、金融監督に取り組んでいきたいと考えております。

以上、御報告を申し上げます。

○小坂委員長 質疑の申し出がありますので、これを許します。平岡秀夫君。

○平岡委員 民主党の平岡秀夫でございます。

おとこのこの委員会における、民主党の仙谷委員、そして私の方からいろいろと質問させていただきまして、その質問に答えて、竹中大臣は、「当事者に確認をして、御報告したい」と思っています。というふうな回答をされて、きょうその確認をした結果についての御報告をいただいたというところでございます。この点については私も評価したいと思っております。この点については私も評価したいと思っております。この点については私も評価したいと思っております。

実関係が本当に正しかったのかどうかという点、あるいは説明がなされた点について、私としてもまだ疑問が残っている点もございますので、いろいろ質問させていただきたいと思っております。

まず、大臣の認識を先に聞いておきたいと思うんですが、今現在、我々が問題を投げかけている疑惑があるんですが、この疑惑というのは今晴らしていかないと、今後の金融行政を適切に遂行していくためにはやはり晴らしておくことが必要であろうというふうに私は思っております。ですので、大臣の御認識はいかがでしょう。

○竹中国務大臣 金融再生プログラムをつくりましたときに、その中に、日本の金融システム及び金融行政の信頼性を回復して、日本の経済を健全化させて再建していきたいんだという強い意思を私自身表示したつもりでございます。その意味では、金融システムの健全化は重要ですが、その基礎に、金融行政に対する信頼性がしっかりと確立しているということがなければ、やはりこれはできないと思っております。

今般、その意味で、国会の場でこのような議論がなされているということに関しては、改めて日本の、我々の行政の姿勢をしつかりと確立していかなければいけないと、私自身を引き締めて今回の調査も行ったつもりでございます。これはいろいろな議論がなされている、国会でも大変御懸念をいただいている、そのことは事実として私自身も重く受けとめておりますので、具体的にどのような信頼性を確立していったらいいか、これは私が陣頭指揮で、陣頭に立って、しっかりと説明すべきは解明する、強化すべきは強化する、そのようなことをぜひともやり抜くという決意で私自身はおります。

○平岡委員 解明すべきものは解明するというふうな言い方をいただいたんで、ぜひその姿勢を貫いていただきたいと思います。

多分、きょうの説明を聞いて、また投書が来るかもしれません。またいろいろところで報道がなされるかもしれません。そういう疑惑に対して、確かにコピーしたようなものかもしれませんが、報道でその取材源がはっきりしないというところもあるかもしれませんけれども、そういう疑惑

を国民が持っていたら、これから審議される保険業法の改正であろうと、これから行われるであろう「リそな」に対する資本注入であろうと、国民の皆さんは支持することはできない、そのようなことになってしまうわけです。

もう一度大臣の、この問題についての疑惑はこれからまたいろいろ出てくるかもしれませんが、でも、そういった問題に対してもしっかりと対応していく、その発言をいただきたいと思っております。

○竹中国務大臣 繰り返し申し上げますけれども、金融行政に対する信頼がなければ、金融システムを強化することはできないと思っております。

そのために何をすべきか。今、伊藤副大臣とも相談をしながらしっかりと我々としては進めていきたいと思っております。これはまだ私個人の考え方でありまして、例えば金融庁の中にしっかりとしたコンプライアンス対応室のようなものを設けて、その中で、そのコンプライアンスの問題について、もう一度改めて我々自身で問い直していくような体制をつくるということも考えなければいけないというふうに思っております。

これについては、副大臣とも相談しながら、できるだけ早くその対応策を考えていきたいと思っております。

その際に、今平岡委員が、我々としてはとにかく解明するという気持ちは非常に強く持っている、それをもって国民の信頼にこたえたいという気持ちを持っている。それに当たって、例えば、いわば、いわゆる詠み人知らずの文章であれば、これは我々としても、実は対応のしようがない面がございます。

これに関しては、私自身、一昨日ですか、仙谷議員がお尋ねになつて、それを平岡委員がフォローアップされた、関係者から得たことになりました。これは大塚議員に私の方からお願ひしようと思ひますし、同僚でありますから平岡議員の方からでもできればお伝えいただければというふうに思ひますが、例えばですけれども、私の個人の住

所を大塚議員にお知らせしますので、その発注者
がもし確認できるのであれば、その方から直接私
に書留でも内容証明郵便でも送っていただければ
ありがたい。そうしましたら、私としても、これ
はもういゆる詠み人知らずではなくて、どうい
う証拠性があるのかということが確認できまし
し、これは今こちらから確認している、先方から
も確認できるということで、我々としてもさらに
作業の進めようがあるのではないかと考えており
ます。

先ほどコンプライアンス室の話がありましたけ
れども、普通、企業の場合には、それに対して弁
護士等々独立した主体にいろいろなことをお願い
するヘルプラインというようなものをつくるんだ
そうでありまして。私は、繰り返し言いますが、コ
ンプライアンス室とヘルプライン、急いでそうい
うものをつくって、そういうような、もしコンプ
ライアンスに関する問題があるものであるならば、
それをしっかりと受けとめて調査をするというよ
うな体制も考えていかなければいけないと思っ
ております。

直接のお答えとしては、強い決意があるかとい
うお尋ねであります。私としては、ぜひとも強
い決意を持ってしっかりと金融行政に対する信頼
性を確立するために努力をしたいと思っております。

○平岡委員　そもそも論をいろいろ聞いてみたい
ところなんですけれども、ちよつと時間がながい
ので、先ほどの御説明のあったところをちよつと
引つ張り出して御説明をさらに求めたいと思いま
す。

先ほどの説明では、十日に行われた「面談メモ」
に基づく調査については大筋認められました。そ
こで、その「面談メモ」に登場してくる人物、名
前は差し控えますけれども、銀行一課長、参事官、
企画官、補佐、そして係長二名、この人たちが同
席していた会議であるということは確認できまし
たでしょうか。

○竹中国務大臣　そのような会議が当日あったと

いうことは、確認ができております。
○平岡委員　銀行一課長の職責はわかるんですけ
れども、参事官、企画官、補佐、係長二名、この
人たちの職責は何でしょう。

○竹中国務大臣　参事官、企画官等は危機対応、
まさに預金保険法百二条に相当するような危機対
応室というのがございまして、その担当の参事官
等々でございまして。補佐は、銀行一課の補佐であ
ると認識をしております。

○平岡委員　係長二名は、どこの部署から来た係
長ですか。

○竹中国務大臣　ちよつと今、所属はすぐに思い
出せないのですが、いずれにしても、そこに参加
しておりますのは、銀行一課、監督ですね、それ
か危機対応室か、どちらかの係長、補佐等でござ
います。

○平岡委員　検査局の職員じゃないことは確認で
きますか。

○竹中国務大臣　これは監督の話でございまして
で、検査局の人間は出席していないというふうに
認識をしております。

○平岡委員　せんだつての、おとこの仙谷委員
の質問の中で、大臣はこういうことを答弁されて
おられます。「その担当参事官がこれは債務超過
であるとか、はつきり破綻企業であるとか、そ
ういった趣旨のことを、つまりこれは預金保険法
第百二条の第一項第三号に当たるんだとか、そう
いうような趣旨のことを言つたことは一切ない」と
いうふうな本人には確認をしております。」とい
うくだりがございまして。確かに、こんなことを言
うはずは私もないだろうなというふうに思います
けれども、逆に言うと、ここまで至らなくても、
言っていることはたくさんあるんじゃないかとい
うふうには私は思ふんですね。

先ほど、こんなことは言つていません、恫喝は
していませんというふうな言われましたけれども、
例えば、この「面談メモ」の中にあります銀
行第一課長が「その後監査法人の方は如何か、三
年を説明するメモを見たが論理的ではないと思

う」という発言、あるいは「百二条しかないだろ
う」という発言。あるいは、参事官の方からの発
言があった。「従業員・銀行からみると破綻と同
じ。」「早期健全化法のように自主性を尊重するも
のとは違う。」「ガバナンスについては基本的に国
が握る、普通株で三分の二を得るというイメー
ジ。」「ボツダム宣言と同じこと。」

企画官の発言、「経営の自主性はない、倒産企業
として扱う、事務方はミニマムを申し上げている
がそれで止まるかわからない。従業員には大勢辞
めもらう」

補佐「百二条となった時、監査法人が税効果を
追加で落とすというのではないか。前提は三年だ
が崩れると困る。」

こういうことを言っているというメモになつて
いますけれども、こういった発言、そのとおり
じゃないかもしれないけれども、そういった趣
旨の発言がされていることは確認されていま
すか。

○竹中国務大臣　まず、「面談メモ」そのものにつ
いては、金融庁として、我々としては作成したも
のではありませんし、個別の金融機関とのやりと
りについて、個々のコメントはこの場で言うこと
は差し控えていただかないでほしいんですけど、
委員御懸念の点が幾つか今御指摘されたと思
います。

一つは、繰り延べ税金資産云々ですね。これは
もともと、「リソナ」と監査法人との交渉状況を踏
まえて、どういうふうな交渉状況、今交渉一生懸
命やっているわけですね、それを踏まえて行つて
いるものでありますから、その過程でいろいろな
ことの確認を行つたり、これはやはりその過程で
はあると。しかし、本人から聞いておりますのは、
監査結果をゆがめるよう「リソナ」に指示したこ
とはなく、誤解を受けることのないよう意を尽く
したつもりである、そのような指示を受けてい
る。

あと、後半の、百二条は大変なんだというよう
な、そういう御指摘のことがありましたけれど

も、この百二条というのは金融危機回避のための
例外的措置という性格からして、先ほど申し上げ
ましたように、早期健全化法のような場合とやは
り違うんだ、経営合理化等が厳しく求められるん
だ、そういう旨の説明をしたというふう聞いて
おります。

ただ、いずれにしても、それによつて相手を恫
喝するとか監査に圧力をかけるとか、そういう事
実はないし、そういうことがないように注意した
というふうな報告を受けております。

○平岡委員　仙谷委員に対して、答弁の中で、そ
ういったことはないというふうな明確に否定され
ましたけれども、先ほど私が指摘した発言の部分
については、明確に否定をされていません。そう
いう発言があったんだと思います。

ということは、大筋においてこの面談メモの中
身については確認がされたことだと思いま
すけれども、そうした面談メモに書かれている会
談の結果として、先日もお話がありましたよう
に、この話を聞いた人たちは、金融庁から恫喝を
受けたというふうな言っているわけですね。そう
いう投書になつて言っているわけですね。まさ
に皆さん方当事者は、確かに恫喝したつもりはないとい
うに口をそろえて言われるかもしれませんが、
受けた本人が恫喝をされたということであ
れば、それはもう恫喝なんですよ。そういう誤解を
与えるような行為をしたということなんです
ね。

大臣、そういうふうな思いませんか。相手が恫
喝を受けたというふうな印象を受けたんなら、や
はりそれは誤解を与えるような行為をした、そ
ういう反省がなければならぬんじゃないかと思
いますけれども、いかがでしょうか。

○竹中国務大臣　まず、仙谷委員に私がお答えし
たのは、破綻に当たる、そういう認識は持つてい
ないし、そういうことは言っていない、そういう
ふうにお伝えをしたわけでございます。

今委員言われましたことでありますけれども、
我々としては、繰り返し言いますけれども、この
百二条の趣旨はしっかりと伝えなければいけな

い。その交渉状況を踏まえてこういう議論をするわけでありまして、その交渉状況について、どういう状況になっているのかということとはしっかりと聞かなければいけない、そういう会議の設定であったということは御理解を賜りたいと思います。

平岡議員が今最後に言われた点は、これはもちろん重要な点であります。こちらはそう言っていないけれども、向こうがそう思ったんだしたら、これはやはり問題ではないか。先方がそのように受けとめたのであるならば、これはやはり問題である、問題にしなければいけないということであらうかと思えます。その点に対して、我々は否定するつもりはありません。

しかし、重要なのは、先ほど申し上げましたように、私たちは、一生懸命、今回、信頼性を回復するために調査を、中では、担当者に対してヒアリングも行っていました。しかし、繰り返し言いますが、この仙谷議員が御指摘してくださったその関係者からの手紙と称するものも、我々から見ると、先方がちよつと確認ができない、詠み人知らずなのであります。

したがって、先ほど言いましたように、私のところに直接それを申し出ていただけるようなルートを開きます。そこは私を信じていただきたい。

私は一生懸命内部の検査もやっているんだから、信じていただきたい。それに加えて、私でだめだというのであるならば、それに関連して、コンプライアンス室というようなものをしっかりと早急に立ち上げて、その中にヘルプラインとして、これは弁護士の方とかそういうような方々に直接言っていたら、その人の立場は守られるような、そういう仕組みも早急に私はつくりたいと思います。そういう中で、私としては議論をしていただきたい。

私としては、私も副大臣も、金融の信頼を回復したいと心から願っておりますから、内部に対して一生懸命いろいろな聞き取りを行っている。内部の方々は、一生懸命日々の行政をやっておられ

ますから、そういうことはなかったというふうに訴えておられる。その上で、今私が申し上げましたように、その相手方の特定ができるのであるならば、それは私としてはさらにそのことについて調査をしなければいけない、このように思っております。

○平岡委員 大臣は逃げておられるんですね。この「面談メモ」、五月十日に会談があったこと、そしてその当局側の出席者、確認はされました。相手方がだれであったか、この出席者は知らないんですか。これは確認できているんでしょう。どうでしょう。

○竹中国務大臣 相手方、作成者は確認ができておりません。

○平岡委員 そういうふうには逃げないでください。

私は、作成者と聞いているんじゃないんですよ。この会議における相手方の出席者は確認できるんではないかと聞いたんです。答弁をお願いします。

○竹中国務大臣 これは確認はできません。しかしながら、先ほど申し上げましたように、これは以前にも私はこの場で答弁をさせていただいておりますけれども、証拠性があるものについては、外部の方々に対してもいろいろ話をするということはしなければいけないと思います。しかしながら、詠み人知らずの文章に対して、それを一々相手方に対して何か調査をするというようなことをもしやったら、行政は混乱すると私は思います。

そうではなくて、ですから、もし相手方がいらっしゃるんだったら、握りつぶすようなことがないような形でちゃんと対応しますので、それは、もしその相手方が先生の方で確認できるのでありますから、そういうラインできつちりと、私としても調査すべきことは調査いたしますので、そういう形に持っていくていただけないだろうかと思っております。

いずれにしても、今の状況で、金融庁の職

員に対して調査できること、問いただせることは、我々としてはできる範囲でやっているつもりでございます。そういう制約といいますか、今の状況をぜひとも御理解をいただきたいと思っております。

○平岡委員 先ほど、五月十日の会談の存在そして当局からの出席者を認められ、そして私が読み上げた数点の部分についての発言があったということについても否定されなかった。そういう事実がそろっているわけですね。

五月二十八日の予算委員会、竹中大臣は、民主党の菅代表の質問に対してこういうふうにご答弁しておられます。

「しかし、外部の人に対する確認というのは、これは、それを行うに足るほどの客観的な証左、証拠がある場合にはそういうことをするというところも考えられます。その後は、こういうふうに出てくるのわからないワープロ打ちの紙が出たからといって、それに基づいて一々外部に対して確認する、そういう性格のものではない」というところまで言っていますけれども、今大臣は、この会議の存在、出席者、そして話の身、大筋認められました。そうしたら、これは外部の人に対して、予算委員会でご答弁したことに従ってちゃんと調査をする、確認をする必要があるんじゃないですか。どうでしょう。

○竹中国務大臣 監督上、いろいろなことが行われます。監督上、先方が発表していないことに対して、それに先立って我々が何か物を言うということとは、これはむしろ我々の守秘義務に反することになりかねないというふうに思っております。「リソな」側に関して、この紙そのものについては今まだ調査中であるという報告を受けております。

○平岡委員 冒頭、私が大臣に、今回のこの疑惑についてはどういう姿勢ですかということをお尋ねしました。大臣は、しっかりと対応していきたい、解明していきたい、問題があれば解明して

くのが務めだという趣旨のことを言われました。私は、これだけのものがそろい、多分、当局の担当官にもいろいろ確認されたんだと思います。そういう中で、確かに、もしかしたら誤解を与えるような言動があったかもしれないという印象も多分持たれたんだらうと思います。

そういう状況であるならば、予算委員会でご答弁したように、きつちりと、外部の人たちとの間でそういうことだったのか、どういうことだったのかという確認を大臣はする、そういう政治的責任を持っているというふうには私は思うんですけれども、大臣、冒頭の大臣の決意に比べて、どのようにお考えでしょうか。

○竹中国務大臣 金融行政に対する信頼を本当に私はしっかりとしたものにしていきたいと思っております。そのために、担当の大臣としてやるべきことを、これは副大臣とも協力して、本当にしっかりとやっていく責を負っているというふうに私は思っております。

ここは、むしろこちらからお願いになりますけれども、例えば大塚先生のところやそういうふうに出た方がいらつしやる、その方はぜひ私のところに申し出ていただきたい。その方の立場は絶対に守ります。ないしは、私に対して不安があるのであるならば、コンプライアンス室をつくってそこに弁護士、ヘルプラインを置きますから、そこに申し出ていただきたい。そうしたことを通して、私はやはり次のステップに初めて行けるのではないかと今思っています。

菅代表に対して私はお答え申し上げましたけれども、申しわけありませんけれども、今の段階では、この紙が私たちとしても確認できません。やはり詠み人知らずの内容のものでございます。そうしたものにしましては、私たちは、部下に対して、できる確認はしっかりといたします。それに対して、証拠性があるようなものであるならば、これは先ほど言いましたように、一歩進めて議論をしていきたい。そのような立場で、しっかりと事実を解明したいという気持ちは全く変わりませんの

で、この点を御理解いただきたいと思ひます。
○平岡委員 私は、何もこの「面談メモ」そのものの存在を認めないとか、この「面談メモ」に書いてあることそのものを認めないと言っているわけじゃないんです。

皆さんは、皆さん側として、この会談をやったことを認めておられる。そして、多分その会談については当局の方でもきちっと応接録を書いておられる。多分、係長さんが一生懸命書いて、これよりもっと詳しくものがつくられて、大臣にも上がっているんじゃないかというふうな私の経験からして思うわけでありすけれども、そういうものを見れば、一体、このやりとりが、恫喝を相手に感じるような内容のものであったかどうかということとはわかつて思うんですね。

そういう意味で、やはり大臣が主体的にやらない限りは怖くて出られせんよ。大臣、どうでしょう。

○竹中国務大臣 今、金融庁にも面談メモがあるというお話がございました。面談メモは、あるものもないものもございますけれども、今ないしは先日いろいろな御議論いただいているようなものに関して、私自身、省内にそういった記録のあるものに関してはすべて目を通したつもりでございます。私自身、そうしたやりとりの中でも、恫喝とか恫喝とか、そういった部分は確認されませんでした。この点はどうぞ御信頼をいただきたいというふうに思ひます。

○平岡委員 ちょっとおとこの議論を少し読み直してみますと、大臣はこういうことを言っています。

これは答弁を訂正する場面だったんだと思ひますけれども、「先ほど、官房機能のところから監督局全員にそのような調査を行ったというふうに申し上げましたが、その全員に行った調査の内容は、先ほど申し上げたことよりは少し限定されておりまして、りそなグループの監査法人新日本及び朝日と同グループの平成十三年三ヶ月決算の内容について話をしていた金融庁職員がいなか、

それについて検査をしたということでございます。」というところで答弁しておられまして、これはまだ未定稿でございますから、いろいろと後で訂正しなければならぬ点があるかもしれませんけれども。

ここで、監査法人新日本及び朝日に対して話をしていたかどうかという調査の限定、それから、これはちよつと多分間違ひじゃないかと思うんですけれども、平成十三年三ヶ月決算の内容について話をしたかという点、これはどうも私は、このような内容で確認をしたのでは十分じゃない、不十分だというふうに思ひますけれども、先ほど来から問題になっている、「りそな」に対して恫喝をするという形で監査法人に対して圧力をかける、介入をするというようにことが疑念されているわけでありまして、これに、この答弁じゃなくて、もつとしっかりとした調査が行われないといけないというふうに思ひますけれども、どうでしょう。

○竹中国務大臣 先般の私の答弁の中で、まず御指摘の十三年三ヶ月決算、これは大変申しわけありません、十五年三ヶ月決算というふうに私は申し上げようとして言い間違へたようでございます。十五年三ヶ月決算でございます。

直接、お尋ねの調査を行ったかどうかに関しまして、もう一度明確に申し上げたいと思ひますが、監査法人に対して、それぞれの監査法人のりそなグループの平成十五年三ヶ月決算の内容について話をした金融庁職員がいなか、これは監督局の基本的な課長補佐以上の全員について、そういうことを官房の方で確認している、それは行っております。

今委員お尋ねの、監査法人も重要だけれども、直接「りそな」に対して、相手方に対してそういう圧力をかけたようなことはないのか、それは調査は本当に十分かというお尋ねだと思いますが、それに関しては、これは銀行一課が担当でありまして、担当のところが部員に対して、私の方から直接そうした事実はないかということを確認

認をしております、そういったことはなかったと、その事実を確認しているということでございます。

○平岡委員 その事実は、いつ、どのように、だれに対してやったんですか。おとこの答弁では、先ほど限定されたような調査しかしていないという話だったんですね。その後、いろいろと確認のための活動をされたんだと思ひますが、いつ、どこで、だれに対して、どのように調査されたか、確認されたかを答弁願ひます。

○竹中国務大臣 この銀行の一課の担当者とはほとんど毎日私は顔を合せて、いろいろな議論をする立場にございます。これは五月七日に最初の報告を受けて、いろいろな監査法人とのやりとりがあると。そのとき私は、そういうことを絶対するなという指示を出した、これは繰り返し申し上げておりますけれども、それで、そういう事実はないか、銀行に対しても事実はないかと。これは、ほとんど毎日のように顔を合せてながら、毎日のようにそのような話をしておりますので、どこでだれに確認したというよりは、ほとんど毎日、その担当の課の全員に対して確認しているというふうに私は思っております。

○平岡委員 私が聞きたかったのは、おとこの答弁の中で、こういうふうな限定された調査をしている、限定された調査しかしていないという答弁があったわけですね。今問題になっているのは、もつと「りそな」本体に対してどうだという、「りそな」を通じて会計監査法人とかというところにしていないかというのが問題になっているわけですね。だから、それについてはちゃんと調査したと思うんですよ。それを、いつ、どこで、だれが、どのようにしたかを聞いているんですよ。していないんだしたら、していないと言ってください。

○竹中国務大臣 ちょっと確認をさせていただきますたいんですが、委員のお尋ねは、これは二通りの調査があるわけですね。一つは、非常に幅広く調査を行っている調査。これは、しかし、監査法人

に対して圧力をかけていないかという調査、これをいつ行ったかという御質問ですか。これは五月二十日及び五月二十一、二で行いました。

それで、もう一つの「りそな」に対する調査、これは先ほど申し上げましたように、私は毎日のように確認をしているということです。毎日のように確認している。それで、先般、これは平岡議員の方から、改めて調査といいますか、新たに一日問われたことについて調査をすべきだというふうに言われまして、それで、昨日、昨日、両方ですけれども、聞き取りを行っております。したがって、改めてその点については、銀行一課の担当に対しては、そういった聞き取りを行っているということでございます。

○平岡委員 きょうの報告は非常に限定された部分の報告でしかなかったもので、先ほど最後に質問したようなことについてもしっかりとした確認をしたという報告をしてもらわない限りは、どうもまだ確認が足りないんじゃないか。

途中で言いましたように、これだけの状況証拠がそろつておつて、そして会談を認め、金融庁の出席者もはっきりわかっている、相手の出席者も当然これはわかっていると思ひますけれども、そういう状況の中で、大臣が、相手が恫喝を受けたという気持ちを持っているという状態のままで物事を進めていくということについては、私は大臣の政治的な責任があるというふうに思ひます。

しっかりと事実解明をし、疑惑を晴らしていただくとことを、再度重ねて要請したいと思ひます。

○小坂委員長 次に、内閣提出、保険業法の一部を改正する法律案を議題といたします。

お諮りいたします。

本案審査のため、本日、政府参考人として金融庁総務企画局長藤原隆君、金融庁監督局長五味廣文君、総務省郵政行政局長野村卓君の出席を求め、説明を聴取したいと存じますが、御異議

ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○小坂委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○小坂委員長 この際、竹中金融担当大臣から発言を求められておりますので、これを許します。竹中金融担当大臣。

○竹中国務大臣 一昨日、六月四日の当委員会におきまして、自由党の中塚一宏委員から、契約条件変更の申し出の承認の際の「保険業の継続が困難となる蓋然性がある場合」の要件を具体化するべきとの御指摘がありましたので、その検討状況について御報告を申し上げます。

保険業法第二百四十条の二第三項に基づく契約条件変更の申し出の承認に当たっては、以下の点に留意することといたします。

第一に、現時点では保険業の継続が困難である状況にはないこと、

第二に、将来の業務及び財産の状況を予測した場合に、契約条件の変更を行わなければ、当該保険会社の財産をもって債務を完済することができないなど保険業の継続が困難となり得ることが合理的に予測できること

に留意することといたします。

このうち、第二の点につきましては、

第一に、金利、株価、為替レート等金融経済動向にかかわる事項

第二に、新契約進展率、保険契約継続率、保険事故発生率等保険契約にかかわる事項

第三に、資産配分等運用にかかわる事項等について客観的かつ妥当な前提を置くこと

合併・再編、組織変更、事業費削減、業務の再編成等の経営改善努力の効果を織り込むこととして、これらを総合的に勘案することといたします。

以上です。

○小坂委員長 質疑の申し出がありますので、順次これを許します。中塚一宏君。

○中塚委員 まず、資料を要求したわけですね。資料を要求して、きょう質疑に立つということになつてはいるわけですが、きのうの夕方になつてもできない。けさ理事会に來たら、せめて理事会には配つてあるのかと思つたら、理事会にも配つていない。大臣が御発言になるということで、それはそれで構わないんだけど、普通理事会ぐらいいにはちゃんと配つておくものですよ。どんな委員会だつて、資料を要求したらそういうふうにしてはいるはずなんですから。それを今ここで読み上げるというのは、これは今読み上げるまで、私が理事会で、ではちよつとよこしてくれというふうな話をしたら、コピーしに行きますと、そういうことです。

委員長、金融庁にちゃんと注意していただけたすか。

○小坂委員長 委員長も同様に思いますので、その旨金融庁に注意をいたします。

○中塚委員 では、このいただいたものについて質問をいたしますけれども、合理的、合理的というふうな局長はおっしゃっていました、一体これはどこが合理的なのか、私は全然理解できません。

まず、伺いますが、「事務ガイドラインに定める方向」と書いてありますけれども、これは事務ガイドラインなんですか、例えば政省令にするわけじゃないんですか。

○藤原政府参考人 お答え申し上げます。

現在も、いろいろな行政の指針としまして事務ガイドラインを定めているところでございますが、今回も、この申し出に当たりまして、その判断をする際のガイドラインというのをここで定めていきたいというふうに思っております。

○中塚委員 いや、局長、政省令にするつもりはないんですか。ならないんですか。

○藤原政府参考人 行政の判断の指針でございますので、そういうものにつきましては、従来から事務ガイドラインということでもやらせていただいておりますので、今回も事務ガイドラインでやらせていただきたいと思います。

○中塚委員 保険契約者の財産権を侵害するような話を、ガイドラインみたいなことでいいんですか。ちゃんと政省令に落とすべきだ。あるいは法律に書き込むのが当たり前じゃないですか。どうですか。

○藤原政府参考人 今回のものは、まさしく法律に書いてあるものの解釈を示すということでございます。こういうものにつきましては、従来から事務ガイドラインで対処させていただいております。

○中塚委員 格好悪くて書けないんじゃないでしようね、政省令にするには。

保険契約者等の保護のための特別の措置等に関する命令、平成十年十一月四日、大蔵省令第二百十四号というのがありますね。第一条の二の三のところで、「将来の収支を保険数理に基づき合理的に予測した結果に照らし、保険業の継続が困難である旨の意見が記載されている場合であつて、その要因の解消を図るために必要な措置を講ずることができないとき。」こつちにはちゃんと政省令で落ちているじゃないですか。それだったら、何でこれを政省令にできないんですか、何でガイドラインみたいな中途半端なもので置いておくんですか。

○藤原政府参考人 御指摘のケースは破綻の場合の話でございますので、それを整理して書いたものでございいます。

○中塚委員 破綻のケースというふうにおっしゃるけれども、「事業継続困難の申出の基準」ということで、業務の停止、合併等の協議の命令並びに業務及び財産の管理」ということについての政省令がこうなっているわけですよ。こつち側は政省令で落とせるのに、何でこれはガイドラインのままなんです。おかしいじゃないですか。

○藤原政府参考人 まさしく法律に書いてあるところの解釈につきまして、行政がどういうふうに判断するかということの指針を示すものでございまして、こういうものにつきましては、従来から事務ガイドラインで対応させていただいております。

○中塚委員 そうしたら、何でこの大蔵省令第二百十四号には書いてあるんですか、「将来の収支を保険数理に基づき合理的に予測した結果に照らし」と。こつちだつて書いてあるじゃないですか、「将来の業務及び財産の状況を予測した場合に」と。片方は政省令で、何でこつちはガイドラインなんです。

○藤原政府参考人 先ほど先生の御指摘になりましたものにつきましては、保険会社が申し出る際の基準でございまして、今回の私どもがガイドラインで示そうとしておりますのは、私どもが判断する際の基準ということでございまして、ガイドラインということでございます。

○中塚委員 それだったら、申し出る際の基準を出してください。私はそのことをお話ししていたはずだよ。申し出るときは基準は出ていない。だから、これは承認するときの基準なんですよ、申し出るときは基準を出してくださいよ、そうしたら。

○藤原政府参考人 このことに関しましては、従来からお答え申し上げますように、まさしくこういうものを、ある程度、かなり客観的な基準というのを示しますと、これは相当な風評リスクを呼ぶという議論がかなりございいます。

したがって、そういうことを勘案いたしますと、できるだけちつとしたものであるのが一番望ましいわけですが、他方、そういうおそれもあることから、私どもとしましては、私どもが判断するに際しての基準というものをこういう形で示させていただきまして、総合的に判断させていただくこととさせていただきます。

○中塚委員 申し出の基準と申し出の承認の基準

なことにつきましてはこの事務ガイドラインであ
らかじめ明らかにされておるわけでございますか
ら、こういうものを勘案しながら、かつ、自分の
保険集団、保険会社の状況を十分勘案した上で、
こういうものを参考にしながら申し出をしていた
だくということだと思っております。

○中塚委員　そうしたら、この大蔵省令第百二十

四号の三のところと今回提出されたこの部分というのは、どういうふうに違うんですか、具体的に。

○藤原政府参考人　これにつきましては、破綻の場合と、破綻ではなくて、予定利率を引き下げなければ、契約条件の変更をしなければ、他の経営努力をしてもなお保険業の継続ができない蓋然性のあるということで書いておるわけであります。そこは全く違うと思っております。

○中塚委員 けれどもこの百二十四号の一条の二の三でも、「将来の収支を保険数理に基づき合理的に予測した結果に照らし、保険業の継続が困難である旨の意見が記載されている」、要は、これ

から先の話ですよ。こっちだつてそうじゃないですか。現時点では保険業の継続が困難である状況にはないけれども、将来のことを考えた場合にそうなるということでしょう。ここで言つてい

ることとこちで言っていることと、中身はどう
 なんです。同じじゃないんですか。

○藤原政府参考人 破綻の場合につきましては、かなり切迫した状況。それから、今回の場合につきましては、いろいろな経営努力とか、こういうのも盛り込んだ上で、なおかつ、もう少し長いスパンの話でございますので、そこはおのずと違っておるものだと思っております。

○中塚委員 申し出の基準と申し出の承認の基準なんでしよう、政省令とこっちのガイドライン

は。申し出の基準と申し出の承認の基準です。ね。それで、書いてあることは同じじゃないですか。片っ方は破綻だとおっしゃるけれども、こっちだって「将来の収支を保険数理に基づき」でしょう。こっちだってそうでしょう、「将来の業務及び財産の状況を予測した場合に」ということ

る事項が合理的に予測できるのであれば、それにふさわしい経営計画を保険会社みずからが立てればいいだけのことじゃないですか。それをさせることができる権能だって金融庁は持っているわけ

でしよう。早期是正措置とか経営健全計画とか、いろいろなものを出せるわけじゃないですか。何でこれ、将来、ちゃんと合理的に予測ができるということが、今は大丈夫だけれどもこれから破綻するというのは、どういうことですか、合理的と

○藤原政府参考人 お手元にお配りいたしました紙にも書いてございますように、例えば、第二の点につきましても以下に書いてございますように、金利あるいは株価、為替レート等について金

融経済動向にかかわる事項、あるいは、新契約進展率とか保険契約継続率あるいは保険事故発生、それから資産配分、運用に関する点、こういうことにつきまして、ある合理的な一定の前提を置いて、こういうものと、そういう計算といえますか、

将来展望をやってくださいと。これはかなり客観的かつ合理的な一つの基準だと思っております。

○中塚委員 こういうのを、私の友人である永田寿康議員の今手元にある本のタイトル、「バカの壁」というんですよ。

合理的とか客観的とかいえば全部そうなると思つたら大間違いで、合理的に金利、株価、為替レート等ちゃんと予測できるんだつたら、それにふさわしい経営計画を立てればいいだけのことであつて、そもそも、竹中大臣にお伺いしますが、

改革なくして成長なしなんです。何年かは厳しいかも知れないけれども、景気よくなると言っているでしょう、竹中大臣は。それだったら、金利、株価、為替レート等、竹中大臣は竹中大臣なりに合理的に予測をされているんだから、

保険会社にもうちちょっと頑張れと言えはいじやないですか。予定利率下げるなんて言わせなきゃいいじゃないですか。

○竹中国務大臣 いやいや、保険会社には頑張れと当然言うわけですよ。頑張ってもらわなきゃそ

れは困るわけでありまして、その頑張っていた際の一つの経営の選択肢として、今回の法律もその選択肢の中に入れていただきたいということを書いてあるわけです。頑張らないとどの会社もだめになります。

○中塚委員 その保険会社に頑張れと言うのが契約者を泣かせる話だから問題なわけです。そんな、頑張るのは当たり前。大臣に言われなくなったら保険会社は頑張りますよ。

それと、もう一つ。きょう、時間がなくなりましてけれども、この(二)の「合併・再編、組織変更、事業費削減、業務の再編成等の経営改善努力の効果」と書いてあるけれども、基金とか劣後ローンの取り崩しの話は一切書かれていないじゃないですか。結局、契約者だけに負担を押しつける、そういう法律、基準だということを、また時間をいただいて質疑をいたします。

○小坂委員長 次に、倉田雅年君。

○倉田委員 自由民主党の倉田雅年でございます。

保険業法の改正につき、少し素朴な質問をさせていただきます。

まず第一に、平成七年以前の保険業法には、契約条件の変更に関する主務大臣の命令権とか、あるいは、相互会社においては条件変更ができるというようなことを定款にあらかじめ書いておきなさい、こんな規定があったんですね。そういう規定がなぜ削除されたんでしょうか。そのことをどなたかお答えください。大臣に答えていただければ一番ありがたいです。

○竹中国務大臣 倉田委員のお尋ねは、平成七年の改正で、予定利率引き下げを可能とするような条文が削除された、その理由いかんということだと思います。

これは、御指摘のとおり、平成七年にそのような削除が行われております。この七年の改正前の保険業法では、まず第一に、これは委員よく御存じのとおりでありまして、保険業法の第十條第三項で、大蔵大臣の行政命令による保険金の削減を

可能とする規定があった。それと、同法第四十六條で、相互会社における社員自治による定款の定めに基づく保険金の削減を可能とする規定がございました。これらの規定については、その当時の保険審議会の議論がいろいろございました。

その保険審議会の議論では、まず第一に、大蔵大臣の行政命令によって保険金を削減するという規定につきましては、行政命令の効力を直接既存の契約者に及ぼすということになり、これはやはり不適当ではないのかという議論があったというふう聞いております。第二に、相互会社における社員自治による定款の定めに基づく保険金の削減の規定については、相互会社が株式会社と同質化している実態を考えると、やはりこれはその実態とかけ離れているのではないかとこのような議論があったということでありまして、こうした議論を受けて、保険審議会の報告を踏まえてこの規定は削除された、このように承知しております。

○倉田委員 わかりましたけれども、今回、また新たに保険契約条件の変更をするような事態が起るというようなことになった状況にかんがみま

すと、例えば、今大臣がおっしゃったところの大蔵大臣の命令権、これは、私的契約を直接変更するのはおかしい、こんな理由があったことはわかりますが、それにかわるもうひとつ自治的な変更用の規定をなぜ設けておかなかったのかということについてはどうでしょう。

○竹中国務大臣 まさに当時の、その七年までの方策に比べて、今回のスキームというのは考え方が違うものでありまして、今御指摘くださいましたけれども、これは、相互会社、株式会社の区別なく保険契約者を保護するという観点から、保険会社と保険契約者間の主體的な判断、自治的な手続によって契約の条件の変更を行うものである。その意味では、契約者自身に十分に理解をしていただくということを前提に、今回、この法律の御審議をお願いしているわけで、その平成七年に削除された規定とは性格の異なるものでござい

ます。

委員のお尋ねは、そのときにどうしてそういう改正がなかったのかということでございますが、これはちよつと当時の状況を私なりに推察するしかないわけでございしますが、恐らく、保険業界全体の置かれていた立場が非常に今と違ったのかなという思いがいたします。もちろん、当時、平成七年でありまして、逆ざやの状況は既に今から思うと出現していたということになりますが、まだ保険契約保有高そのものの減少には至っていません。

そうした中で考えますと、やはり逆ざや問題というのが無視できない一つの構造問題としてこの業界全体にのしかかっている、そういう状況下で、当時余り意識されなかったような問題を今目的に位置づけて、政策上議論する必要がある、それが大きな理由ではないかというふうに推察いたします。

○倉田委員 背景が今とは違った、こういう理解でよろしうございしますね。

次の質問に移させていただきます。

今回の法案では、契約条件の変更については、株式会社では株主総会、それから、相互会社では社員総会、または、総代会の設けられている場合には総代会で特別決議をしない、こういうぐあいになっていきますけれども、そもそも、総代というのはどういう権限を持っておるのか、つまり、だから委任をされて、どういう内容の権限を委任されているのか。これについて、局長、お答えいただけますか。

○藤原政府参考人 お答え申し上げます。

保険相互会社の総代会と申しますのは、社員総会にかわるべき機関として設置されたものでございまして、業務運営の最高意思決定機関でございまして、社員のうちから選出されました総代によって構成されているものでございます。

○倉田委員 社員のうちから選任されるはいいいんですが、どういふぐあいに選任されるか、選任の手続、だから委任をされているか。多分、

社員からでしょうが、どんなぐあいになっていきますか。

○藤原政府参考人 お答え申し上げます。

総代の選出方法でございしますが、保険業法上は定款で定めるとされておりますが、各社とも、定款上は、社員の選挙により、あるいは総代候補者選考委員会が選考した総代候補者につきまして、社員が投票を行うことによって選出することといたしております。

この二種類の方法のうち、御指摘のように、現在、各社とも総代候補者選考委員会方式を採用いたしております、その総代候補者選考委員会が選考しました総代候補者につきまして、社員が投票を行うということになっております。それで、十分の一以上の不信任があれば選出されないというふうなことでございまして、社員の信任投票を通じて総代が選出されているということで、社員の意思はその過程において確認されているというふうに思っております。

○倉田委員 そこはわかりました。

もう一点の、どういう内容をだれから委任されているのか、どういう権限を委任されているのか。この点についてはどうでしょう、局長。

○藤原政府参考人 委任と申しますか、本来、最高意思決定機関でございします社員総会というのがあつてございしますが、法律上は、総代会を設置した場合は、総代会が社員総会にかわる権限を有するというふうに規定されております。

○倉田委員 私が聞きたいのは、契約条件の変更というような権限を、総代会がどこからか、もつと言え社員からか、与えられているんだろ。こういうことなんです。

〔委員長退席、林田委員長代理着席〕

○藤原政府参考人 総代会は、社員総会にかわりまして、機関としての重要事項の決定をするというふうな規定になっております。

○倉田委員 少しわからない部分もありますが、要するに、社員総会も、あるいは株主総会も、保

險会社、保険者の方の機関として保険者側の意思を決定する、こう理解してよろしゅうございますか、藤原さん。

○藤原政府参考人 お答え申し上げます。そういうことでございます。

○倉田委員 それでは、保険者側の意思決定過程はわかりました。

問題は、保険契約者の側の意思決定の仕方についてであります。これについては異議申し立てという手続によって保障されている、こういうぐあいに法律の規定はなっているのかなと思いますが、それでよろしゅうございますか。

○藤原政府参考人 御指摘のように、保険契約者の権利保護という意味では、異議申し立てというのが機能しているということでございます。

○倉田委員 そこで、改めて保険契約というものを考えてみるんですけども、相互会社の場合には、保険契約をすると同時に相互会社の社員にもなる、こういう関係はあると思うんです。つまり、契約者がA、B、C、Dとたくさんいますね。Aは会社と契約するんだけど、Bさん、Cさんという契約者とも社員という相互関係ができてくる。ここまではわかります。しかし、株式会社の場合はそういう関係は起こりませんね。株主にでも同時になれば話は別ですが、あくまで、会社対AさんならAさん、BさんならBさん、CさんならCさんという、個々の私的な契約ということになりますね。

そうすると、十分の一以上の異議がなかったら全員が条件変更に同意したものとみなすといったも、Aさんの立場からすると、Bさん、Cさん、Dさんがオーケーをしたからといって、Aさんの意思をちつともBさん、Cさんが代理しているわけでもない。そこは何で多数決で決められるんだらうか。まことに素朴な疑問ですけれども、この辺はいかがでしょうか。

○藤原政府参考人 保険契約集団における意思決定システムということでございますが、これにつきましては、御案内のように、保険契約者数が膨

大であるということ、あるいは保険の団体性というところにかんがみまして、意思決定手続を、先ほどもから申し上げておりますように二つに分けておまして、一つは、会社の機関意思決定手続として総代会あるいは株主総会の特別決議、もう一つは、今お話ありましたように、保険契約者の権利の保護手続の方は異議申し立ての手続の活用というふうな、二つに分けて考えております。

現行法におきましても、保険会社の合併でありますとか、あるいは保険契約の移転の際に保険契約者の保護を図る観点から、異議申し立て手続とこのを活用いたしております。そういうことでございます。

○倉田委員 現在も、合併とか、あるいは契約の包括的な移転の場合にはそういう規定があるんだ、そういう御説明でありますけれども、集団性、集団性と言えども、契約はあくまで、さっき言ったように、Aさんと会社の関係ですね。保険というものが自分自身もその集団的なものだということとは私も理解するんです。つまり、大勢が少しづつ保険料を出し合って、自分が何らかの条件が来たときにはもらえる、まあ一種の講みみたいな、そんなような全体の仕組みじゃないかと想像しますけれども、しかし、契約者の立場に立つてみればあくまで、AならAとしては、自分が例えば死んだときには幾らくれるとか、たったそれだけの部分であつて、BともCともは実は関係がないんですね。

全体として、確かに保険会社の立場から見れば、百円しか払わなかった人に保険金を一万円払う、これは保険契約者を大勢抱えているからこそできることです。こういう立場は保険者としてわかります。しかし、それはあくまで保険者の懐ぐあいの問題であつて、契約とは関係がない。契約はあくまで、AならAという個人と保険会社との関係。BとかCが賛成しようが反対しようが、Aの意思決定になぜ関係してくるのか。この疑問が本当に、私は法律家のつもりでもありますが、法律家でなくとも素朴な疑問があるんじゃないかと

思うが、その点、どうお考えになりますか。

○竹中国務大臣 倉田委員先ほどから御指摘の点は、極めて本質的な問題だと思います。私も、今回の法律に際してこの問題を根本からじっくり考えていくと、そもそも相互会社というのは大変不思議な組織であるというふうに改めて思っています。

よく会社というところ、まさに利益の最大化とか言うわけですけども、社員と契約者というのは、利益の最大化とかそういう観点からすると、利益相反になるんじゃないかと、そういう素朴な疑問が幾つか出てくる集団だと思えます。そこはまさに保険というものの特殊性、先ほど先生は、Aさんにとつては個人の契約、私的な契約のはずだけれども、同じようにBさん、Cさんが全部抜けていきましたと保険そのものが成り立たなくなりますが、そこは、集団性を保ちながら、しかし、それぞれの権利ができるだけ守られていくような制度という形で、どこかで調和を図らなきゃいけないという一つの問題を背負っているのが保険というものののだらうというふうに思っています。

そうすると、どうしたらよいということになると、結局、これは先ほどの局長答弁と同じになつてしまふんですが、考えてみると、こういった集団の意思決定をする際に、営業の包括的な譲渡とか、今までもそういった問題を克服できるような方法としての異議申し立てのような制度が確かにあつた。今回は、そういう異議申し立ての手続をしつかりと活用して、この特殊性を踏まえて、もちろん、そもそも利益と社員と契約者という問題を抱えてはいるわけですけども、それをできるだけ克服していくのが法律をつくるべきの一つの考え方ではないだらうかというふうな考えをたけてございます。

その意味で、特別決議であるということ、異議申し立てに当たつても五分の一でなく十分の一という設定をしまして、御指摘のような点をできるだけ克服していくように今回の設計を行つ

たつもりでございます。

○倉田委員 別にだだをこねるつもりはないですけども、大勢契約者がいなければ成り立たないというところは、私に言わせると、あくまで保険者側の懐の問題だとさっき言いましたが、例えば保険でなくとも、一個の商品をつくるのに、一個だけつくった場合は百万円かかる、百個つくれば一百万円ずつ売れる、あるいは千個つくれば千円ずつでも売れる、商品というのはそういうものですね。

つまり、相手が大量契約してくれる、売買契約をしてくれるからあくまで成り立つのであつて、そういうことを考えると、集団性、集団性という言葉にこまかされてしまふような気がするんだけれども、契約はあくまで一対一じゃないと、保険会社の懐ぐあいをみんなに押しつけるというのは、そもそも変じゃないかなというところを感じるんですが、いかがでしょうか。だだをこねているつもりはないんだけれども、ちよつとそう考えてしまふ。

○竹中国務大臣 そこは本当に、保険契約者の立場というものは最も重視されなければいけない。保険契約者の利益を守るために保険集団があるわけでありまして、その原点が何よりも重要だということに私も思っています。

その際に、これは先般からいろいろ議論させていただいておりますけれども、しかし、今のようないきなり逆さの環境でこのまま放置したら、これは仮定ですけども、この逆さや等々が原因になつて経営が破綻する可能性があるような場合、これについて、本当に契約者の利益になるんだらうか。

契約者の利益を考えれば、その際の一つの選択肢として、破綻になると、これは海江田委員の御質問でいろいろな数値の検討もなされましたけれども、責任準備金のカットがあるかないか、予定利率は今までの破綻の例だとやはり相当低くなつていくということを考えますと、今回の措置のようなものやうまく、これはうまく使つていただか

なければいけないんですが、その方が結局は保険契約者のためになるのではないだろうか。そういう場合には、まさに自治的な手続を踏まえて、こういう選択肢を用意しておくのは決して悪いことではないのではないだろうか、我々としてはあくまでそのように考えているわけでございます。

○倉田委員 私は必ずしも納得できないですけれども、次の質問へと移らせていただきます。

十分の一以上の異議がなければ成立したものとみなす、こういうことになっているんですね。その際、十分の一以上異議がなかった場合は変更対象契約者全員が賛成したものとみなす、承諾したものとみなすということになっているんですね。

そうすると、では、私は異議がありとて異議を申し出た契約者は、その異議を申し出ているのにもかかわらず、異議とは反対の方向の賛成をしたというぐあいになされちゃうというのは幾ら何でも、意思表示の原則からいくと、ノーと言っているのにイエスとみなすというのは少々乱暴ではないかと私は思いますが、いかがでしょうか。

○藤原政府参考人 お答え申し上げます。

保険の相互会社の場合、先ほどから申し上げていきますように、大変膨大な数の契約者がいらつしやるといふことと集団性ということから、現在におきましては、異議申し立て制度というものは存在しております。先ほどもちよつと申し上げましたが、合併でありますとかいろいろ重要なことにつきまして、五分の一あるいは十分の一ということ、異議申し立て制度が活用されております。そこでも十分の一以下あるいは五分の一以下しか異議申し立てがなければ、それは全体としてそれを決めていくというような、今システムがそういうふうな既に保険業法の中で仕組みられているところをございまして、今回の措置もそれに倣った措置でございまして、御理解を賜りたいと思っております。

○倉田委員 既存の条文がほかにもあるからいいんだという論理はどうも私にはわからないです。

ね。反対だという意思表示をしているのを賛成とみなすというのは、どういう法的な論理に基づくものか。それしか方法がないからだというのか。それとも、それ自体が意思表示の原則からいけばおかしいから、だから法律でこう決めちゃうんだというのか。少なくとも、無理でもそう決めちゃうんだ、こうでも言わない限り論理的には成り立たないと思うけれども、どうでしょう。

○藤原政府参考人 繰り返になりますかもしれないんですが、保険契約者数に膨大であること、保険の団体性ということにかんがみまして、やはり二つに分けてやるしか、こういう形で、例えば機関の意思決定手続としては総代会や株主総会の特別決議、それから保険契約者の権利保護は異議申し立て手続、こういう活用、これをどういふふうにしてやらざるを得ないような、生命保険会社という形態がかなり特殊な形態をとっている。したがって、従来の法律も、そういうものを勘案しながら、総代会あるいは異議申し立てというものを組み合わせてその運営を行っているというふうに御理解いただきたいと思っております。

○倉田委員 意思表示の原則からいって論理的には説明できない部分があるので、逆に法律で決めるんだ、こう言うならばわからないことはないんですが、そういう答えとみなしていいんですか。

○藤原政府参考人 お答え申し上げます。

そういうことというよりも、むしろ、先ほどから申し上げていきますように、相互生命保険会社の組織としての、あるいは保険集団としての極めて特殊性からそういうふうな決めざるを得ない、そういうふうなことからしかワーカブルではないということだと思っております。

○倉田委員 この問題は、どうも納得のいく答えが出てきそうもない感じがするんですけどもね。要するに、私の理解とすれば、全体としての契約者にいいように決めてやる法律なんだよ、今必要なんだよ。そういう必要性があるかどうかということも含めてよく考えなければいかな、こんなぐあいに思います。

次の質問へと移りますけれども、問題は、これは、現在、インフレ時代は終わってデフレ現象が起きてきている。そこで金利が下がってしまっている。そこで、インフレ時代の典型的な商品であった生保の商品、契約ではどうも行き詰まっちゃうぞ、こういう状況があるという認識の上での対症療法だと私は思うんですね。問題はやはり、そのデフレをどのように解消していくのか、このことが非常に重要だと思うんですね。

それに関連しまして、昨日も総理が衆議院の本会議で言っておられましたね。日本の為替レート、円ですが、円は実態に比べて、実態の日本の経済力に比べて低いまま、国際競争力に比べてどうか、実態よりも割高ではないか、こういう認識を示されたように思うんですね。それをブッシュさんにサミットで言ったところ、ブッシュさんは、いや、ドルは強いドルで頑張りますよ、こう言ってくれた、こういうんですが、割高な円レートというものが現在のデフレ状況に関係しているとは私は思うんですね、大臣、いかがですか。

○竹中国務大臣 為替レートは何が適正か、その適正レートに比べて割安か割高かということを一概に申し上げるのは大変難しいというところは御理解をいただけると思うんですが、一つの指標として、これは塩川大臣もよくおっしゃいますが、購買力平価に比べるとやはり割高であるというふうな皆さんの実感はおられるだろうし、そういうような同様の認識は私も持っております。

デフレにそういういった為替レートが影響しているかどうかということでありまして、デフレのすべてをもちろん為替レートだけで説明することはできませんが、海外から非常に安いものが入ってくる、これがグローバルバリエーションの中で非常に急速に目立つようになっている。これが一つ国内の物価を下げていく要因であるというところは、私も全く否定いたしません。したがって、購買力平価から見ると割高な為替レートのもとでデフレが

加速しているという側面は確かにあると思っております。

○倉田委員 確かに、海外から安い物が入るから云々という形の影響がデフレにある、これはわかりますけれども、私が大臣にお尋ねしたいのは、割高な円レート、名目レートにあつた場合には、実質の為替レートというのか、それに実質、正しいところへ調整するために国内物価が下がるという面はないか、ここを聞きたいんです。

〔林田委員長代理退席、委員長着席〕

○竹中国務大臣 御指摘のとおり、名目レートで我々普通、議論するわけですが、本当は実は経済的に意味があるのは実質レートであつて、しかも、あえて言えば、我々は、対ドルレートだけで今円が高いというふうな思いがちであります。実は今、ユーロに対しては円はほとんど安くなってきたという経緯がここ半年ぐらいに關してはあつたわけでありまして、実質の為替レート、同時に実効の為替レート、ドルだけではなくてすべての、そこで判断をしなければいけないという側面はあると思ひます。

今の委員の御指摘は、為替レートの関連で国内の物価がそれをむしろ調整しようとしているのではないだろうか、そういう側面があるのかということだと思ひます。それは、その意味では、為替レートを通して、海外の物の値段と日本の物の値段が均衡するようなメカニズムが、これは輸出入を通じても働かし、もつと間接的な競争を通じても働きますから、そういう側面は確かにある。結果的に見ますと、その意味では、購買力平価に比べて割高な為替レートのもとで、今まで高かつた国内の物価が国際価格に向かって取れんしているというような、そういうメカニズムは私はかなり強く働いていると思ひます。

○倉田委員 もう時間がなくなってきましたので、簡単に言いますけれども、そうだとしますと、いわゆる対ドルについて、ユーロの問題はまたありますが、対ドルについて円安誘導をするということもデフレ脱却の一助になるのではないかな、

論理的にそうなるはずなんです、いかがでしょう。

○竹中国務大臣 私は、デフレの克服と為替レートの調整というのは同時進行で進むのだからと思

先生は今、円安誘導というふうにおっしゃいましたけれども、マーケットで決まるレートに本

その意味では、委員がおっしゃったメカニズム、私は全くそのようなメカニズムが働くべきだ

○倉田委員 もう時間がないから終わりますけれども、すぐ終わりますけれども、実質金利を下

それは一つ、手段がないということをよく言います、一日、非常に膨大なものがあるから。だ

○小坂委員長 質問時間が終了しております。簡潔に終わってください。

○倉田委員 政府と日銀が、例えばの話が、百六十円まで円安に持っていくと宣言をした場合は、市場の人間は急いでそれに右に倣えするん

○小坂委員長 答弁は求めないでください。以上で質問を終了してください。(発言する者あり)

○竹中国務大臣 そのように、物価上昇期待を

○倉田委員 終わります。

○小坂委員長 次に、大島敦君。

○大島(敦)委員 民主党の大島敦でございます。

今回の保険業法の一部を改正する法律案の中で、先ほどの倉田委員の御質問にありました相互

○五味政府参考人 資料の持ち合わせがござい

○大島(敦)委員 株式会社保険会社の株主の数

○藤原政府参考人 株主の構成というのは、ち

○大島(敦)委員 金融商品の中でも、生命保険

○五味政府参考人 定期保険の場合でございます

○大島(敦)委員 例え、これまで破綻した生命

○五味政府参考人 定期保険の場合でございます

今回、この修正案、改正案の中で、ここには三分の二以上の多数で決せられると書いてあるん

○藤原政府参考人 株主の構成というのは、ち

○大島(敦)委員 金融商品の中でも、生命保険

○五味政府参考人 定期保険の場合でございます

○大島(敦)委員 例え、これまで破綻した生命

○五味政府参考人 定期保険の場合でございます

○大島(敦)委員 例え、これまで破綻した生命

○五味政府参考人 定期保険の場合でございます

○大島(敦)委員 例え、これまで破綻した生命

○五味政府参考人 定期保険の場合でございます

○大島(敦)委員 例え、これまで破綻した生命

○五味政府参考人 定期保険の場合でございます

式投資とか投資信託の投資とか、金融商品の役割が、生命保険というのは、やはり相互扶助の精神

○藤原政府参考人 定期保険の場合でございます

○大島(敦)委員 例え、これまで破綻した生命

○五味政府参考人 定期保険の場合でございます

○大島(敦)委員 例え、これまで破綻した生命

○五味政府参考人 定期保険の場合でございます

○大島(敦)委員 例え、これまで破綻した生命

○五味政府参考人 定期保険の場合でございます

○大島(敦)委員 例え、これまで破綻した生命

○五味政府参考人 定期保険の場合でございます

○大島(敦)委員 例え、これまで破綻した生命

○五味政府参考人 定期保険の場合でございます

○大島敦委員 確かに、定期保険ですと百分の九十ぐらいいかもしれない。しかしながら、養老保険あるいは終身保険だと、減額される割合はもっと少なかったはずと考えております。

減額されたときに、減額された分を保険会社が守ろうとした、そういうことは、皆さん、存じ上げていらっしゃると思います。

○藤原政府参考人 過去の破綻事例におきまして、死亡保険金額を維持するために、保険料を増額した上で、変更前の保険金額まで増額をするというのを可能としたというふうな措置がとられているケースがあるというふう存じております。

○大島敦委員 もう一度伺いたいんですけども、その部分は、減額されたときに、その減額された部分について、新しく保険料をお支払いして、その部分を埋め合わせる、そういうふうな会社があつたという理解でよろしいでしょうか。

○藤原政府参考人 お答え申し上げます。

例えば、体況が悪化しているような者に対して、過去の破綻事例におきまして、その死亡保険金額を維持するために、審査をせずに保険金額を増額した上で、変更前の保険金額まで増額を可能とするというふうな措置を講じた例があるというふう存じております。

○大島敦委員 今回の例は、おおむね破綻した七社について行われているという理解でよろしいでしょうか。

○五味政府参考人 条件変更前の保険金額まで増額更新をする際に、無選択での条件変更というところで、ただし、もちろん保険料はその分上がるわけですが、こういった扱いをしているところ、あるいは、その保険金額を増額する場合、通常の危険選択ではなくて、簡易な告知をすればよろしいといったような例が多数であるというふう理解しております。

○大島敦委員 今回の改正案が通った場合には、予定利率を三%に下げるといってお話がございます。

お手元に資料があるかと思うのですが、一千万円の保険であれば、一九八八年の契約であれば、六百二十万に下がってしまうわけですね。この場合の措置なんですか、その差額の三百八十万円について、今、破綻した会社がつたような、体況の不調を理由としないで、あるいは告知なり、あるいは健康診断をもう一度受けること、そのようにすべきだと考えるんですけれども、大臣としてはいかがお考えでしょうか。

○藤原政府参考人 まず私の方からちよつとお答え申し上げますが、今回のスキームは、保険契約者の保護の観点から、保険会社とその保険契約者の間で自治的な手続によりまして契約条件の変更を行うことができるような仕組みをつくることとございまして、当然のことながら、保険契約者の十分な御理解が前提でございまして、したがいにまして、契約条件の変更をどのように行のかにつましても、これも保険会社と保険契約者間の主体的な判断で決めることが基本であると思っております。

御指摘の点につきましては、その契約条件の変更の内容が複雑になって、迅速な手続が困難という可能性が、あること、あるいは、保険契約者にとりましては、死亡保険金の保障よりも満期保険金の削減を抑える方を望む方もいらっしゃる可能性があることに留意する必要があるというふうな考えでありますが、いずれにいたしましても、自治的な手続の中で、保険会社と保険契約者の中で決めていただくことになるんだと思っております。

○竹中国務大臣 委員の御指摘は、死亡保険金というのは、保険契約者、加入者にとって大変重要な問題であろうと。確かに、私自身も、保険に幾ら入っているかというときに、死亡保険金を多分頭に置いている金額を皆さん言うんだと思うんですね。そのような意味で、過去にもそうした破綻事例において、死亡保険金額を維持するためにいろいろなことを努力した例もあるではない

か、そういうことは今回の措置の中では一体どのような位置づけられているのか、そういう大変重要な問題意識だと思えます。

これは、今局長が申し上げましたように、今回は、手続そのものは保険会社と保険契約者間の主体的な判断で決めるということでありまして、そのような選択肢も当然入ってくるのだというふうな思いです。

しかし、これは手続が複雑であるというふうなことでありまして、一本本に保険契約者は、冷静に考えてみてそのどちらを、例えば死亡保険金の保障と少しでも満期保険金の維持、それはやはりチョイスの問題であろうというふうにも思っています。

いずれにしても、保険会社と保険契約者間の主体的な判断でこれは議論していただくべき問題だ、こういうふうな思っております。

○大島敦委員 今回の議論は、せつかくつてきましたから説明しますと、要は、予定利率を五・五から三・〇に下げると、一千万円だったものが六百二十万に下がってしまう、この場合、この下がった部分の三百八十万円をどうやって保障していくかという問題なんです。

今、三十歳で入ったとして、先ほど言ったように、体況の不良が三十五とか四十前でできると、この一千万円という金額が非常に大きい金額になるわけですね。御承知のとおり、これは死亡リスクだけじゃなくて、例えば緑内障で両目を失明された場合にも一千万という保障はおありわけですから、本人としては極めて重要な金額なんです。これが下げられてしまうということは、生命保険会社としての生命、要は生命保険会社の意義が失われる問題だと考えているのです。

もちろん、先ほどのお話ですと、この部分の三百八十万円について、新しくお金を払って加入してくれという話ですよ。違いますか。そういうことですよ。

今回のこのスキームだと、三%といって利率を固定しているじゃないですか。本当に三%という

この利率を固定していることが正しいかどうかというの、三%というこの利率、要はミニマム三%ですよということにしているのですけれども、これによって保険商品の幅が自分分は狭められると考えているのです。

今の保険のさまざまな商品が出てくる中で、例えば、ある会社においては、終身保険における解約の割合を一定率はじくことによつて全体的な保険料の利率を下げて、そういう商品もあつたりもします。今、いろいろな考えによつてさまざまな商品が出てくる。

そうすると、例えば、一千万円を守るために、三%というこの予定利率にこだわることなく商品設計した場合には、例えば、このところを差額にして、この責任準備金を固定じゃなくて変動させることによつて一千万円という金額が守れないのかなというお話をさせていただいているのですけれども、いかがでしょうか。

○五味政府参考人 今のお話は、今回御審議いただいている制度によつて、予定利率を引き下げた保険会社と契約をしている契約者が、死亡保険金額を例えば維持したいというところで、そういうニーズに対応した一種の受け皿商品のようなものとしてのお話だろつと思ひますが、こういう形で条件変更対象契約の受け皿となる商品、効果としては死亡時の保険金が従来と同じ水準で維持できるといったようなものを開発することは、これは保険会社の経営努力としてあり得る話でございまして、こうした商品は、新商品として申請がございしますれば、法令に基づく認可基準に基づきまして、私どももその認可の可否を判断していくことになりまして。

○大島敦委員 新商品を開発して既存の契約者に新たな負担を強いるという話ではないのです。負担を強いなくて、この一千万円という死亡保険金を維持して、その期間も維持することが可能かなと私は思っています。

今回のこのスキームの中で、将来金利が上昇した場合等において変更対象契約者に対し利

益を還元する方針は定款に記載」というのがございますから、将来、三%以上に利率が、要は運用ができた場合にはその分戻すということを想定しているわけなんです。そうすると、この三%の金利を固定するよりも、変動させた方が顧客の利益を守れるのかなと私は考えるんですけれども、その点はいかが考えればよろしいでしょうか。

○藤原政府参考人 お答え申し上げます。

今回の新しいスキームにおきまして、予定利率の引き下げを行う場合、保険契約者保護の観点から下限を設けるという趣旨でございまして、まさしくその下限として、今政令で定めるとなっておりますが、それを現下の状況から勘案すると三%程度の話かなという話でございまして、まさしく三%というのは引き下げの下限の話でございまして、ちょっとそういうことと御理解いただきたいわけでございます。

○大島(敦)委員 三%は、これは下限値でも構わないんです。三%の下限値だったら三%の下限値を置いて、これによって、会社によっては四%、五%で今後運用できる会社もあるかと思う、今回のスキームに乗った場合。その場合に、これだと一千万円という、ここを、今までの保険料は一定にして、一千万円を維持する商品をぜひ保険会社の方に考えるように指示してほしいということなんです、あるいはお願いしてほしいということなんです。

なぜかという、先ほど冒頭、破綻した会社の話がありました。健康状態、体況のことは一切不問に付して、それ以降も、この三百八十万の高さの部分について、新しい保険をここに充当して一千万円を守るとお話をございました。しかしながら、保険会社をもっと考えさせてほしいんです。そのような簡単に、ここに新しい商品を生かすはめるのではなくて、今までの責任準備金を生かしながら、今の保険の、変額保険なり幾つかの前提を置いて、商品をもう一度、安易にここに、このプラスアルファは契約者に押しつけるのではなく、今までの死亡保険金の金額を守るような商品

をつくる、要は検討させるということをぜひ生命保険会社の方にお願ひしていただきたいんですけれども、いかがでしょうか。

○藤原政府参考人 先ほど大臣の方からも御答弁いただきましたけれども、まさしく保険契約者の中に行き渡るニーズが強いということにもよるうかと思っております。まさしく、死亡保障の方を厚く保障する、貯蓄性の方は薄くてもいいというニーズが強いのか、あるいは逆なのか、その辺はまさしく保険集団さまがだと思っております。まさしくこれはどちらの方にし寄せするかという話でございまして、まさに保険会社、保険集団の中で自主的に御決定いただくべきことでありまして、私どもの方からそれを必ずこちら側でやれと言うのは、まさしく今回の措置の趣旨に合わないんだと思っております。

○大島(敦)委員 局長の御答弁はよくわかるんですが、ただ、楽な仕事をしたいだけよりも、国民に非常に負担を強いものだから、保険会社には徹底的に、簡単ですよ、新しい保険をつけるということだけだったら、ただ、そこには今さまざまな理屈がありますから、それをしっかりとスタディした上で一番ベストのものを考えてほしいという、そのようなお願いをやはり政府としてはすべきだと考えております。

例えば、今回は、先ほど十分の一の異議申し立てがあるとか、あるいは保険の契約者数が非常に多いものだから、グループとして一人一人の意見を聞けないというお話をございました。でも、保険会社の場合には、適格年金の予定利率の引き下げについては各会社に対して了解を得ていると思うんですけれども、いかがでしょうか。

○五味政府参考人 適格年金のうち、平成二年以降に発売された新企業年金、これの約款には、一般的に次のような規定がございまして。金利水準の低下その他の著しい経済変動など、この契約の締結の際予見し得ない事情の変更により特に必要と認めた場合には、返戻金、保険料及び責任準備金の計算の基礎を変更することがある。こう

いう規定が一般的に置かれておりまして、したがって、この新企業年金の場合は、約款上、契約者である企業の同意がなくても、契約者への通知をすることで契約条件の変更は可能ということになっております。

ただ、おっしゃいますように、平成二年以前の発売に係ります旧企業年金におきましては、定款にこのような規定はございせんので、既契約の条件変更には契約者の同意が必要ということになります。この旧企業年金というのは現在ほぼほとんど残っていないという事実はございますが、そういうことでございまして。

○大島(敦)委員 今回のことについても、予定利率を下げるということについてそのように決められたということは、契約者の利益を著しく損なうことであると考えます。

今回の改正案が通りますと、今申したとおり、契約者に対して、例えば企業責任をどうやってとっていただくかということになってくると思うんです。それは、今相互会社、あるいは株式会社でもいいんですけれども、経営責任をどう自覚してもらうかということだと思っております。

前回、この場で、生命保険協会の横山会長は、その横山会長の会社では契約者懇談会というのを総代会の前に全国で開いているというお話をございました。答弁の中で、十分の一の反対というお話もあったんですが、保険会社の幹部職員の方がしっかりと責任を自覚してもらうためには、予定利率を下げる場合において、一〇%の申し出をとることは別に、各支社においての説明会なりをしつかり組み込んだ方が経営に対する自覚を持てるようになるのではないかと私は考えるんですけれども、竹中大臣のお考えをお聞かせください。

竹中大臣、お願いします。

○竹中国務大臣 これは何回も申し上げておりますが、自主的な決定、自治的な手続というふうにある以上、事前に契約者に対する説明責任とかそういうものを果たすことは大変重要であるというふうに思っております。その意味では、お

しゃったように、今横山さんの発言を少し引用されましたけれども、それは各社において、当然のことながら、しっかりと努力をさせていただかなければいけないし、逆にそれをやらないと、保険会社自体がその異議申し立ての手続等をクリアできないということになってしまふんだと思っております。

ただ、契約者の懇談会のようなものを、これはどのようなものをイメージするかにもよると思うんですけれども、保険契約者が極めて多数であるということを考えますと、手続の迅速性とかそういうものにもやはり配慮しなければいけない。ここはまさしく、しかし、各保険会社の工夫の問題だと思います。

いずれにしても、繰り返し言いますけれども、これは本来契約者のために行うものであり、契約者の異議申し立てというその制度をクリアしないと機能しないわけですから、それは極めて大きな工夫を、それぞれ保険会社に説明責任を果たす過程で行っていただかなければいけないものだというふうに思っております。

○大島(敦)委員 もう一つ竹中大臣に伺いたいんですが、竹中大臣が今までの御答弁の中で、生命保険会社の経営努力というお話をよくされておりました。生命保険会社の経営努力の具体的なイメージをどういうふうに持たれているのか、お聞かせください。

○竹中国務大臣 経営努力の具体的なイメージというお尋ねでございますが、これはもうさまざまなかこそ創意工夫をして、いろいろな努力をしていただかなければいけないんだと思います。しかし、経営者としては、結果に対してしっかりと責任を負っていただく、よい結果を出すためにさまざまな努力をしていただく、そういうことに尽きるのであるというふうに思っております。今回のスキームにおきまして、経営者の責任をどのように求めるかというのはやはり大変重要なポイントであるというふうに私も理解をしております。

今回、総代会等々の通知の中に経営者の責任について明記せよというふうな項目を設けておりま
すけれども、そうした中で、これは経営者といっ
てもいろいろあると思います。長年経営をしてき
た方、数カ月前に就任された方、それぞれ責任の
果たし方は当然違うわけでありすけれども、契
約者に対して、場合によっては株主に対してとい
うこともありすけれども、しっかりとした結果
を出すための努力をしていただく、我々としては
そのガバナンスの体制がしっかりとつくられて
いるかどうかということを見ていかなければいけ
ないと思っております。

○大島(敦)委員 最後になりました。もう時間で
ございますので。

保険会社のガバナンスの問題とか、あるいは生
命保険会社、相互会社の役員の責任追及というの
は、なかなか今の制度だと難しいと思うんです。
今回のこのスキームの中でも非常にそれがあいま
いになっているわけですね。日本の会社の中にお
いて、同じメンバーで会社がよみがえるというこ
とが本当にあるのかどうか、あるいは経営者を入
れかえた方がしっかりとした経営ができるかなと
私は思っているんです。

その点につきまして、最後に、竹中大臣の方か
ら、これはその社員の方あるいは株主の方が決め
ることもあるんですけれども、責任をとってい
ただくということについて具体的というのかな、
大臣としての気持ち、経営者を入れかえるべきだ
と私は思うんですけれども、その点について最後
にお聞かせいただいて、私の質問を終わりたい
します。

○竹中国務大臣 繰り返し申し上げてきたつもり
でありますけれども、やはり経営者の責任は大き
いと思います。かつ、そういった問題に対して毅然
たる態度をとることが、まさに経営者の責任の一
環であるというふうに思っております。

今回の、これは保険、銀行、少し違いますけれ
ども、「リソな」の件においても、そういった意味
での責任の明確化とガバナンスの強化というもの

に対しては、我々としても非常に努力をしたつも
りでございます。委員会等設置会社を、ある意味
で銀行としては初めてということになりますけれ
ども、「リソな」に対して設置すべきであるという
ふうに私も考えましたし、保険の相互会社、株式
会社、いろいろ形態はありますけれども、まずや
はりガバナンスが発揮できるような仕組みをしつ
かりとつくってもらいたい、その中でその結果に
対してしっかりと責任を負うようにしてもらいた
い、そういう思いは私自身しっかりと持って監督に
当たらなければいけないと思っております。

○大島(敦)委員 ありがとうございます。

○小坂委員長 次は、佐藤観樹君。

○佐藤(観)委員 民主党の佐藤観樹でございます。

最初に、リソな銀行に対します公的資金注入に
ついて、私の前にも平岡さん、そして仙谷さんか
らもありましたが、その角度ではなくて、別の角
度からいろいろあり方について伺いたいのであり
ますが、それについても、十日に公的資金
注入をすると言われておるし、それから、二十六
日には「リソな」の株主総会もあるという時期で
ございますので、今度は、十一日には、委員長の
配慮で、理事会で、両監査法人なり「リソな」の
前社長等が呼ばれるということでございますので、
一つは、いい悪いは別にいたしまして、公的
資金の注入が幾ら、いつごろ、どういう形で、ど
ういう株式で注入するおつもりになっているの
か、まずそれを聞きたいと思えます。

○竹中国務大臣 御承知のように、五月の三十日
にリソな銀行から申請がございました。それと同
時に、経営健全化計画の提出がありました。それ
を我々としてはしっかりと審査した上で、資本増
強を行うべきかということを最終的に決定するこ
とになります。資本増強の必要性的認定というの
は、御承知のように既に十七日に行われているわ
けでありますけれども、今、五月三十日に提出さ
れた申請に基づいて、しっかりと経営健全化計画
を審査しながらそのスキームを決定していくとい

うことになると思っております。

その際、これは記者会見で私自身申し上げてお
りますけれども、基本的な考え方としては、普通
株と議決権付きの優先株を組み合わせる三分の二
の議決権シェアを占める方向で検討をしていき
たい。経営健全化計画をしつかり見るといこと、
その方向としては、普通株と議決権付き優先株を
組み合わせる三分の二の議決権シェアを占める方
向で検討をしていきたい。しっかりとした自己資
本比率を持つてもらって、その後、しっかりと
た経営改革を伴ってこの銀行をしつかりと健全化
させていく、そのシナリオをぜひ念頭に置いた意
思決定をしたいと思っております。

正確に、日にちについてのお尋ねもございまし
たが、これはちょっと何日になるかというの
はわかりませんが、六月の中ごろまでにはそういう決
定に持っていきたいというふうに思っております。

○佐藤(観)委員 ついでに、株数と、それからお
の金額はわかりますか。

○竹中国務大臣 そのことを今まさに検討してい
るところでございます。

繰り返し申し上げますが、先方から申請がござ
いました。我々としては、基本方針は、まず経営
健全化計画をしつかりと見て、厳しい審査をし
て、リストアップさせる。幾らお金を入れてもその
後がだめでは元も子もありませんので、そこで見
るといこと、基本的な方針としては、金融危
機対応会議の申し添えられた意見に沿ってしつ
かりと自己資本を持たせたいということ。その場合
に、普通株と議決権付き優先株を組み合わせる三
分の二の議決権は確保したい。商品設計は今一生
懸命やっているところでございます。

○佐藤(観)委員 なぜそれを聞くかということ
は、後でわかります。

それで、伊藤副大臣、参議院の予算委員会
で、「リソな」になる前の大和銀行、あさひ銀行、二回
注入していますよね、膨大な金額を。これは永久
劣後ローンになっていますけれども、あるいは転

換型になっているものもありますが、今は結局、
いわば転換開始時期というのもあったりして、そ
れをどうするかは政府の意思だと思いますが、今
はざっと言ってしまうとどうなっていますか。

○伊藤副大臣 これは、転換期が到来している優
先株については、先生御承知のように、毎年転換
価格の見直しが必要になることになっておりまし
て、現時点において普通株の株価が転換価格を下
回っているとしても、それをもって直ちに含み損
が発生しているとは考えておりません。

仮に、現時点において既に転換期が到来してい
る優先株を普通株に転換する場合においては、現
時点での株価が注入時より低下をし、そして下限
転換価格を大幅に下回る状況にあるので、結果的
に注入額に見合う株式数を取得することができな
いことになるわけであります。

また、従来のリソなホールディングスに対する
資本増強額というのは、約一・一兆円のうち、劣
後ローン三千億、そして転換期が到来していない
優先株一千億、こうしたものを除いて、仮にとい
うことでございますけれども、既に転換期が到来
している優先株七千六百八十億円について仮の試
算をした場合に、注入額と時価総額の差額が大体
五千億円ということになるかというふうに思
います。

○佐藤(観)委員 今まで投入したものは約五千
百億円ぐらい、これは永久劣後ローンですからど
うするかは別でございますけれども、「リソな」が
これから再生すれば、再生させますと言うんだろ
うけれども、再生すればまた生き返ってくるけれ
ども、もし再生しない場合には、これは本当に紙
くず同然、五千五百億円、紙くず同然ということ
になるわけですね。

しかも、なぜ私がそういうことを言うかとい
うと、あさひの時代、大和の時代、それから一九
八八年、九九年の三月に二回にわたって、今伊藤副
大臣が言われたように、合計一兆一千億入れても
なおかつこういう事態になったんですから、そう
いう紙くずになる可能性は十分です。十分

どうか、断定的に言ったらどうかわかりません。要するにそういう問題だということです。

したがって、これからもう一度、一兆九千億公的資金を入れる。これは預金保険法の百二条で、言うまでもなく、あなたが一番よく知っているように、最終的には政府保証ですから、十五兆円、それは準備してありますといったって、万が一のときにはそれは全部バアになっちゃうわけですよ。膨大な金額の国民の税金を使う話ですから、これはよほどお気をつけて、大臣も言われましたように、一体幾らがまさに国民の納得いくように正しい金額なのかということをしていかなないと、きょうの前半の質疑にもありましたように、仙谷委員あるいは平岡委員の質問のようなことがまだ何となくもやもやしているというようなことではないか。

もう一つは、繰り越し税務資産の問題。このことはつきりさせないと、金額を幾ら入れるべきかということ、投入するのにも、もやもやして、国民の最終的には税金になるかもしれないこの金額を入れるについて、いかぬと思うんですね。しかも、今の生命保険の法案の前には、公認会計士法の審議をやったわけです。

そして、非常に困ったことだと思ふのでありますけれども、困ったことなのか、私が関心を持っておりますのは、今この「リそな」を監査した新日本監査法人、それから朝日監査法人。ただし、最終的に判を押したのは新日本監査法人だけであります。しかし、朝日だってかなりぎりぎりまで調べて、最後は判を押さないでやめにしたんです。なぜやめにしたかは、また後で申し上げますけれども。

ということをお考えすると、日本の監査法人の中で一番大きいのが新日本であり、四番目が、何をもって何番目というかは別にして、朝日。つまり、日本のビッグフォアの中の二つが監査が違うというんですから。繰り越し税務資産について、その見方が違うということは、これは一体、では何をもって正しいものとするばいいのか。恐らく竹中

さんは、それは最後までやって最後に責任を持ったのは新日本監査法人です、だから新日本監査法人の方の信するべきだというふうに言われるかもしれないけれども、二つの重要な監査法人がとにかくタッチをして、最後にはおとりと。これは、昨年の株主総会で二つの監査法人は指定されているわけですよ。

私も、こういう道の専門家に聞いてみたところ、そんなことは幾らでもありますよ、決算を出してからおけることもありますというふうなことで、この繰り越し税務資産の問題というのは、さらに若干竹中さんにも責任があるのであります。後でそれは申し上げます、あるんですけれども、大変重要なことだと思っているんです。しかも、日本の有数な監査法人が見解が違ふ。見解が違ふって、私も随分この問題をやってきたけれども、どこかに税務会計の基礎があるはずじゃないかと。あるはずなのに、監査の中身が違ふ。

片方はおりた格好になっていきますけれども、これはなぜおりたかという、監査できないという結論を出す、上場できなくなるわけですね。したがっておりたんだと私は思っているわけでありましたが、それは十一日に御本人が見えますから伺いますが、この事態、竹中さんはどういうふうに見ておられますか。

○竹中国務大臣 佐藤委員は、今重要な点を二点御指摘くださいました。

最初の点は、過去にこれは確かに資本の注入を既にしている、今回またさらに多額の注入をしようとしている、本当に大丈夫なのか。この点はまさに今回の議論の核心の一つであると思っております。要するに、資本を増強する、注入するだけではだめなんです。資本不足であれば、資本の注入は必要であります。しかし、それだけではだめで、繰り返し申し上げてきましたように、金融機関の経営、ガバナンスをしつかりさせるということが伴っていないと、同じようなことが繰り返される懸念もなしとしないわけでありまして。この点に関しては、やはり我々は反省すべきことは反省

をした上で、しっかりとした体制をつくる、このことは何回も国会でも申し上げてきたつもりでございます。

今回「リそな」に関しては、委員会等設置会社をきちんと導入して、外部からしっかりと役員を招いて強いガバナンスの体制を築いていく、その中で、十分な自己資本をもとに、経営の改善をぜひとも実現させていきたいというふうに強く思っているところでございます。

委員御指摘の第二点の繰り延べ税金資産、これは言うまでもなく今回非常に大きな重要な問題にもなっております。しかし、これは、七カ月前に金融再生プログラムをつくるときに、繰り延べ税金資産という厄介な問題があるということを私自身問題提起をさせていただいたつもりでございまして。それに関して、もちろんいろいろな議論を経て、今、金融審議会のワーキンググループで御議論をいただいているわけでありまして、この繰り延べ税金資産については今のルールをしっかりと守っていただくというのが、我々が今の時点で申し上げられることだと思っております。

これについては、これも委員が御指摘になられました、実務の指針がございまして。公認会計士協会の実務指針ののちとって、しかし、この実務指針に関してはかなりの幅が監査法人にゆだねられている。これそのものについて、今実は審議会で議論をしていただいていることではありますけれども、今の時点で、今のルールの中でしっかりとやっていただく。その中で、正式に契約を結んだ公認会計士が今回のような結論を出したということ、この点はやはり尊重されなければいけないと思っております。

十一日にこの委員会でする者の監査法人も呼んでいろいろ御審議いただくというふうに伺っておりますので、その問題はぜひまたこういう場でもきつちりとさまざまな形で御議論をいただきたいというふうに、私たちも思っておりますところでございます。

○佐藤(親)委員 重要な問題、繰り延べ税金資産

の問題というのは、それは制度としてはヨーロッパにあるけれども、日本のように、資本のうちの「リそな」はたしか九割ぐらいになっているという、こういう不安定なものを資本にこのまま組み込む状況というのは、ちょっと私は異常だと思っております。それはまあ触れませんが、いづれにしろ、重要な監査法人の見解が違ふ。あなたは行政的立場から、あるいは政治家として、片方の方はおりたわけだから、それは残った者が監査をして、それを唯一正しいものとするけれども、私はそのことについてちょっと疑問に思っているんです。

それを述べているのは、「繰延税金資産の回収可能性の判断に関する監査上の取扱い」、監査委員会報告第六十六号。これは平成十一年十一月のもので、この平成十一年というところがちょっと大事な点でありますけれども。この繰り延べ税金資産というのは、簡単に言えば、将来を見込むことだから大変難しいことなのでという前置きがずっとあって、五つに企業を分けておりますよ。

五つに分けて、一つは「期末における将来減算一時差異を十分に上回る課税所得を毎期計上している会社等」、二番目が「業績は安定しているが、期末における将来減算一時差異を十分に上回るほどの課税所得がない会社等」、三番目は「業績が不安定であり、期末における将来減算一時差異を十分に上回るほどの課税所得がない会社等」、これが三番目でありまして。四番目は「重要な税務上の繰越欠損金が存在する会社等」、そして五番目は「過去連続して重要な税務上の欠損金を計上している会社等」ということになっていくわけです。

今回の新日本と朝日監査法人の両方の違いというのは、基本的には、これは直接聞いてみないといけませんけれども、新日本はいわば四番目のものを使って、五年という期間を使い、それから五番目は、「過去連続して重要な税務上の欠損金を計上している会社等」ということで、「過去(おお

むね三年以上」連続して重要な税務上の欠損金を計上している会社で、かつ、当期も重要な税務上の欠損金の計上が見込まれる会社の場合には、通常、将来の課税所得の発生を合理的に見積ることができないと判断される。したがって、そのような会社については、原則として、将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金等に係る繰延税金資産の回収可能性はないものと判断する。」ということとで、「りそな」の場合には三期連続して赤字になつていますから、朝日監査法人はこの五を適用したのだらうと私は思っているわけであります。

いずれにしても、その正否につきましては今度参考人が見えたときにお伺いいたしますが、私はもちろん専門家じゃないけれども、あるいはその他の記事を読んでみても、常識的に見て、三期連続欠損になつておつて、それから先の返還金の見通しが難しい、こういう規則をつくっているわけですよ。平成十一年に公認会計士協会がつくっているわけであります。だから、やはりこれから見ると、一体これを、預金保険法百二条の一で言うところの欠損を持つている会社という認定は正しいのだろうか。今、「りそな」は債務超過じゃなかったかという議論が当然なされておりますけれども、これは、仙谷委員も言いましたけれども、預金保険法百二条の三の国家管理、事実上の国有化に当たるのではないかと私は思っておるんです。

それで、今、冒頭竹中さんにお伺いしましたように、大体三分の二国が株を持つんだと。三分の二持てば、大体五二％持てばその支配力ですよ。これは、あなたに言うまでもなく、合併の場合でも何でも五二％ですよ。三分の二持つ必要があるかどうかはいろいろ角度があるからまた議論しますが、三分の二国が株を持っていれば、それは国有化なので、そうすると今度は百二条の方が、判断がいかなものかという感じもするんです。

いずれにいたしましても、この公認会計士協会の六十六号のものを、第四段目を使うか第五段目の

を見るのか、これは専門家の公認会計士が判断することであつて、私は五段目の方が合っているのではないかと、あるいは、その他の常識的なところでもそういう記事は随分出ているわけですよ。

そこで、竹中さんにお伺いしたいんですが、あなたは昨年の十月三十日に、俗に言う竹中プランという、いろいろな面ですっかりやつていかなかったというところを出された。時間がありませんからその関係する部分だけ言いますと、「繰延税金資産に関する算入の適正化」それから「繰延税金資産の合理性の確認」ということで、竹中プランの中に入つておるわけでありまして。計画の中にも、先ほど触れられたように、繰り越し税金資産の合理性の確認ということ、公認会計士協会に昨年の十一月の十二日に要請して、検査を厳しく検証してもらつたということ、あるいは、金融審議会において繰り越し税金資産に関する算入の適正化についてはやつてもらつたということになつて

るわけですよ。そこで、お伺いしたいのは、今度の「りそな」の件は、この再生プラン、つまり、金融をしつかりしなきゃいかぬ、しつかり厳正に、甘々な監査でやつていてはだめですよという竹中プランの延長上として考えているのか、あるいはそれとは別個に起こつたことと。私は、その監査のあり方を見ると、必ずしも延長上だとは思われないんですが、それはどういふふうになつていいるんですか。どういう認識、どういう位置づけで竹中さんの頭の中にはあるんですか。

○竹中副大臣 金融再生プログラムの延長上にあるかどうかという、延長上という御指摘、御表現在でございますけれども、基本的に、銀行に対する検査監督の行政というのは、十月三十日以降すべてこの金融再生プログラムにのつとつていいるといふふうにお考えいただきたいと思ひます。

その中で、我々としては、まさに繰り延べ税金資産を抱えている非常に難しい側面を我々自身が問題提起をさせていたのだつもりでありまして、それに基づいて、ルールそのものをどうする

かということとは、これは過去の税制の問題も引きずつていますから、金融審で専門家にしつかりと話し合つていただく。しかし、これは、ルールとしては平成十一年に決められました実務指針があるんだから、それをしつかりとやつてもらいたい、そういううけじめといひますか、そういう位置づけで我々としての金融の監督の行政を行つてきたつもりでございます。

これは、いろいろな要因があつたわけでありまして、監査法人としては、まさに独立した立場で繰り延べ税金資産についての一つの判定を今回された。その判定の結果が、結果として、将来収益に対して保守的な見積もりを行つた結果、繰り延べ税金資産が従来より少なく見積もられた、そして自己資本が健全基準である四％を下回つた、そのような経緯になつたわけでございます。

繰り返し言ひますけれども、我々としては、この金融再生プログラムにのつとつて金融の監督検査、すべての行政を進めているつもりでありまして、今回も、この中に書かれております特別支援の枠組みをそのまま適用いたしまして、監視チームでありますとか、次なるタスクフォースにおける議論でありますとか検査とかをしつかりと実施していく所存であるところであります。

○佐藤(観)委員 別の聞き方をいたしますが、二年前になりますか、青木建設がつぶれたときに、小泉総理は見解を求められ、これは改革が進んでいる証拠であると言つて、ちよつと言ひ方が冷たかつたものですからひんしゅくを買つたところもありましたけれども、それと同じように、竹中プランといひましようか、金融をとにかくしつかりしなきゃいかぬということ、今読み上げたようなことを昨年の十一月に出しているわけですよ。

そういう意味で、逆の言ひ方をすれば、これは金融再生の第一歩の事象であるといふふうに理解をしていいんですか。

○竹中副大臣 今回の資本注入の決定それだけをもって改革が進むとか金融再生とかというよう

なことを申し上げるつもりはありません。しかしながら、こうしたことを通して、厳格な資産査定、自己資本の充実、ガバナンスの強化ということを通して初めて金融再生が進んでいくわけでありまして、今回のことも、これは重要なきっかけとして、金融再生にしつかりと結びつけていきたいという強い決意を持つていられるわけですよ。

○佐藤(観)委員 次に、保険業法の方に行きたいのでありますけれども、御承知のように、今日まで七生命保険がつぶれたわけでありまして。そのとき、たしか千代田なり協栄生命、東京生命もそうでありまして、かつての基準では二〇〇を超えておつたのに、何でつぶれたんだということがいろいろと言われました。

それで、ソルベンシーマージン比率を変えたわけでありまして、それをもつて出してもらつたのであります。千代田生命で二六三が一五八、協栄生命が一〇〇が一〇〇、東京生命が三七〇が一九〇ということになりました。そういう意味では、ソルベンシーマージンというものの権威という言ひ方がいかにどうかかわりませんが、この変更を行つたということ、つまり、あらゆるものを入れてソルベンシーマージンというものが成り立つたことの証左とも言えるかと思ひます。

そういう意味では、ストックの面では、ここにソルベンシーマージンの表がありますけれども、大から小まであります。それはそれなりの意義があつたんじゃないかと、ストックとしては。しかし、逆さや問題といふことを抱えますと、フローの面から見てどうなんだろうかといふふうに心配をして、こういう保険業法の改正が出てきたんだと思ひます。

そこで、私はつくづく思つていられるのであります。一体、もちろん今の繰り越し税務資産じゃないけれども、先のことはわからない。いろいろわからない点はあるにしても、この保険業法の改正案を使うときにはどういふときなんだろう。ソルベンシーマージンのストックの面から見

れば、これはかなり高い率になっている。しかし、たびたび竹中大臣が言われる中には、フロアの面のいわば基礎利益、逆さや、あるいは格付も、またアメリカからあるいはヨーロッパから、きょうはヨーロッパから、新聞に出ておりましたけれども、最低のDに落ちたというようなことも出ております。そういう面から見ますと、いわば、外国から見てもこれは約定違反だということも言われておりますけれども、ストックの面ではいいけれども、フロアの面で先々が心配であるということを考えているのかなと。

私はどうもわからないのは、先ほど自由党の中塚さんからもありましたように、あいまいもここで、これはわからないだよね、いっとういうときに使うのか。蓋然性というものを書いてくるけれども、蓋然性も、今の保険業界の状態からいって、それは蓋然性というんだからずつと先に行けば全くゼロとは言えないけれども。そういう意味で、どうも、この問題が提起されている意味が余り私にはよくわからないのであります。

この前、我が党の平岡さんからもありましたように、保険業法百三十二条の第二項とか、二百四十二条の第二項とか、二百三十二条の第二項、いわゆる早期是正措置で、ソルベンシーマージンが二〇〇以下のものについては、いわば行政指導という措置をいろいろやることになっておるわけでありす。

それから、この前のまさに竹中プランの中にも、保険につきましても、三カ月に一回づつ実態を持つてきなさい、それから先の見通しも持つてきなさい、こういうふうな改正してがんじがらめに保険会社を見ていますと、一体この改正する業法を使うようなときというのはあるのかな、どういう想定をしているのかなというのが一点。もう一つ、一点申し上げますが、ちょっと教えてください。

○竹中国務大臣 佐藤委員のお尋ねは、要するに、我々の監督行政の中で今回の措置はどのように位置づけられるのか、特にソルベンシーマージン

ン基準に基づく早期是正との関係はどうなっているんだ、そういう御視点なのだと思います。

これは、委員御自身が今的確に御表現くださいました、ソルベンシーマージンというのはストックの比率なのか。まさに今の時点でのいわば支払い余力というのをあらわしている。もちろん将来に対するリスクの評価も入っているわけですが、基本的な概念としては、今の時点での支払い余力、資本に不足はないのか、そういうことを示しているものだというふうに思います。これは、早期是正という観点からは、これに基づいて不足している場合はしっかりと対応策をとってもらおう。我々は、この早期是正をさらに補強するために、それとは別に早期警戒という、その他のさまざまな指標で早目早目にいろいろ経営改善を求めるようなものは持つておるわけでありす。

しかし、今回の法律は、我々の監督の話というよりは、保険会社の経営の選択肢を提供するものであります。したがって、これはあくまでも保険会社の問題であるわけですが、我々の中でもそのようにそれが位置づけられるかということに関して言うならば、先ほど言いましたように、今の時点における支払い余力云々ということではなくて、まさに将来、これは非常にダイナミックにいか、いろいろな要因を動的に勘案して、この経営がどうなっていくのか、そういった場合、先ほどから議論をされておりますまさに蓋然性をいろいろ議論して、その中で必要であるならばこういう措置を一つの選択肢として考えてもらおう、そういう位置づけになるのだというふうに思っております。

その意味では、今の時点での支払い余力に加えて、より将来の数字が入ってくる、将来をどう見るかということが入ってくる。その中には、支払い余力だけではなくて、利益の動向、流動性の動向、さまざまな要因が入ってくる、このようにお考えいただきたいと思ひます。

○佐藤(観)委員 今の答弁について私の感想を言

えば、トラの尾を踏んだとか、かえって何か、こんな時期にこんなものを出すとかいかにも保険会社が危ないみたいな感じにとられる。みんなそう思っているんだよ。(発言する者あり)ほら、余計なものを出してきたなと。

いろいろな問題点はもつとありますよ、いろいろな各位から、与党からもあつたように、いろいろな問題点はあるけれども、何でもこんな経営状況の中で、それは五年先までちゃんと将来収支見通しまで出させて、三カ月に一遍ずついろいろな点検をしているのに、何でこんなものを今出してくるのかなと、逆に契約者から見れば不思議でならない。

それと、時間がないからあれなんです、もう一つ、きょうあるいは先日來あれしているように、どうしても、竹中さんはそういうことをやりやいけないう言われども、行政指導といひましようか護送船団方式と申しましようか、こういうものをやりたがるのは役所でありす。竹中さん個人がそう思っているのではなくて、あるいは、私はきょうは報告を聞いた中でも、それはあなた、やりましたよと言う役人はいないよ、世の中に。恫喝しましたと言う人はいないんですよ。

同じように、早期是正措置、つまりソルベンシーマージンが二〇〇以下なら、それはそれなりの措置があつても、結局、今度出されておるような、あなたのところの経営からいって三三%まで下げた方がいいですよという、御勧告と申しましようか御指導と申しましようか、そういうものは保険会社にはないのではありませんか。あくまでも自主的に手を挙げてくる会社のみこの法律に基づいて措置をするというふうな理解をしてよろしいですか。

○竹中国務大臣 委員は、トラの尾を踏んだのではないかというふうにおっしゃいました。我々は、今の時点でももちろん保険会社がどうこうなるということを考えているわけではありませぬ。

しかし、これは繰り返し申し上げましたように、逆さやという構造問題は厳然として存在して

いる。この逆さやが経営を徐々にむしばんできているという事実はやはりあるのだと思ひます。そうであるならば、こういった問題に対して一つの選択肢を用意しておくというのは、これは行政の立場にある者としての一つの判断なわけでありす。

もう一つ、行政指導的なものというお話がありました。

これは基本的には、早期警戒でいろいろなことを、こういう問題点があるというような指摘はいたします。ただし、それに対して行政指導で、こういう問題点があるからこれを使いなさい、これは全く想定しておりませぬし、そういうことはないというふうな申し上げてよいかと思ひます。これはあくまでも経営の一つの選択肢だということでありす。

○佐藤(観)委員 ソルベンシーマージンの話をいたしました、ちゃんとうまくやっているところもあるわけですね、十分に。十分にであるわけ、その意味では、余りにも早くといひましようか、そんなに事態は急迫していないのに法律までつくつて、やればやるほど、契約者から見れば、これは何か隠されたものがあるのかな、銀行のためかなと思ひているわけでありまして、後の委員がそのあたりはやつてくれますから譲ります。

最後に、ちよつと竹中さんに聞くのもどうかと思ひますが、やはりあなたじゃなかつたかと思ひます。

例えば、全労済は厚生労働省の担当であるし、JA共済は言うまでもなく農林水産省の監督下にあつて法律に基づいてやっているけれども、全然法律に基づかずにお金を集めて、あるものは、掛け捨てであるけれども再保険したり、あるいは全然運用していないというようなものが大分ふえてきているわけですね。一々名前には挙げませんが、大分ふえてきています。

それで、私たちが嫌な思ひをしているのは、オレンジ共済の問題というのがありました。あれは三十七人から六億幾ら集めて、結局全部使つ

ちやつてというのがあつたわけであります。その本人の参議院議員は今刑務所に入っていますけれども、全く無認可でお金を集め、あるものはマルチ的手法も使つておるといふことを放置しておいていいんだらうか、我々の、財務金融委員会の責任として。

何で竹中さんだというと、やはりこれは強いて言えば保険ではないか、共済といつても保険ではないか。ペットの共済まであるそうだから、それを竹中さんに押しつけるのもかわいそうな気がします。根拠法なしというのを、これだけふえて、これだけ大きくなつてくると、置いておいていいものだろうかといふことを思うわけであります。幸いまだ、相談はあつても被害は報告をされてないやうであります。消費者の目から見ると大変心配なことである。

そういう意味では、直ちに答えられないにいたしまして、何らか、政府全体として、各省に係するやうなところもありますから、やはりやる必要があるんじゃないか、それが経済担当大臣の責任ではないかと思ひますので、そのことについての見解をいただいて、終わります。

○竹中務大臣 最後、金融担当大臣じゃなくて、経済担当大臣としてというお話でございますが、無認可共済、ちよつと形式的な議論に一部なつてしまふかもしれませんが、共済というのは、対象者が地域とか職域で限定されている、いわゆる不特定多数の者を相手にしていない。そうすると、実は保険業法の対象にはこれはならないわけでございます。この点は委員御承知だと思います。そうすると、金融庁として、今の法的な枠組みの中で、だからなかなかできるということではない。

一方で、無認可ということになりますと、これは捜査の取り締まりということになると、捜査当局になるのかなど。もちろんいろいろな共済がございます。共済は、それぞれの業の担当の中でいろいろやられているわけでございますけれども、

無認可のものはどうなるかというのは、それは御指摘のような点、これが現実には消費者に不安をもたらしているのではないかと御指摘は、私はあるのかといふふうに思ひます。

繰り返しますけれども、我々としては、できることは、保険業法に抵触する疑いのあるものについては情報収集をやつておりますし、財務局に対してもいろいろ指示をしている。また、保険協会とも協力して情報収集のことはやつています。

その上でさらに、しかし、全政府として何かやるべきではないのか。これは、今の時点ですと、私の権限で何とも申し上げられないんですが、問題の勉強は少し私なりにしてみたいといふふうに思ひます。

ただ、共済は、非常に小規模で、職域等多様なものであるといふことありますから、こういうものに對して一律に横の規制を課すといふのはこれまたやはり難しい面もあるのではないかな、その意味での慎重さは必要なのではないかなという気もいたします。しかし、無認可共済、まさになかなか落としどころの見つからないところでありまして、これは私なりに少し勉強してみたいと思つております。

○佐藤 委員長 終わります。

○小坂委員長 午後一時から委員会を再開することとし、この際、休憩いたします。

午後零時十五分休憩

午後一時三十分開議

○小坂委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、参考人出頭要求に関する件についてお諮りいたします。

本案審査のため、来る十日火曜日、参考人の出席を求め、意見を聴取することとし、その人選等につきましては、委員長に御一任願ひたいと思ひますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○小坂委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

○小坂委員長 質疑を続行いたします。松本剛明君。

○松本(剛)委員 それでは、保険業法の一部改正案について質疑をさせていただきたいと思ひます。

まず最初に金融審議会のことについてお伺いをするといふふうに通告を申し上げておりましたんですが、後ほど質問もあるやうでございますし、時間がありませんというところで、少し順番を入れかえて質問をさせていただきたいといふふうに思ひます。

大臣もこの議事録をお読みになられたことだろうといふふうに思ひます。もう答弁は求めませんが、見が出てくるというところ、これは、金融審議会が了解をした、行政が作業を進めることについて了解をしたと読むのもちよつと無理ではないかなといふふうな私の感想を申し上げたいと思ひます。

質問の二番目をお願いしておりました、解約についてお伺いをお願いしようと思ひます。

政府参考人の藤原局長に先にもちよつとお願いをさせていただきたいと思ひますが、株主総会、総代会の決議に関連して、先ほど倉田委員との質疑の中で、異議申し立ての手続、総代会と異議申し立ての組み合わせで契約者の意思を確認するといふことが、保険業法の中にはそういうことで確認をする手続が幾つかこれまでにあったといふやうな御答弁があつたやうに理解をいたしておりますが、その具体例をちよつと、後ほどお聞きをします。

この点は正確には通告をしておりますので、それでは、よろしいでしょうか。解約についてお伺いをさせていただきます。

先日の四日でしょうか、仙谷委員との質疑の中で、改めて仙谷委員の方から、解約の自由は保障されておつて、解約の意思表示は自由である、その意思表示された解約といふのは当然のことながら法律効果を生むといふことで、確認をさせていただいております。

これに對して、竹中大臣は、「解約の申し出は自由である」、このように議事録では御答弁をされているんですが、契約者が解約の申し出を行つて、その意思表示が会社に到達をしたとした場合に、どこで解約の効力は発生するのかといふ解釈をお伺いしたいと思ひます。

○藤原政府参考人 お答え申し上げます。

今回の予定利率の引き下げに当たりましては、保険契約者の保護のために、手続を混乱なく粛々と進め、保険集団の維持を図る必要があることから、保険会社に対して……(松本(剛)委員)はどこで発生するかを聞いています」と呼ぶ)は、保険会社に対して解約に係る業務の停止を命ずることができるとされております。

その業務の停止命令は保険会社に対する命令でございます。保険契約者の解約の申し出に関する私法上の効果が制限されるものではないため、解約の効力は、解約の意思表示が正当に保険会社に到達した時点に発生するものと考えております。

○松本(剛)委員 つまり、保険会社に対して解約に係る業務の停止を内閣総理大臣が命じた、そして、それが解けるまでの間でも解約は次々と効力を発生するといふ理解でよろしいわけですね。

○藤原政府参考人 そのとおりでございます。

○松本(剛)委員 とすれば、一般的に、解約があつたかその間は禁じられているのかのように伝えられているわけでありまして、むしろ金融庁からきちつとこのことも御説明をいただく必要があるんじゃないかと思ひますが、いかがでしょうか。

○藤原政府参考人 先ほど先生から効力について

○藤原政府参考人 一般的には、解約の申し出から支払いまでの間、大体五日以内に行う場合が多いわけでございますが、この場合には、業務停止によりまして支払いがその期間を超える部分、その部分につきましては法定利率による遅延利息を支払わなければならないということになっております。ちなみに、その法定利率と申しますのは、商事の場合は六%、民事の場合は五%というふう

ですから、今私が申し上げたようなことはある意味では重箱の隅をつついていっているようなことではありますが、実は、根幹の部分できちっとした形でやらない限り、結局こういう予定利率の引き下げというのは債務不履行で、これは破綻ではないかと私どもは申し上げているわけで、この債務不履行をやるうと思つたら、結局は司法手続によるしかないということを、こういう矛盾が出てくることで改めて証明をしている、そういうふうに御指摘を申し上げたいというふうに思います。

総代会については、しかし、中間報告でも、ガバナンスに限界がありという言葉があつたかというふうに思います。総代会の改革の方向として、例えば、立候補制の導入など総代の選考方法の多様化、また、総代数についてその大幅な拡充を図る、こういう方向性が既に中間報告で示されておつたかというふうに思います。

しかし、これは、早いところでもこの十五年の四月から、しかも総代の任期はたしか四年だとい

○松本(剛)委員 私が申し上げるまでもなく、この中間報告を拝見しましたが、一番肝心なところは、やはり立候補制の導入と総代数の拡充なんですよ。その周辺の、情報公開ももちろん大事なんですけれども、一番肝心なところができていないと、総代会の改善が進んでいると簡単におっしゃると、それはもう本当に言葉で取り繕っているということになってしまふと思います。総代選考委員型で今も総代が選出をされているという状況も基本的には変わっていない、これではとても社員を代表しているとは言えないのではないかと。

これは、金融審議会の皆さんもお認めになったからこそこういう提言が出ているんだろうというふうに、そしてまた、金融庁の皆さんもそれはそ

うであろうと思われるからこそ改善の方向へ進めておられるのだらうと思います。その総代会にこんな大きな役割を本当に背負わせていいのかということ、まず一点、御指摘を申し上げたいと思います。

それから、今、大体出ましたか。先ほどお聞きをしましたが、いろいろなケースで、契約者の意思を確認するに当たって、異議申し立ての形をとる場合と、総代会と異議申し立ての組み合わせで確認をする場合がある、こういう話でしたけれども、二、三で結構です、例を。

○藤原政府参考人 お答え申し上げます。

総代会で決議をし、異議申し立て手続を経て成立するようなものにつきまして、例えば過去に行われたものとしては、保険契約の包括移転が行われる場合の異議申し立て手続、あるいは破綻保険会社等に係る保険契約の契約条件の変更が行われる場合の異議申し立て手続、こういうようなものでございます。

○松本(剛)委員 包括移転は、合併とかまた営業譲渡とか、そういうケースも含んでという話だろ

うと思いますし、また、あとは破綻という形なんだらうというふうに思います。

今回ののは、まさに個々の契約者との契約条件を変えるという話なんです。今お話があったようなのは、会社そのものにかかわる話であって、これは、会社の機関としての総代会がかかわって、それに対して債権者である契約者が異議を申し立てるとするのは、会社法とかでもそういう構図になっている部分というのはあると思いますけれども、今回ののはそうではなくて、そもそも、もちろん会社の存続にかかわらないこととは申しませんけれども、個々の外の契約者との関係をどうするのか、こういう話だろというふうに思うんですね。この意思確認を単に異議申し立てだけで本

このことは、株式会社でもっとはっきりして、このことには私は思っております。株主総会で決議をするというのは、当然にして会社の機関として決議をされるわけでありまして。その結果、株主総会での決議があり、もちろんそのほかの行政の関与がありますが、契約者の側は、通知を受けて、異議申し立てをするかどうかということであり

ます。

自主的な手続という言葉は何度も連発されますけれども、会社と契約者の双方の合意があつて初めて契約条件の変更というのは認められるんだと思います、基本的に。この契約者の合意をどのよう

に理解するかというのが今回の法案だということに理解をいたしますけれども、会社の側は、申し出て、行政が絡んで、決議をして、行政が絡む、非常に丁寧な手続をしていますが、契約者の側は、ほんと通知が来て、それに異議申し立てを述べるかどうか、この一点だけで終わっているわけですね。

○藤原政府参考人 お答え申し上げます。

先ほど、保険の契約者で、その会社が株式会社社になって、知らないうちに株式が居いた、こういう話を言われる方がいらつしました。恐らく、相互会社が株式会社になるまでの間に何度も契約者には通知が行っているはずなんです。異議申し立てもいろいろあるはずなんです。しかし、契約者の意識としては、ある日株式が突然来た、契約者にとってこういう一片の通知だけで、もう一度、これだけアンバランスな手続で本

ら、契約者保護に欠けるところはないかという観点から、非常に多数の契約者にかわつてそういう観点からチェックをするというところでバランスがとれているというふうに私どもは考えております。したがって、行政は契約者保護の立場からこれに

関与しているというふうにお考えいただければありがたいと思っております。

○松本(剛)委員 勘違いをされておられる方があ

るようで、総代会は契約者のある意味では集合体ですから、あたかもそこで合意を擬制することができるよう

に、一見見えるわけですが、今申し上げ

たように、株主総会になれば非常に

つきりして、基本的には株主と契約者は利益相反だ

という理解でよろしいですね。

○藤原政府参考人 利益相反という言葉はどうい

うふうに定義するかでござい

ますが、いわゆる純粹の意味での利益相反となりますと、一人の人間

が全く違つた利害を持ち得る。そういう観点から

いけばそういうことではないのかもしれない

が、株主と保険契約者という観点から見れば、広

い意味での利害が相反するところはあるかと思

います。

○松本(剛)委員 例えば大同生命も、株式会社化

するときに、これは有配当契約者と株式との間と

どういうふうに分けるか、こういうこと

もたしかテーマになったはずであります。利益を

どのように、余剰と言つた方がいいのかかもしれ

ませんが、保険契約者と株主の間で分配をするか

というところで、明らかにやはり相反する部分が出

てくるわけなんです。

株主の側は、あらかじめ議題をもちつて、通知

をもちつて、株主総会に参加をして、説明を聞いて、質疑もすることができて、そして決議をする。

これは、今出資者の問題も私も提起をさせてい

ただいていますが、この法案では、出資者に対す

る言及も責任もほとんどないままに、これは、株

主総会がそれだけさまざまな手続を置いているの

も一番先に責任をとられるから、逆に言えば、債権者よりはるかに会社に近いところでございま

な権利を行使することが認められている、こういうふうには私は理解をしておるんですよ。その株主の側の手続は機械的にそういうふうにかつて、そして、本来最後まで守られるということによって一番会社の外側にある、債権者である契約者の権利だけが負担を求められる、こういうこの法律の構成というのは大変アンバランスだということ

です。

これは、私から見てもこれだけアンバランスがあ

る中で、今局長がおっしゃつたように、もしそ

こを行政がカバーするんだと

いったら、このアン

バランスの分の責任は完全に行政が負うという理

解でよろしいわけですか。

○藤原政府参考人 お答え申し上げます。

保険契約者の保護というのは、最終的には異議申し立てで担保されるというふうに私も考えております。それは繰り返して御説明してきたところ

でございます。その過程におきまして、機関とし

ての決議、こういうのが、株式会社の場合は株主

総会でありまして、相互会社の場合は総代会とい

うことだと思っております。

そういう決議と最終的な保険契約者の保護とい

うのは二本立て、いわば最終的な保護はまさしく

異議申し立てである。その間に、私も行政が、

契約者保護の観点から、決議されたものについて

チェックする、あるいは第三者の保険調査人とい

うようなものを使ひまして、あくまでも保険契約

者の権利が侵害されないかという観点からチェッ

クするわけでございます。そういうことを考え

れば、全体としてバランスが著しく欠けていると

いうふうにはならないと思つております。

○松本(剛)委員 契約者保護の観点から異議申し

立てとおっしゃいましたけれども、最終的に契約

者保護は異議申し立てだとおっしゃいましたが、

では、最初はどこにあるんですか。

これは両者の合意なんです。契約者の意思を

どこかで確認を、擬制をするとしても、契約者の

意思がなかったら契約条件の変更はスタートしな

認できますよ、株主総会なり総代会をやつて。契約者の意思を最終的に、契約者保護のために異議申し立てをするというのは、それは合意ができ上がったからという話になつちゃうじゃないですか、異議申し立て。根本の、一番最初の部分がまるつきり抜けているんですよ。

それを行政の関与でカバーするというのであれば、その部分を丸々行政が背負うということになりますから、到底自主的とは言えない。ある意味では、これは行政と保険会社との手続だと言わざるを得ないんじゃないですか。

○藤原政府参考人 お答え申し上げます。

本来の自治的な意思決定システムとしましては、理想的には、前回の中間報告にもございましたように、契約者集会の開催によりまして、そこですべての契約者がやるというのが理想的なのでございます。これはまさしくそうだと思ひます。

ただ、先ほど来るる御説明させていただいておりますように、その保険集団が膨大であるということとか、集団性があるとか、そういうふうな状況から、そこを現実的にワークフルなものにする必要があるということから、今回、総代会というものを使得おるわけでございます。

したがひまして、そういう保険という極めて特別な、特に相互会社形式をとつております保険会社という、保険集団という極めて特異な集団の中で、そういう意思決定と、それから保険者の保護、そこを両立させるための工夫としてやむを得ない措置だと思つております。

○松本(剛)委員 さつきも申しましたように、契約者集会で集まつて意思表示をするのと、異議申し立ての手続をするというのが同列に論じられるはずがないじゃないですか。そこは無理があるんですよ。局長も大変率直な方だからこそ、契約者の意思がそこで表明されるとはなかなかおっしゃりにくいんだらうと思ひます。契約者保護の最終的な手段としての異議申し立てという言葉を繰り返して言つておられます。

先ほど解約の件についても申し上げました。解

約できないという誤解を招くような表現はぜひお差し控えたいだいたいというふうに申しましたが、これからは、この法律について、契約者と保険会社の自主的な手続による契約条件の変更という言葉はおやめをいただきたい、保険会社と行政による契約条件の変更手続で、異議申し立てという形で契約者にも十分に配慮をした手続をつくつた、せいぜいそのぐらゐの表現に変えていただくように御要望申し上げて、次の質問に入らせていただきますというふうに思ひます。

それから、更生法の特例処理、本案による予定利率の引き下げ、それから早期是正措置、保険業法の手続、いろいろな手続があります。朝、中塚委員も言つておりましたけれども、この四つの手続の適用要件から行きましようか。

簡単に、保険業法、更生特例処理、それからその手前が予定利率の引き下げ、こうおっしゃるのかもしれないが、早期是正措置を含めて、破綻から、下から順番に並べていただきますか。

○藤原政府参考人 更生手続と保険業法の手続、それから今回、早期是正措置の適用要件の差異というところでございますが、更生手続の申し立ての要件であります「破産の原因となる事実が生ずるおそれがある場合」、これは更生特例法第八十条条でございますが、一般的に、事態がそのまま推移すると支払い不能または債務超過が生ずることが客観的に予想される場合とされておまして、これは保険業法二百四十一条に定める破綻要件であります「保険業の継続が困難であるとき」とほぼ同様の意味と解されております。

他方、今回の法案におきましては、先般来るる御説明しておりますように、「保険業の継続が困難となる蓋然性がある場合」とは、現時点では、破綻の要件である、保険業の継続が困難であるという状況には至つておりませんが、将来を見通して、契約条件の変更を行わなければ、他の経営改善努力を織り込んででも保険業の継続が困難となることが合理的に予測できる場合が該当すると考えております。

○松本(剛)委員 これは中塚委員も問いただしておりましたけれども、基本的なところでお聞きをしましようか。

保険契約者等の保護のための特別の措置等に関する命令というのは、保険業法の二百四十一条の継続困難のことを書いておりますが、この一条の二の三号のところで、「将来の収支を保険数理に基づき合理的に予測した結果に照らし、保険業の継続が困難である旨の意見が記載されている場合」、これは保険計理人の意見書ということでありまふ。だれがやつてゐるかとかだれが判断するかとかいうことには違いがありますが、一緒に論じられないというふうに思ひますけれども、これも、きよう朝配られた、基本的な考え方をここに示したいだいてゐるんだらうと思ひます。が、「契約条件の変更を行わなければ」、これは普通は行われないんですから、当たり前ですね、二百四十一条と一緒に、行わないのが当然なんです。が、「当該保険会社の財産をもつて債務を完済することができないなど保険業の継続が困難となること」が合理的に予測できること。保険計理人が「将来の収支を保険数理に基づき合理的に予測した結果」とこれとどこが違ふんですか。この後、「経済」とか「改善努力」とか言ひますが、まづそれ以前に、どういう状態に会社があるかというのが、普通に日本語を読んだらほぼ同じだらう、こういうことになるんですね。いかがですか、どう違ふんですか。

○藤原政府参考人 けさ御説明いたしましたガイドラインについて、留意すべき点といひますか、我々が現時点でこういうものを念頭に置きながらと言つてゐるのは、第一と第二がござひますが、「第一に、現時点では保険業の継続が困難である状況にはないこと、第二に、将来の業務及び財産の状況を予測した場合に、契約条件の変更を行わなければ、当該保険会社の財産をもつて債務を完済することができないなど保険業の継続が困難となりうることを合理的に予測できること」といひまして、特に、第二の点につきましては、金

利でありますとか株価、為替レート、こういう経済動向にかかわる事項とか、あるいは新契約進捗率でござひますとか、あるいは資産配分等運用にかかわる事項、こういうものにつきては、客観的かつ妥当な前提を置いた上で、さらに合併、再編、組織変更等について総合的に勘案するということにしております。

○松本(剛)委員 大変急いでつくられたからかどうか知りません。この金融審議会の議事録を見ましても、与党の先生方には申しわけないんですが、与党に、与党に言われてゐるから急がなきゃいけないんです、こういうトーンがありありと、金融審議会の議事録を一遍全部お読みになるとよくわかります。ですから、金融庁の方も大変お急ぎになつておつくりになつた結果こういうことになつたのかどうかわかりませんが、今申し上げたように、この二百四十一条に関する命令と、今お配りしたこの前半の部分とは、普通の日本語として読んだらほぼ一緒になるんですよ。

その後の「経営改善努力」とか、そういうものについてお触れになつてゐますけれども、これは、ある意味では、同じ状態から改善努力ができればむしろ予定利率の引き下げをしなくて済むんじゃないか、こういう話でありまして、同じ状況に一回陥つたらむしろ二百四十一条に先に行かないといひけないということになつてしまふわけでありまふ。

最後に、御指摘だけ申し上げて私の質問を終わりたいというふうに思ひますが、じゃ、何が違ふのかといひたときに、これは更生手続、保険業法の手続、早期是正、この予定利率の引き下げで、だれがお金を出すのか、だれが負担をするのかといひたときに違ひ、それからだれが責任を持つのかということが違ひ。

予定利率の引き下げは、責任は、申請をする責任は保険会社にげたを預けてゐる、負担は契約者に預けてゐる。ほかのものは、もつと行政の責任であるとか財政の負担であるとかいうのが出てくるんですよ。一番契約者に、保険会社に、そして

私たちは、行政は責任がない、こういう形になるのが予定利率の引き下げなんです。

同じような状況の中でこういう法案を新たに出してきた。もし合理的に説明をしたら、今申し上げたように、むしろだれが責任を持つのか、だれが負担をするのかということから説明をした方が非常にわかりやすい。契約者が負担をさせられる、行政が責任を持たない、こういう法案をおつくりになった、こういうことではないかと思ひます。

解約の点と、この法律の構造と、この法律の目的、私なりに説明をさせていただいたつもりでございますので、以上で質問を終わりたいと思ひます。ありがとうございます。

○小坂委員長 次に、上田清司君。

○上田(清)委員 保険業法の改正の前に、十一日の質問パツターのために幾つか確認をさせていただきたいと思ひます。

「りそな」の問題であります。仙谷議員が提出しました「面談メモ」について、出席者の確認はできました。「面談メモ」の中身については、議事録と、そちらの方、金融庁の方の忘備録というんでしようか記録というんでしようか議事録というんでしようか、名前はともかく、一致していたのか一致していなかったのか。

○竹中国務大臣 これは前回からずっと申し上げておりますけれども、この「面談メモ」と称するもの、我々としては、我々として作成したものではありませんし、その出所等を確認ができません。こうした確認できないものについて、一つ一つについて、それをコメントするにしようかという立場にはないと思ひます。

加えまして、面談というのは、面談をもちろんやったわけでありまして、これは監督の行政の中でやらなければいけないことであります。監督上知り得たことを全部申し上げるということ、これできないという点は御理解を賜りたいと思ひます。

念ひいただきましたように、例えば圧力をかけるようなことはあつたのか、百二条に関して恫喝するようなことはあつたのか、それに関して、報告をさせていただきまして、聞き取りをして、報告をさせていただきまして、そのような事実は確認されたいということを御報告申し上げたわけでございます。

○上田(清)委員 大臣に申し上げますが、出席者が鈴木銀行第一課長、参事官、企画官、補佐、係長二名と、危機対応室のメンバーがほとんど出席されているということがどうして外部の人にわからない、つまり出席した人しか。つまり、その会議の中に出席した人、もしくは出席した人から詳しいそうしたメモをいただいた人じゃないとわからない。つまり、このメモそのものが信憑性があるんですよ。

おまけに、菅代表と竹中大臣とのやりとりを見て、余りにもうそが多いので、悲憤慷慨して手紙を添えて出しているわけでありまして、「報道で名前の挙がった鈴木銀行第一課長は竹中大臣に対してウソをついています」「鈴木課長の意向をお伺いしました。そのとき鈴木課長は「監査法人がいう三年には根拠がない」と断言して、監査の独立性を無視した発言を繰り返しました。そして、私どもに対しては「万が一、三年ということになれば、百二条の適用で破綻企業と同じ扱いになる。それでもいいのか」と恫喝されました。今となつてみればお恥ずかしい限りですが、鈴木課長の強い意向を受けた私どもは、監査法人に対して哀願と恫喝を繰り返しました。」こういう文章を添えて、そのメモが二枚出ているわけですね。どうぞ、出してください。

この面談に出席して、そういう内容があるから、これは一般の言葉、捜査であれば信憑性のある証拠として採用されるんですよ。当たり前じゃないですか。中身がないのに勝手に書けるわけじゃないし、だれがいるかわからないじゃないですか、普通。それがわかつているんだから。しか

も、いろいろな流れからして明らかじゃないですか。どうしてこの「面談メモ」の言っていることが出所不明だというふうに言われるんですか。しかもはつきり言っているじゃないですか。ここに書いてありますよ、その資料で渡しているところでは③ですけれども、竹中大臣は、破綻ではなく再生だと。総理も言いました、破綻ではなく再生だと。しかし、中原参事官ははつきり言っているじゃないですか。「破綻処理すべきものを金融機関として営業だけは続けさせる」と。本当は破綻なんだけれども、そう言っちゃ身もふたもないから、営業だけは続けさせてあげるぞ。「私的整理と同じプロセスと考へてもらいたい。早期健全化法のように自主性を尊重するものとは違う。」と。自己資本比率についても、行政の方で勝手に言っているじゃないですか。向こうが申請するんです。もうちゃんと申しているじゃないですか。「相当上がるものになるって。ガバナンスについても「基本的には国が握る」って。こういうのを行政の関与と言わなくてはならないんですよ。有名な話になりました、「ボツダム宣言とおなじ」だと、仙谷議員も言いましたけれども、竹中大臣がうそをついているんですか。それとも部下がうそをついているんですか。どちらですか。

○竹中国務大臣 竹中はうそをついているのかという質問に関しては、私は一切うそをついておりません。これは国会でもそのようにはつきりと申し上げます。

それで、今上田委員は三つの点を指摘されたというふうに認識をしております。まずは、最初に、大塚委員に差し出されたお手紙に関して、その中で、金融庁の職員は竹中にうそをついているというふうに書いています。その後で、いろいろな読み方によつては非常に生々しい、そういうことを書いています。

まず、私は、私がうそをつかれていたとしたら、これは耐えられないことでありますから、私としてもしっかりと調査したいという気持ちで強く

持っております。でありますから、繰り返し、職員に対しては、そういうことがないかということ、聞き取り、確認をいたしました。

しかし同時に、では職員がうそをついているのか。これは私としては、金融庁を管轄する大臣として、職員はうそをついていないというふうに信じたいと思ひます。

しからば、それをさらに進めるためには、これはけさども申し上げましたが、もし上田委員がこのお手紙の差出人を御存じでしたら、私に直接申し出ていただく。これは絶対秘密は守ります。ないしは、今度コンプライアンス室をつくつて、そこに弁護士によるヘルプラインをつくり出すので、弁護士の方が言いやすかつたら、そこに申し出ていただきたい。それで、いわゆる詠み人知らずではなく、確認できるものでありますれば、それをさらに進めて、これはきちつと、我々としての説明の責任を果たしていきたいと思ひます。そこはまず第一のポイントであります。

第二の点について、この面談について、面談録そのものについて私は確認できないというふうに申し上げたところ、上田委員は、これはしかし、そもそもこちらから出ている人間は合っているんだから、これは十分客観的な証拠性があるんじゃないか、そういう御指摘ですね。そこに基づいてきちつと調査はできないのかという御指摘でございます。

これは先方に、つくつたとしたら向こう側でございますから、そういうことはあるのかということとを今確認しております。それは調査中だということでありまして、もし向こうがつくつたというところでありますれば、それはまた次のステップの調査は当然することになると思ひます。

ただ、これはあくまでも、我々行政としては、私は組織の上に立つ者として、部下が言うことはやはりまず信じるという姿勢は持ちたいというふうに思ひます。それで、確かにこちらの人間は確認できていますけれども、だれが参加して

いるかだけを確認した上で、これは仮定です、仮定ですけれども、それは悪意を持って捏造することだとしてあり得るわけですから、やはりきちんとこちらとして出所を確認した上で、それで必要であれば調査をする、それは再三申し上げたいと思います。

第三番目には、いろいろとその身を御指摘になって、こういうことを言っているじゃないか、ああいうことを言っているじゃないかと。これは繰り返しますが、この手紙の出所が確認されれば、それなりにさらに踏み込んだ調査は可能になると思います。

ただ、今の時点では、申し上げられますのは、けさ御報告したように、我々としては、まず確認しなければいけないのは、そういうような、恫喝のようなことを行っていたのかということ。これに関しては、繰り返し聞き取り調査をして、そういう事実はない、そういうふうにとられないように意を配ったというようなことをその担当者は申しております。さらにはもう一点、圧力をかけたのか。そういうことについても、そういう事実はない。

もちろん、これもけさ申し上げましたけれども、監督ですから、決算がどうなっているんだ、繰り延べ税金資産どうなるんだ、そういうことのやりとりは当然あります。そういうことの議論の上に立つて、コンティンジェンシープランを説明してくれということで、今回の説明をしているわけですので、そういうやりとりは当然のことながらしているわけですが、繰り返し言いますが、相手に圧力をかけたり、恫喝したようなことはない、このようなはつきりとした報告を私は受けております。

○上田(清)委員 簡単に御回答をお願いしたいと思いますが、基本的に、「りそな」の問題について債務超過の疑いがあるのではないかと、ことと私どもも申し上げておりますが、大臣としては、新日本監査法人の判断、つまり三年の繰り延べ税金の効果認めて、四％には達していない

けれども債務超過ではないという御判断をしているわけですね。そして、もしそういうことであれば、当然自己資本調達ができるわけですから、竹中大臣がしばしば言っておられるように、ルールに基づいて金融を行われればいいんだ。なぜ、わざわざきちんとできているところに金融支援をするんですか。

○竹中(務)大臣 午前中に、これは佐藤委員から御質問いただいたと思いますが、金融再生プログラムのとおりやっていると。これはもう金融再生プログラムのとおりやっております。金融再生プログラムにのっとってやる中で、我々としてはルールどおりの判断をしているつもりでございます。

まず第一のポイントは、この繰り延べ税金資産をどのように見るか。

これは公認会計士が実務指針にのっとって厳正に見るんだ、これは再生プログラムで書かれていることとあります。そのとおり、会計士が、担当の会計監査法人が行ったものについて、我々は、監査は厳正に行われたというふうに見ております。それに基づいて、まず、自己資本比率が低いというふうになる。

第二のポイントは、それに基づいて、今度は百二条の発動をどのように判断したか。次のポイントになるんだと思います。

これについては、資産総額四十兆円を超える大きな銀行が自己資本比率二％で市場の中にさらされるということに関しては、信用秩序に重大な支障をもたらすおそれがある、これはまさに我々の、金融監督当局としての判断でございます。このルールに基づいてきっちり判断をしたというふうには私は思っております。

○上田(清)委員 新日本監査法人の監査を認められて、一方で朝日監査法人は、近い将来という極めて短期間のうちに当該状況の解消が見込まれない会社に当たるという判断をして、この三年の繰り延べ税金効果認めないという形で、事実上の債務超過だという判断をして、監査をおりて

いるわけですね。

二つの法人が監査をして、一方で、三年の繰り延べ税金効果を認められない状況にある、とてもこの先のいい経営ができると思われないという判断をしておいたということ、その資料の②のところに、これは理事長の岩本さんが内部の方々に、「りそな」の報道についてという形で、上から六行目くらいところに、三月一四月下旬にかけて予備的な調査を行って、繰り延べ税金資産等に関する情報も入手して、判断をした、そして、結果としておいたと。

つまり、何らかの形で、この辺のいきさつについては想像の域を出ませんけれども、言えることは、朝日法人は、この次の「電話メモ」でもわかるように、非常に緊迫した状況の中で、三年認められない、そうすると債務超過でだめだ、四年だったらどうなんだ、四年だったらぎりぎり何とかなりますという中で、鈴木第一課長と思われる人が、じゃ、それでいけとかというような指示をしながらやってきた経過があります。

少なくとも、最小限度、二つの監査法人が違う結論を出しておられる、にもかかわらず、どうして金融庁は検査しないんですか、どちらが本当なのか。どうして新日本だけを判断するんですか。おかしいんじゃないですか。

○竹中(務)大臣 まず、繰り返し申し上げますが、我々はルールにのっとって、きちんと監督の行政をしなければいけない立場にあります。そのルールとは何かというと、担当した、この場合だと、やはり正式に契約を結んで判を押す新日本監査法人が独立した立場で監査を行う、その監査の結果に基づいて我々が判断していくというのが、これがまさにルールだと思えます。

委員の御指摘は、もう一つは、朝日監査法人と称するこの②の紙がございまして。これは報道等々で私は承知をしておりますが、ちよつとこの紙そのものについて、私たちはこれまた確認ができません。若干不思議に思うのは、これは契約していると

ころではない、これはもう御確認いただいているんだと思うんですが、この辺は、想像の域を出ないがというふうには上田委員も前置きをつけられました。これは六月十一日にぜひいろいろ御審議をさせていただきたいと思っております、これを見て、私の素朴な印象がございまして、例えば監査の立場にある人、この紙がどういう紙かわかりませんが、監査法人には監査法人としての守秘義務というのがあられるわけですから、こういう情報があるように出てくるのかというのは、私にはちよつと理解できない面がございまして。

いずれにしても、最後に委員は、検査をやるのかというふうにおっしゃいました。これは、検査はやりません。金融再生プログラムの中にも、繰り延べ税金資産について特に検査もやるんだ。我々の検査の中でこの繰り延べ税金資産についてもしっかりと検査をやりまして、その点については、我々としてはルールどおりに、ルールを曲げることなくしっかりとやっていく決意でおります。

○上田(清)委員 基本的に、旧大蔵省の銀行局の検査以来、私は信用していないんですよ、検査そのものを。その都度その都度、都合よくやっているんですよ。

まず、幸福銀行が破綻したのはいつですか。十一年の五月二十二日ですよ。しかし、私の手元には平成八年の銀行局長の、ちゃんと刻印を押した検査報告書があるんですよ、平成八年。ここにちゃんと、三百八十二億の債務超過に陥っている。平成八年にもう債務超過だということをずっと破綻させないで存続させているじゃないですか、当時の大蔵省は。八年から九年、十年、十一年と三年存続させたこともあるんですよ。だれも責任をとっていない。

それから兵庫銀行は、銀行検査のときに不良債権が六百億、三カ月後に破綻した、そのときには一兆五千億の不良債権が出てくる。二十五倍ですよ。通常は三倍から四倍です、多くても五倍ぐらい。それは、資産が劣化しますから、破綻した

りするといろいろ。それについてもだれも責任をとっていないし、うそじゃないですか。検査がうそだったか、よっぽど二重帳簿を出されたか、二つに一つじゃないですか。それについての総括もしていないじゃないですか、いまだに。

なみはや銀行のときはどうだったのですか。本当になみはやも、ぐず同士くっつけてどうなるんだと再三再四言って、とにかくこういう仕組みをつくらせてくれと言って、半年後に破綻したじゃないですか。どういう検査をしたらそうなるんですか。資金贈与もした、お金はバアじゃないですか。

そして、佐々波委員会も、合計で二兆円近いお金を十九行にほうり込んだけれども、半年後に長銀と日債銀は破綻したじゃないですか。どんな検査をしたんだ。しかも長銀とか日債銀に関しては、金融国会で、我々が債務超過じゃないかと言って、債務超過じゃないんて言っていたけれども、江戸城の門の名前を全部くっつけたペーパーカンパニー、地下鉄の駅の名前を全部くっつけたペーパーカンパニーが三十幾つもあった、そこに資金を貸し付けて、飛ばして、こんな実態が本当に健全かと言っても、健全ですと開き直って言っていたじゃないですか。その結果、債務超過は、それぞれ三兆円ぐらゐ実質上吹っ飛んだじゃないですか。

そういうことを過去に何度も何度もやっていて、皆さん方の検査がオールマイティーだとしても思えないんですよ。むしろ、こういうところに出てきているメモの方が信用できる、本当のことを言っているんじゃないか。過去にもそうだった。

竹中大臣、言いますけれども、我々も、こういうメモを、少なくともこの公的な委員会できちんと物を出して言っている以上、そこそこ確信めいたものがあつたり確信めいた情報のソースがあるから言っているんですよ。それを全面的に否定されていくんですから、ある意味では、そういう姿勢だと委員会の審議の前提というのが崩れてしま

うんですよ。我々は、選挙を通じて常に指導される立場にあるんです、いいかげんことを言っている。大臣は選挙がないからそういうことはないかもとせんでいいけれども、そういうことだけはちよつと申し上げまして、本題の保険業法の方に移らせていただきます。

そこで、現在の生保で、債務超過とか破綻とか、近い将来も含めて見込んでいるんですか、それとも見込めていないんですか。

○竹中事務大臣 今の時点で債務超過、破綻が見込まれているのかということに関しては、そのようない見込みは持っておりません。

ただ、今回そもそもこのような法案の御審議をお願いしている背景は、繰り返し言いましたように、逆ざやという構造問題がある、これがやはり体力をむしろ減らしている、そういう認識であります。

○上田清委員 逆ざやに関して言えば、先ほどから我々の委員も言っていますように、必ずしもそういう逆ざやを、苦にしないでとは言いません、それはそれで相当大変ですけども、クリアしている企業もあるということも大臣御承知のとおりであります。どこかを救おうと一生懸命されているんじゃないかと思いがちじゃないですか、特別なところを念頭に置きながら、だから、私も解約を考えなくちゃいけないですよ、大臣がそう言っておられる以上、そういうふうな国民は思うんですよ。

破綻する可能性がない、債務超過もない、ソルベンシーマージンも比率もまあまあだ、それで生保に、引き下げをしないと近い将来危なくなる可能性もある、その危なくなる可能性というのはどんな条件だと言ったら、これもまたようわからぬ話。

大体、金融審議会の第二分科会の議事録を読ませていただきました。大臣はお説みになっていませんか。

○竹中事務大臣 読んでおります。

○上田清委員 少なくとも意見を表明した委員

が九名おられますが、全体の傾向としてどうでしたか。

○竹中事務大臣 さまざまな立場から非常に幅広い意見が出されたというふうな思っております。これは繰り返し申し上げますけれども、制度そのものの必要性というふうなものについては御理解を示された方も少なくない、しかし同時に、幾つかの懸念を表明された方も少なくない。そういうのがまさにさまざま意見があつたということだと思っております。

○上田清委員 先般、参考人で、堀内会長が陳述にいられたわけですが、なぜか、余り内容について必ずしも触れておられないような印象がありました。

少なくとも九人の方が意見を表明されております。七人は、今大臣が言われたように懸念をされている、この引き下げに関してはむしろ懸念が多いた。そして、二人の方は、そういう選択肢が広がるのはやむを得ぬかな、行政の方でそれを要請されるのであれば、それはそれでしょうがないという。いいですか、九人中七人は、ある意味では否定されているんですよ。何が問題かということについては、竹中大臣は今までの議論の中でよく御存じであります。

あるいは、参考人でいられた深尾先生の陳述、文書が残っておりますから、わかりやすいですから言いますと、破綻処理をある時点で行うこととこの引き下げとどちらが得か、大臣は、引き下げの方が基本的に得なんだということでこの仕組みをつくらせてほしいと言っておられますけれども、そうじゃないという意見があるということについて、いまだに説得力のある議論を、あるいは証左を出していないんですよ。あるんですか。絶対間違いありませんという証拠はあるんですか。

○竹中事務大臣 深尾さんの意見は承知をしております。ただ、深尾さんの前提というのは、今破綻した場合、しかし、破綻、債務超過というのは、今既に基金等々にもう食い込んでいくわけであり、ですから、それで、深尾さんの意見というのは、

破綻の場合は、契約者だけではなくて、基金、劣後ローン等に負担を任せるから、こちらの契約者の負担が少なくなるのではないか、そういう御意見なわけで、それは事実としてはそのとおりでありますけれども、今既にもし破綻であるならば、これはもうマイナスになっているわけですから、そこに食い込んでいく。

今、しかし、破綻になる前に、破綻に至らしめないようにそういうふうな措置を講じようということでありまして、ちよつとこれは比較的次元が違っているというふうに私は理解をしております。

同じ時点で、これからの時点で考えるならば、これは先般から海江田委員の御質問にもお答えさせていただいたように、今後どうなるかというの、やはり二つの要因で決まってくるわけですね。責任準備金の切り下げをするのか。それこそ予定利率が、破綻した場合と、例えば三％程度を下限とした場合とどっちが有利か。この点に関しては、私たちが申し上げているように、程度の差はあるかもしれませんが、破綻に至らしめないで、今回のような措置をとる方が有利なのではないか。もちろん、個々の契約者については、これは実はいろいろと出てまいります。その最大の理由は、例えば契約条件を変えて、その後ほつておいたら破綻するかもしれない、それまでの間に保険事故が起きたような方、そうすると破綻する前に保険金をもらう方が得だった、それは出てまいります。

だから、個々についてはこれは何が起こるかわかりませんから一概には言えないわけですが、通常想定されるケース、先ほど言いましたように、保険準備金はカットされるのかどうか、予定利率は、破綻した場合は三％より低くなるかどうかというのを考えますれば、これは私たちが申し上げているように、やはり一つの重要な選択肢として整備をいただく価値があるのではないか、このように思います。

○上田清委員 では、申し上げます。そも

そも論でいくところいうことじゃないですか。

そも、保険会社が消費者保護なり契約者保護というところを、お客さん第一という姿勢を持っていたら、これはやばいな、うちの会社は、これはもたぬぞということであれば、どういう態度をするのが本当の会社だと思いますか。何らかの形で、資産が劣化する前に会社をどこかの受け皿会社へ負担してもらうとか、あるいは行政当局に早期是正措置をみずから求めるとか、あるいは更生手続をみずからしていくとかというのが一番負担がかからない話でしょう、契約者に。

しかし、一般的に言うところ、そうはいっても、企業は消費者の論理や契約者の論理で動いているわけじゃない。利益本位だし、企業の論理で動いているから悪あがきもする。そういう悪あがきをさせないためにあなた方がいるんでしょう、大臣がいるんでしょう。だから、きちっと早期是正措置を求めるなり、あるいは更生手続なりするのが筋でしょう。

そも、会社が契約者のことを考えていれば、一番最初に会社自身がみずから、資産が劣化する前に、契約者のことを考えて、さっと受け皿会社にお願ひしてみずから破綻するとか、パンザイして受け取ってもらうとか、あるいは何らかの形で更生手続をとるとか、そして資産が劣化するのを防いでできるだけ契約者に返す、預かってきたものを、これが筋。だけれども、悪あがきをするんで、金融当局が何らかの形で早期是正するなり、あるいは更生手続の指示をするなりするのが当局の務めなんです。

何でそれで、わざわざわけのわからない、こんなことを何度も繰り返して、藤原局長も苦しい答弁をし、抽象的な回答しかできない、こんな法案を出すのかわけわからないんですけれども。そも、今言ったのが筋目じゃないですか。筋目じゃないんですか、それとも、それだけ聞きたい。

○竹中国務大臣 今上田委員がおっしゃったことを私は否定するつもりは全くありません。これは

早期是正措置とか、我々は当然やっていくわけですが、必要があれば破綻の特例の措置とか、さまざまな措置をもちろんとしていくわけですが。

でも、ちよつとお考えいただきたいんですが、例えば早期是正しろと。早期是正というのは早く直せという命令ですから、直せといった場合に、保険会社としてはどういう手段があるだろうか。

例えばですけども、そのときの手段の一つとして今回のようなものが入ってくるということとは、これは実はあり得るわけです。これは経営の判断ですから、わかりません。今回の措置を用いる方がよいのか、別のやり方があるのか、それはケース・バイ・ケースであると思います。

また、例えば受け皿を探すと。これは合併、再編ということだと思いますが、例えば合併、再編を行うに当たって、今度は吸収する方から見ると、今の予定利率じゃとても引き受けられない、そういうような場合に、予定利率引き下げと一緒にやってこういうふうな話がうまくいく場合もあるでしょう。

我々は、命令、監督、これはやります。これはやっていかないとはいけませんが、早期是正の命令も必要な場合は出します。しかし、今回は、そういうようなことを含めて、そういうようなことと全く矛盾しないで、一つのチョイスを、経営の選択肢を与えるものでありますから、私はもう、お答えとしては、委員がおっしゃることは間違っていないと思います。しかし、その場合に、経営の選択肢を与えるものとして今回の措置も位置づけていただきたいということです。

(委員長退席、七条委員長代理着席)

○上田(清)委員 ただ、選択肢と言つても、それは保険会社の選択肢であつて、国民・契約者の選択肢じゃないんです。

そして、何が筋目かというのが大事なんです。何か、わざわざ迂回路をつくつて、真真正面から行かないで、裏口入学の勧め話を一生懸命やっているような感じがすよ、担当省庁が。

大体、この、きょう出されたガイドラインの「将

来の業務及び財産の状況を予測した場合に、契約条件の変更を行わなければ、当該保険会社の財産をもつて債務を完済することができないなど保険業の継続が困難となりうるものが合理的に予測できること」。そんなにしつかり予測ができるような会社だったらつづけないですよ、第一。危なくなるわけじゃないの。そんなに合理的に予測できないんですよ。だからこれは予測するんですか。どの会社がどういう予測をするんですか。

ここに抽象的に書いてありますよ。「金利、株価、為替レート等金融経済動向に関わる事項」とかを「総合的に勘案する」。とんでもない抽象的な話じゃないですか。全然ガイドラインでも何でもありません、こんなのは。当たり前のことじゃないですか、総合的に勘案するというのは。それじゃわからないから、藤原局長の話は何を言っているのかさっぱりわからないから、だからガイドラインを出せと言つたんですよ、我々は。何を言つて決めるのか。ソルベンシー・マージン比率でやるんだつたら、それでもわかりやすいですよ、それはそれとしての見込みがあるんだから。それだけじゃないと言われるし。何なのかということがわからないから。

しかも、この「将来」なんというのは何年先の話、何か月先の話なんですか。イメージとしてはどんなことですか。

○藤原政府参考人 お答え申し上げます。

契約条件変更の申し出を行うに当たつて策定する将来の予測というのは合理的なものである必要があるわけでございます。したがつて、おのづとその期間につきましては限度があるというふうに考えております。

ただ、しかしながら、自主的あるいは自治的な手法であるとの性格からしまして、画一的な基準を設けることにはなじまない、いづれにせよ、個々のケースによつて判断せざるを得ないと思つております。

なお、現在、日本アクチュアリー会の実務指針というのがございます。そこでは十年間について

ては将来収支の分析を行う実務が定着しております。これが一つの参考になるのではないかと考えられますが、これ以上の期間の分析を一律に排除するというものではないと考えております。

○上田(清)委員 ちよつと今の局長の御説明というのはわからないですね。将来というのは十年後の話、タイムとしては十年後ということですか。

○藤原政府参考人 先ほどお答え申し上げましたように、今回の措置は、自治的な仕組みの中で自主的に決めていくわけでございますので、画一的な基準を設けるといふことはなじまないというふうに思つておりました、いづれにせよ、個々のケース・バイ・ケースによつて判断せざるを得ないと思つております。

ただ、先ほど申しましたように、現在、日本アクチュアリー会、こういう会がございます。この実務指針によりまして、十年間については将来収支の分析を行う実務が定着しております、これが一つの参考になるものと考えますが、これ以上の期間について排除するものでもないと思つております。

○上田(清)委員 とてもわかりづらいですね。十年後の蓋然性というか、十年後にひよつとしたらおかしくなるかもしれないから、今のうちに引き下げを国民にお願いするというのは。もし、三年後に経済担当大臣が抜群の功績を上げて、日本の景気が抜群によくなつたときにはどうするんですか。今度は契約をまたもとに戻せという契約でもするんですか。国民にとつてみればそんなばかかなことはないでしょう。全然わからないですね。

だから、実は、この仕組みそのものがある意味じゃもうむちゃくちゃだと言わなければ、この九名発言されたうちの七人の方々は、そういうことをはつきり言つていらっしゃるんですよ。

とにかく、この仕組みをつくることで新規契約が入らなくなつてくるリスクの方がかえつて大きいぞ、だから何にもならない、こういうことを言つておられる方もあります。

そして、二年前より経営改善をしたかどうかと

いうことになったら、ノーだ、自治的な制度であると言わなければならない、これはデフォルトだ、債務不履行だとはっきり言っておられました。

全体としてあらかじめ予定利率を引き下げた方が、契約者は総体として有利になるという状況ではない、ずるずるとどうしようもなくなつて破綻するときに比べれば、早期に何らかの処理をした方がいいに決まっている、それと比較するのもおかしい話、あくまで早期に更生手続に入れ、こういうことを言っておられます。選択肢として、経済学的に考えたときに余り意味のある選択肢ではない、こういうことも言っておられる方がおられます。

今の生保の経営は危険でないと金融庁の方はおっしゃっているわけですが、それにもかかわらず予定利率の引き下げを今なぜするのか、審議会に参加している私もわかりづらい、国民にとつてはもっとわかりづらい、実務的に使えるものになつていくかどうかということについても懸念いたします。

よりコストのからない更生手続のものがあればその方がいい、そのところに対する説得的なものはずしもこの引き下げということではないと。

あるいはまた、予定利率の引き下げでは経営が変わらない、そういった先送りのコストがある、こういうことを言っておられる方もあります。

少なくとも九人のうち七人は問題があると言つて、二人は、行政で用意する分にはそれはしようがないかね、こういう意見の表明があつて、我々が申し述べてきたことと大体同じなんです。人間の考えることは同じ。何か、その辺の、周辺の人だけがおかしな考え方に陥つていらつしやるんじゃないでしょうか。賢明なる竹中先生や伊藤先生にしても、首をかしげておられるのですから。素直に判断すればいいわけでありまして、本当に……（発言する者あり）ああ、賢明じゃないんですか。失礼しました。

こうした金融審議会の、日本を代表するアナリ

ストや、名前を挙げるたまさしく今申し上げた七人の方はそうそうたる方でありまして、きちっとした議論を述べておられます。これを、なぜ、どちらかというところと全然生かさないうで反対のことをやつていらつしやるのか。もう一度聞きます。この金融審議会の皆さんの言つた意見というのは、余り関係ないということなんですか。

〔七条委員長代理退席、委員長着席〕

○竹中副大臣 金融審で諸先生方がおっしゃつた御指摘というのは、それぞれ傾聴に値する非常に重要なポイントがあつたというふうに私自身も考えております。しかし、上田委員も冒頭で御指摘くださったと思いますが、基本的には、堀内先生がおっしゃるように、基本的な方向としては了解をされたということと同時にこれは事実でございします。

この問題というのは、当初から、非常に難しい問題点があるということは私たちも承知しております、まして、こういう委員会等々では、むしろそういう難しい問題点、懸念される問題点を委員の方々はいろいろお出しくださったわけでありまして、同時に、こうした制度の必要性を認識して御支持してくださつた先生もいらつしやつたし、基本的な方向としては了解をされたというのが私たちの認識であります。

何よりも、我々の基本的な方向性、認識、必要性の判断といたしますのは、繰り返し申し上げているように、この逆ざやという構造問題の中で体力がむしばまれていく、そうした中であつて、破綻した場合に結局契約者が不利になるのではないかと、それならば、そうならないように、早目の一つの選択肢として、これは経営の選択肢として持つてもらうことが結局は保険契約者のためになるのではないかと、我々は最終的にそのようにあくまでも判断をしているわけです。

○上田委員 資産の劣化だとか、内容がわかつていらつしやる金融庁ですから、そうであれば早く更生手続すれば契約者に迷惑をかけないんですよ。そんなのわかつていないじゃないですか。

それから、今、堀内会長の、基本的にはこの審議会の中身を了承されたと言つていますけれども、こういうふうな書いてあるんですよ。「事務局が説明した考え方についてご異論が出たというところを踏まえた上で、それはそうです、九人意見を述べられて、そのうち七人が異論を述べていらつしやるんですから、」異論が出たということ踏まえた上で、さらに事務局と私とで検討させていたでいて、予定利率の引下げというものを一つの選択肢として認めていくような準備を進めることをお認めいただきたいのです。準備を進めることをお認めいただきたいと。本当は了とするとは言つてないんだ、準備をすることを進めたいと。それが現実。

しかも、さる委員は、行政として責任を持つて対応されることを了承する以外にないですね、ただ、金融審議会がエンドースした政策であると言われては困る。おれたちはエンドースなんかしてないぞとわざわざ念を押されていますよ、そういうことを言うから。

基本的には、金融審議会が考えている総体的なものとは全く違う仕組みを金融庁としては出されている。金融審議会では基本的には反対意見があつたけれども、断固行政としてはこれをやるんだ、そういうおっしゃり方をされるんだから、それはそれで真実ですから認めますけれども、今あなたも全体として了承されたなんという言い方をされたのは間違いですよ。大臣、訂正されますか。

○竹中副大臣 正確には、まさに今上田委員がお読みになつたとおりでございます。「事務局が説明した考え方についてご異論が出たということ踏まえた上で、さらに事務局と私とで検討させていただきます。予定利率の引下げというものを一つの選択肢として認めていくような準備を進めることをお認めいただきたい」。それに対してもさまざまな意見が出ておりましたけれども、行政は行政として責任を持つてやられるというのは尊重すべきだということになる、これは池尾委員の御

発言でございしますけれども、まさに今御紹介いただいた議事録のとおりでございます。

○上田委員 事務局は準備を進めると言つて、準備を進めるという結論を出しながら、もう法案として出てきたという、この背景というのは一体何なんですか。これは五月十二日ですからね、この日は。

○竹中副大臣 背景と申しますか、基本的には、我々として、先ほども私直接申し上げましたように、逆ざや問題を放置することなく、早目の選択肢としてこういうものを用意することがやはり金融行政の当局として必要だというふうに、まさに我々が判断したということです。

○上田委員 逆ざや問題はもう何年前からありまして、それを踏まえた上でいろいろな議論がなされて、一つの選択肢として準備を進めていかつたという話であつて、結論で何か法案を出すというふうな話は本当はしてないんですよ。だから、急に法案を出されたのはどういう理由ですかというのを聞いたつもりです。それは、例えば与党の御所みないのになにぞつたかしましたとか、そういう言い方をしてくれればすぐわかる。しかし、そういうことは言われないで、逆ざやの話をされる。逆ざやの話はもうとつくの昔からあるの。

しかも、逆ざやの理由ばかり言つておられるけれども、いいですか、費差益とか死差益というのは膨大な黒字なんですよ。生保全体で三兆五千億の黒字なんですよ。そして、その逆ざやの部分が一兆五千億。それでも二兆は残つておる。

具体的に言えば、新規契約をどんどん生保の会社が進められるような魅力的な商品、例えば保険料が安くて、極めて安心できるようなシステムだとかそういうものを提供できれば、事実そういうものを提供しているところは伸びているわけですよ。片仮名文字のところが多いですけどもね。そうすれば総体的に薄まって、過去のいわば予定利率の高いところだつて総体的に薄まることで、経営は楽になるんですよ。ある意味じゃ経営努力じゃないですか、竹中さんが一番好きかな。

何でここに来たら変な仕組みを言うんですか。ルールどおりやれと言っているのに、全然ルール以外の変なルールをつくらうと一生懸命しているじゃないですか。全くわからないんですよ、言っておられることが……

○小坂委員長 時間が終了しております。

○上田清委員 委員長もそう言っていらいっしやいますよ。

○小坂委員長 時間が終了しております。

○上田清委員 ああ、時間が終了しました、済みません。そのとおりですと聞こえたので、委員長……。委員長も何かそのとおりですと、ついうなずいたのかなと感じました。

ぜひ、賢明なる大臣、副大臣は、特定の方の横車に屈することなく、ルールどおり頑張っていたきたいとお願いを申し上げまして、終わります。ありがとうございます。

○小坂委員長 次に、達増拓也君。

○達増委員 今の上田委員と竹中大臣のやりとりを聞いていて、疑問がわいてきたんです。それは、逆さやが深刻になってきている、できるだけ早く何とかしなければならぬということ、確かに、この法案の提出の趣旨説明、法律案提案理由説明を思い返しますと、「我が国の生命保険を取り巻く環境は、保有契約高の減少や株価の低迷等に加え、超低金利の継続によるいわゆる逆さや問題により、一層厳しいものとなっております。」という不景気、株価の低迷、そして逆さや問題、その背景の超低金利、まあゼロ金利の継続ですね、こういった異常事態が今日の前にあり、一定期間続いてきているということ、それがこの法案提出の理由になっているのかということ伺いたいんです。

つまり、もしそうじゃなければこういう法案は要らないんだけど、今の日本の経済が非常に苦しい状況で、生命保険を取り巻く環境が非常に厳しい、だからこういう法案が必要だというのが小泉内閣の考えなのかどうかを確認したいと思っています。

○竹中国務大臣 今回の法案を準備させていただきたいと思つた背景は、保険業界を取り巻く環境が非常に厳しい、その中心にあるのは、まさしく逆さや問題なのだというふうに通じております。もし、この逆さやが仮に景気の循環的な流れの中で解決できるような性格のものであるならば、対応策は少し違ってくるんだと思います。

しかし、バブルのときに非常に高い名目金利であった、それが今、低い金利である。今の異常な低金利がどのぐらい続くかという問題も一つありますが、さらに言えば、しかし、当時の、八〇年代終盤の金利とはやはり今後違う次元の世界になるだろう。そういうことを前提とした上で、構造問題を解決する一つの手段として、もちろんマクロはマクロで努力をいたします、しかし、ミクロ、経営面での一つの選択肢を準備したかったということでございます。

○達増委員 もし今の異常な経済環境のもとで必要な法律であれば、例えば時限立法的にするものも手でありましょうし、あるいは、ちょっと正確さを欠く表現かもしれませんが、金利が％を超えないのであればこれを適用するとか、つまり、金利が％を上回るようになったらもうこれは適用しないとか、あるいは、株価が一万円を上回るようになったらもうこれは適用しないとか、一種の危機対応の法律であるのであれば、そういう趣旨を法律の中に明確にすることが必要だと思うんですけれども、今の法案のままだと、およそどんな経済環境のもとでも契約者保護のためにはこうするものなのだというような法律になっているんですね。

ですから、もしこれが現状の経済に対応した危機対応的な法律であれば、その趣旨を法律の中に盛り込まないといふのだと思うんですけれども、いかがでしょうか。

(委員長退席、林田委員長代理着席)

○竹中国務大臣 もし今が非常に異常な状況であつて、これはいずれは解消するかもしれない、そういう場合であるならば、御指摘のような考え

方もあろうかと思ひます。

ただ、今むしろ問題になっているのは、八〇年代の後半が異常であつた、この状況はやはり消えないわけですね。そうした状況下で考えますと、金利は、ゼロ金利じゃなくて今後上がっていくことを期待するわけでありますけれども、バブルのときのような状況に復活するということはやはりちょっと想定できないのではないだろうか。それを考えますと、不確定なことを前提に法律に期限をつけるというような状況ではなくて、一般的な一つの手段として整備しておく必要があるというふうに通じております。

○達増委員 バブルはバブルであれば異常だったと思うんですが、今は今でやはり異常なんだと思うんですね。だから、これがずうつと続くことを前提に立法するというのは、やはりそれはそれでおかしい話だと思ひます。

そこで、経済財政大臣としての竹中大臣に伺ひますが、日本経済が回復する蓋然性というのはないでしょうか。バブルになる蓋然性は余りないみたいでありますけれども、そこまできかなくていいんで、金利を％ぐらいにできる蓋然性とか、株価が一万円を超えて、まあ二万円ぐらいまでいく蓋然性とか、そういう蓋然性というのはないでしょうか。

○竹中国務大臣 株価や為替レートについての蓋然性、ないしはもっともらしい予測をするということは大変難しいと思ひますが、例の「改革と展望」の中で、経済全体の成長率であるとか、財政赤字の状況であるとか、そういうことについて最も蓋然性の高いシナリオ、これはもちろんあらゆる種の政策努力を前提とした上でありますけれども、そういうものは示しているつもりでございます。

あと、集中調整期間の間、まだ厳しい状況は続くであろうけれども、それに、日銀と協力してデフレ克服の努力を重ねて、三年度目以降は本来の実質成長率に回復する、同時に、デフレについて何となく克服を目指していく、そのような姿を蓋

然性の高いシナリオとして我々は今持っているわけですね。

○達増委員 日本経済が回復する蓋然性については、あるというよりも、高いという答弁だったと思います。

このことは、契約者の判断の問題として、また契約自由の関係で非常に重要なポイントなんですが、それはまた後で議論することとしまして、その前に、やはり同僚委員が指摘しています、金融審議会でかなり反論、慎重論があつたんじゃないかという点について伺ひます。

これは、行政の進め方として非常に興味深いケースでもあります。

審議会行政というものは、もう八〇年代あるいは七〇年代から批判の対象になってきたわけでありまして。審議会というものを役所が勝手に立てて、役所がしたいと思ひていことを、審議会を隠れみのにしてやうにしてしまふ、審議会なんかいい方いいというふうな文脈でずうと語られてきたわけではあります。そういう意味で、金融審議会というもののについても、特に立法の準備として議論するんであれば、むしろこういう財務金融委員会に小委員会を設け、その小委員会でヒアリングを重ねて勉強していく方が本来の立法の準備としては適切だと思ひていいます。

他方、せっかく集めた有識者に審議会、分科会等で議論をしてもらつて、その議論と余りに違ふ中身の法案を内閣として出してくるというのはいかがなものかと思ひます。

建前としては、今の内閣は、金融審議会というものには必要だし、いいものだと思ひてそういう金融審議会を持ち、そして金融審議会でも議論してもらつていよう。

そうやって議論してもらつて、おとし中間報告が出て、「今後の進め方」が出て、それで、予定利率引き下げ問題については、パブリックコメントでも反対意見が多いし、これはほかに生保の経営努力等々先にやらなきゃならないことも多いので、役所が検討する分には構わないけれどもとい

うような中間報告、そして「今後の進め方」というのがおとし決まっていたわけですね。

それが、ことし五月になって突然、金融庁の方から金融審議会に、予定利率引き下げできるような制度をつくりたいと。それに対して、先ほど来各委員が指摘しているように反対論や慎重論が多いわけでありまして。それをいわばほうつておいて内閣が法案を提出するというのは極めて異例なことだと思ふんですけれども、どういった理由でこういう異例な進め方が今の内閣において肯定されるのでしょうか。

○藤原政府参考人 お答え申し上げます。

生命保険の予定利率の引き下げの問題に関しては、先生御指摘のように、金融審議会の第二部会におきまして、一昨年、平成十三年でございまして、議論が行われまして、十三年六月に「生命保険をめぐる総合的な検討に関する中間報告」というのが、それから同年九月には「生命保険をめぐる諸問題への対応 ―今後の進め方―」が取りまとめられたところでございます。これらの中間報告等におきまして、御指摘のように、「国民・保険契約者の理解の上、社会的な認知が十分に得られてこそ初めてその導入が可能となる」とされたところでございます。

その後、保険会社や行政当局におきまして、中間報告に盛り込まれました多くの事項につきまして対応を図ってきたところでございますし、また、生命保険を取り巻く環境が一層悪化したことを踏まえまして、昨年来、金融庁としては予定利率の問題を検討してまいりました。

こうした中で、先般、五月十二日に金融審議会第二部会を開催しまして、予定利率の問題についてさらに御議論をいただいたところでございます。当日の会合におきましては、けさ配らせていただきましたように、非常に幅広い観点からさまざまな御意見があったところでございますが、行政として作業を進めることについては了とされたというところでございます。そういうことでございます。

○達増委員 では、確認しますけれども、異例じゃない、これは審議会の役割として、立法の準備として審議会がこのような形で関与するというのは、今回のケースについては異例ではないという政府の認識なんですか。

○藤原政府参考人 審議会、部会あるいはワーキング、いろいろな形で取りまとめの形がありますが、必ずしも結論を全部出さないというのもありまして、そもそも、基本的に申し上げますと、既に中間報告からしましても、基本的な意義は否定しないというふうに、基本的な方向としてはこれを進めていく、ただし、いろいろ問題がある、そういうものの解決を図るべきということの流れの中で、今回、問題として指摘されたものを対応してきて、さらに広く御議論をいただいて、進めることについて了とされたところでございます。

○達増委員 小泉内閣は、総理大臣のところに高速道路の民営化の会議をつくって、例の、あの猪瀬直樹さんが入っていたものですけれども、あれもしつちやかめつちやかになりましたが、今地方分権をめぐる幾つかの審議会、何とか会議というのも、意見がばらばらになっていてぐちゃぐちゃになっている。

そういう傾向が小泉内閣にあるのはわかるんですけど、意見が分かれているのには、ぼつとやつて、拙速に法案をばつと出しちゃうというようなことをやるのは、本当にこれはめっちゃやだと思ひますよ、行政の進め方として。これは本当、日本の近代のそういう行政の流れを見てきて、歴史を踏まえて、対外的にも非常に恥づかしいことが今起きているなという感じがいたします。本当に異常な展開だということを指摘したいと思ひます。デュープロセスという言葉がありますが、手続の適正さというのはある程度中身の適正さを保証するわけで、逆に、手続がしつちやかめつちやかだということは内容のしつちやかめつちやかさをやはり保証するものでありますから、中身のめちやくちやさというのを確認させていただきたい

と思ひますけれども、やはり、蓋然性という言葉の問題ですね。

二百四十条の二、「保険業の継続が困難となる蓋然性」ということですけれども、これはけさから、きょうペーパーが出てきて、要件を具体化するということであるという説明がありました。「保険業の継続が困難となりうるものが合理的に予測できる」、「保険業の継続が困難になることが予測できるんじやなく」、「困難となりうるものが予測できる」ということなんです。例えば、今の低金利、そして株価の低迷がさらに続き、そして失業や倒産等もどんどん悪くなつてきているわけですし、あるいは今の水準が続いたとして、おおよそ、そういう異常な経済情勢のもとで、保険業の継続が困難となる蓋然性のない保険会社なんというのは存在し得ないんじゃないですか。これはどうですか。

○竹中国務大臣 まさに先行きに対する不確実性、リスクが非常に高い中で、各社一生懸命経営しているんだと思ひます。

その意味では、困難となる蓋然性、まあ蓋然性が高いか低いも含めて、蓋然性があるというのには蓋然性が高いというような意味で考えるならば、これはやはり経営の主体によつていろいろな場合があるのだというふうに思ひます。その可能性が全くゼロだという会社はもうないと思ひます。しかしながら、合理的に見積もれる範囲の中でその蓋然性が高いか低い、それはあるかないかという表現でする場合もあるかと思ひます。これはまさにさまであるということなのではないかと思ひます。

○達増委員 では、政府の公式の答弁として、本法案の「保険業の継続が困難となる蓋然性がある場合」というのは、蓋然性が高い場合という意味だという理解でよろしいですか。

○藤原政府参考人 お答え申し上げます。今回の法案におきまして、「保険業の継続が困難となる蓋然性がある場合」と申しますのは、単に保険業の継続が困難となる可能性があったといった

程度ではなくて、現時点で、破綻の要件でありまして、保険業の継続が困難である状態に至つておりませんが、将来を見通して、契約条件の変更を行わなければ、他の経営改善努力を繰り込んででも保険業の継続が困難となるものが合理的に予測できる場合が該当するということで、可能性が高いということだと思ひます。

○達増委員 二つの問題があると思ふんですね。一つは、経営努力を繰り込んでみてもという場合の、その経営努力というのをどれだけ評価していくか。それは、経営者の気合いの問題もあるわけでありまして、カルロス・ゴーンみたいな人を引っ張ってきて、その人に任せるとかいったとき、それがどのくらいのものかは未知数でありまして、よし、かなりこれはあやふやなところだと思ひます。

あとは、金利、株価、為替レート等、そういう経済環境を客観的に見るんでしようけれども、半年後の金利、半年後の株価、半年後の為替レートとかというのは合理的に予測できるんでしようか。一年後の金利、株価、為替レート等は合理的に予測できるんでしようか。これは今答弁した局長に答弁していただきたいと思ひます。

○藤原政府参考人 お答え申し上げます。今先生御指摘のように、それじゃ半年後の株価がどうなつていくのか、そういうものを合理的に予測するのはまず難しいと思ひます。したがって、ここで申し上げております、金利、株価、為替レート、例えば新契約進展率とか云々、こういうものについて客観的かつ妥当な前提を置いて考えるというのは、予測をするというのではなくて、ある合理的な一定の前提を置いて、それに基づいてやる、そういうふうに行つていくかどうかというのを見る。

例えば、保険会社では保険計理人が毎年将来収支の分析を行うこととされておまして、これにつきましても実務につきましても、先ほど申しました日本アクチュアリー会が実務基準というのを策定いたしております。予測における前提の置き

方が客観的かつ妥当であるか、これを判断する際には、この実務基準に定められている方法なども一つの参考になるんじゃないかというふうに思っております。

ちなみに、それでは今どんなふうの実務基準で定められているかと申しますと、例えば、金利とか株価とか為替レートについては、直近の水準で分析期間中一定と前提をすとか、新契約進展率とか保険継続率とか保険事故発生率につきましては、直近年度または過去三カ年度の実績の平均で分析をして期間中は一定と考えるとか、資産配分につきましても、一定の前提を置いて、この前提のもとで計算をするというようなことにいたしております。

○達増委員 けさ、中塚委員が質問していったときに、これは金融庁サイドの承認の際のガイドラインだということだったんですけれども、当然、申し込む保険会社の方もこれを参考にして、申し出の理由をきちっと整理して、書類も整えて提出するんじゃないかと、これだけあまいであらば、提出したけれども金融庁から断られるという最悪の事態を回避するためには、結局一種の予備審査といえましょうか、これは、皆さん、選挙をやるときに届け出のいろいろな紙とか公報とか、事前に選挙に見てもらったりしますでしょう。ああいふ予備審査、事前審査のようなことをやっておかないと、やはり選挙の本番になっていきなり出して却下されたら大変じゃないですか。

だから、生命保険会社も、事前に金融庁に対して、これなら大丈夫でしょうかと、それで金融庁の方が、いやこれはちょっと合理性に欠けるからここはこうした方がいいとか、結局、そういうやりとりの中で予定利率を下げられるかどうかということが、本当に、官、業の癒着といえますか、一体となったさじかげんの中で決まっていくなことにならないんじゃないですか。

○藤原政府参考人 あくまでも申請するか申請しないかは保険会社の方の決定によるわけでございますが、その申請の際の参考としまして、一律に

決めることはできませんけれども、私どもが仮に申請を受けた場合の私どもの考え方の基準というのをガイドラインとして定めるべく今努力しているところでございます。この、きょうお示しましたのは、まさしく、これから定めるガイドラインにおいてはこういうものについて今後詰めていって、わかりやすくしようという話でございます。

○達増委員 どうして、そういう行政裁量的な、会社、企業と役所が一体となってそういう予定利率引き下げということをやってはいけないと考えているかといえますと、予定利率の引き下げ、特に、それに反対している人、異議を述べる人が十分の一を超えないと、一種、多数決、九割以上の多数決をもって無理やり契約内容が変更されてしまうわけですから、これは憲法が定める財産権の保障、これに反する財産権の侵害に当たる、そういう疑いが高いわけですね。

憲法は、財産権は、これを保障するとして、ただし、公共の福祉に適合するように財産権の内容を定めるとありまして、財産権は公共の福祉の制限は受けます。それで、この公共の福祉の解釈については、それは他の基本的人権との兼ね合いだというのが通説になっておりまして、ほかの基本的人権を守るためであれば、財産権というのはある程度制限されてもしょうがないということになっていくんですが、本法案においては、他のどの基本的人権を守るために、予定利率引き下げに反対する人の財産権が制限されるということになるんじゃないかと。

○藤原政府参考人 お答え申し上げます。

先生今御指摘のように、憲法の保障する財産権といえども、法律によって合理的な範囲の制約を加えることは憲法に違反するものではない、こういうふうに私どもも考えております。

今回のスキームは、破綻を未然に防ぐことによりまして保険契約者全体の利益を守る、こういうものでございまして、結果として、一部の保険契約者の財産権が、他の多数の保険契約者の財産権

のために合理的な制約を受けることは容認されるものと考えております。

○達増委員 これは、自由主義とかあるいは民主主義と言ってもいいでしょう、そういう近代デモクラシーの原則をかなり大きく変更する解釈なんだと思いますよ。全体の利益という抽象的なもののために財産権が侵害されるということは、日本国憲法は想定していないと思います。

この提案理由説明のところでも「契約者保護のため」とあるんですけども、結果として、まさに保護されない、意図に反して財産権を侵害される契約者が出てきてしまう。では、保護されているのは何かというと、全体の利益。全体の利益というのは、システムの安定とか金融秩序とか、結局そういうことなんだと思います。

だから、この法案は、一見個々の契約者を保護するための法案のように見せかけつつ、そもそも危機対応的な法案だと言っているじゃないですか。こういう異常な経済情勢のもとで、経済システム、金融システムを守っていくところ、経済システムに目的があつて、そのためには個人の財産権は制限しようという。個人の権利を保護するということろをずさんにしたまま有司法制の法案が出てきたりもしてしましたけれども、それと軌を一にする、これは小泉内閣の重大な欠点の一つ。あの刑務所問題もそうですけども、権利とか自由とかそして憲法ということについて、小泉内閣が余りにいいかげんである例の一つであると思います。

保険というものは、非常に確実性と不確実性の積み重ねの中にあるものでありまして、人間は死ぬのは確実、しかしいつ死ぬかは不確実。そういう中で保険に入るんですけれども、これも、毎月一万六千円ずつ納めていけば死んだときには一千万円おるといのが今確実になっている。これを不確実にして、月々一万六千円じゃなく二万五千円にはね上がらせようというところが今法案で出てきているわけでありまして、ただ、そうやって一千万円受け取ったとしても、その一千万円が、インフレが進んでいけば余り価値がないも

のになつていくかもしれないし、まして、自分が死んだ後、後に残される者が金さえあれば幸せになれるかということも不確実。

そういう中で、契約する人は、あえて自己責任で、月々のお金で保険金がおるのであれば契約するぞ、そういう一種の魂の自己決定ですか、そこが自由主義の本質であり民主主義の本質、近代デモクラシーの本質なんです。そういう自己決定権というものを根本から侵そうとしているのがこの法案なわけですよ。これは本当に絶対許すことができないと思います。

しかも、日本経済がV字回復する蓋然性にかけるという人たちがだつて出てくるわけですよ。だから、一万六千円でいいじゃないか。二万五千円に引き上げればその会社が破綻する蓋然性は低くなるかもしれないけれども、それより前に日本経済が回復する可能性だってある。また、一年以内に政権交代が起きて、経済政策が大転換して、経済が回復する蓋然性にかける、僕はそこにかけるよと思つていらっしゃるんですけども、そういうところにかけるよ、そういう自己決定権だつてあるはずですよ。また、カルロス・ゴーンみたいな人が出てきて、会社側の経営が刷新されればいいわけですから、そういういろいろな要素の中で自己決定していくことを守っていくかなきゃならないというのが近代デモクラシーの原則なはずなんです。ですから、今、全体の利益で個人の財産権を制限すると言つたのは、これは竹中大臣、本当にそれでいいんですか。憲法違反の疑いが高いですよ。

○竹中事務大臣 この法律の憲法との兼ね合い、これはもちろん重要なことだと思つております。

これは、昨年の十二月五日に、大塚耕平民主党政議員が参議院の委員会でお尋ねになったときに、内閣法制局の方から答弁があつたわけですから、一般論として、「公共の福祉に適合するようにされたものである限り、これをもちつて違憲の立法ということができない」、これは財産権についてそのように答弁をしている。この場合に、「いった

ん定められた法律に基づく財産権の性質」「内容を変更する程度、」それに「保護される公益の性質、」これは一般論であります。

今回の問題というのは、まず、基本的には、これは条件の変更でありますから、委員言われたように、約束したことを守るのがこの国のルールである、そのことを否定するつもりはありません。しかし、予想されなかったような経済環境の変化で、もしもそれが果たせないような約束をしてしまった場合はどうなのか、これがまさに今この逆ざや問題の中で問われているわけでございます。

そうしたことを考える場合に、これはまずもって、以前から議論しましたように、破綻する場合に比べたら、通常想定されるケースでは契約者になる場合だというその個々の利益、それとも一つは公共の福祉、これは永田委員の御質問の中にもありましたけれども、保険集団の維持でありま

すとかそういうことを考えると、やはり公共の福祉といえますか、多くの人の利益にかなう、そのように考えて我々としてはこの法案を提出をさせていたでいるわけであります。

〔林田委員長代理退席、委員長着席〕
○達増委員 異常な経済を直して、景気が回復して、二％ぐらいの成長でもいいです、そうすれば金利だつて一％とか二％とかの金利になっていくんでありましようし、また、そのくらい景気が回復していく見通しが立てば、株価だつて一万、二万上がつていくんだと思います。ですから、民主主義国の内閣、政府としては、こういう変な法律をつくるよりも、景気が回復していくような経済財政政策をしていくのが筋だと思いますが、これは、経済財政大臣、いかがでしょう。

○竹中国務大臣 マクロの経済運営についてそのような努力をしなければいけないというのは、これは当然のことです。我々は、そのためにも構造改革を進めて、日本の経済の本来の成長率、潜在成長力を発揮できるような形に持っていく、さらには、その潜在成長力そのものを高める、これは一にも二にも構造改革である、四つの

改革を進めたいというふうに思っております。

まずこれということではありません。マクロの努力は懸命に続けます。しかし同時に、今回はミクロの選択肢として御議論をいただいているわけでありますけれども、これは今の状況をかんがみるに、このような選択肢も用意する必要があるのではないかとこのように我々は判断をしたわけでございます。

○達増委員 もう少しこの法案で疑問に思う点があるので、そこを質問しますけれども、解約の問題です。

予定利率引き下げの手續に入ると解約ができなくなつてしまふ。しかし、今みたいな異常な経済のもとでのそういう異常事態でありますから、当然、失業して暮らしに困る、経営している会社が倒産して暮らしに困る経営者、そういった人たちは、すぐにも解約しないと暮らしに困るはずなんです。こういった人々を救済する道というのはあるんじゃないか。

○伊藤副大臣 お答えさせていただきますか。

先生御指摘のとおり、今回のスキームにおいては、一定の期間、解約に係る業務の停止について行政命令を行うことができることとしているわけでありま。したがって、基本的には、解約に係る業務の停止期間中には、解約の返還金、返戻金は支払われないわけでありま。必要に応じて、例えば、保険会社において、希望する契約者に対して貸し付けを行うこと、あるいは希望する契約者からは保険料の支払いを求めないこととする、こうした柔軟な対応を行つていくことが考えられるというふうに思います。

○達増委員 きのう発売の週刊誌に、白川勝彦元衆議院議員が、前回選挙に出るに当たつて、新しい政党をつくつたから、十人分の供託金六千万円を負担しなきゃならなくなつて、それが全部パアになつて、それで生命保険をも解約せざるを得なくなつたという話が載つていまして、我々にとつても非常に身につまされる問題でありますし、

月々何万円も保険料を払っている人々をこういう経済情勢の中でどう救済するかということは非常に重要なことだと思います。

もう一つ、異議の申し立てについてですけれども、十分の一が異議を述べれば契約条件の変更が成らなくなるわけですが、法案を読んでいますと、この異議を述べるといふのをどういうふうに述べるのか書いていない。本社に出頭して述べよなどと言われたら、これは十分の一も集まらなくなるでございませう。では、簡単に、切手を張らなくても投函できるようなのがきに、賛成、反対を単にチェックして投函するだけでいいような簡単な方法にするのか。生命保険会社によつては、生保レディーが説明し、そして生保レディーがその場で異議を申し立てるかどうか聞くかもしれないが、そうすると、生保レディーは非常に説得力がありますから、説得されて、だれも異議を申し立てないかもしれない。その辺が全然この法案からはわからないんですが、どういふふうになるんでしょう。

○藤原政府参考人 お答え申し上げます。異議申し立て手續におきましては、契約条件の変更対象者に対して、保険会社が通知します契約条件の変更の内容等の書面に、異議のある者は一定の期間内に異議を述べる旨を付記すること義務づけることとしていただいております。

具体的な異議申し立ての方法につきましては法律上規定しておりませんが、例えば、保険会社の破綻の際に契約条件を変更する場合、こういう場合におきましても異議申し立て手續を行うことになつておりまして、その実務におきましては、異議のある保険契約者に対しては、はがきに必要事項を記載の上、返信することを求めています。

今回のスキームにおける異議申し立ての方法につきましても、破綻の場合の実務や、あるいは事務負担等も勘案しながら保険会社において検討されるものと考えております。

○達増委員 いずれにせよ、非常に問題がある法案だということを指摘して、質問を終わります。

○小坂委員長 次に、佐々木憲昭君。

○佐々木(憲)委員 日本共産党の佐々木憲昭です。

前回の質疑で、私は、五月十二日の金融審議会金融分科会の第二部会の議事要旨に基づきまして質問をいたしました。私は、このときの第二部会の議論では、十五の意見が出たが、十が反対意見だった、反対の方が多かったのではないかとこのふうにお聞きをしました。これに対して、藤原総務企画局長は、それに同意をせず、具体的に何名賛成で、何名反対というふうな数え方はいたしていません、特定の委員が繰り返し発言した、その数え方いかんにもよる、こういう答弁をされましたが、この答弁は間違ひありません。

○藤原政府参考人 ちよつと、済みません。今聞き取れなかつたので、もう一回お願いします。済みません。もう一回、ちよつと聞き取れなかつたものですから。(佐々木(憲)委員 この前の答弁、数え方による、賛否の数と呼ぶ)

一人の委員が繰り返し御発言なさつたケースがあるというふうに申し上げました。

○佐々木(憲)委員 このときは、数え方によつては別な結論も、つまり賛成がふえるかのような言い方をされました。

そこで、私は議事録を出すように要求をしまして、出されてきたわけであります。その発言内容を私なりに整理したのが今配付している文書であります。

先ほど上田議員も九人とおっしゃいましたが、私は数えると十人になるというふうに思つておりますが、そのうち、はっきり賛成意見を述べているのはたった二人しかありません。寺阪氏と岩原氏であります。ただ、寺阪氏は、自分の会社では絶対にやらないんだ、こう言っているわけでありま。そういう意味でいうと賛成意見は一・五人ぐらいだと思つてありますが、逆に、反対意見を述べている人は私は六人いるというふうに判

断をいたしました。

例えば高橋氏は、「厳しいものでも賛同が得られなかったのに、こんな甘いもので賛同を得るということは非常に難しいと思います。」原氏は、「解約停止とか、予定利率引下げに手を挙げた段階で、新規契約が入ってこないというリスクの方が大きい。」池尾氏は、「契約者は総体として有利になるという状況は考えがたいのではないかと。」川本氏は、「予定利率の引下げを今なぜするのかというところに納得感はない。」今松氏は、「よりコストのかからない形の更生手続というのがあればその方がいい。」「必ずしもこの引下げというところではならないのではないかと。」成川氏は、「今回の予定利率の引下げは、個々の生命保険会社の事業を本当に安定化するためであるかどうか、もう一つ明確でない。」こういうふうな発言をされているわけですね。

これは反対意見の方が明確に多いんじゃないやありませんか。

○藤原政府参考人 今、先生が整理されましたの表を拝見させていただいたんですが、私どもが見ますと、例えば山下先生のところは三角になっておりますが、この辺のところは、私どもはむしろ明確に御賛成いただいたと思っておりますし、それから池尾先生が明確にバツとなっておりますが、例えばきょうお配りしました審議会資料の三十三ページの池尾先生の最後の御発言のところをごらんいただきますと、ちよつと読ませていただきますと、「すみません、誤解があつてはいけないうので、岩原委員がおっしゃったことに全面的に賛成です。有効な手を打たなきゃいけないということ、私の自治に委ねるような形の今の議論では有効な手にならないだろうという懸念を強調したということ、岩原委員のご意見に全く賛成です。」というふうに出ておられまして、これを一概に、すべて賛成か反対かというふうに分けるのはなかなか難しいと思います。

でもそういう懸念もあるというふうなことでおっしゃっているような方もおられるわけでありまして、これを一概にマル、ペケというか、整理するというのはなかなか難しいような気がいたします。

○佐々木(憲)委員 参考人質疑で池尾先生は、今回のやり方には反対である、更生手続が正しい、こうおっしゃっているわけですね。ですから、明確にこれは反対の立場をとっているわけでありまして、ですから、そういうことをいろいろ考えますと、例えば山下氏でも、仮にこれはマルにしたって、三人しかマルにならないんですよ。しかも、翁さんだつて見方によつては反対論ですから、こういうことを考えますと、全体としていったら反対意見の方が多数じゃありませんか。はつきりしているじゃありませんか。

○竹中国務大臣 今、佐々木委員、参考人で池尾先生がおっしゃいましたが、池尾さんは出ておられないのではないのでしょうか……(佐々木憲)委員「深尾さんです」と呼ぶ)深尾さんですね。それで、ここはどの発言をとらえるかによつていろいろな解釈もあるかと思うんですが、私も正直言つて、ずっと議事録を読んで、私なりの解釈は、やはり山下さんはマルだというふうにしております。山下さんはつまり、「選択肢の一つとしてこういうものを置いておく」ということは現時点でも意味があるのではないかと思います。「意味がある」というふうには前置きした上でこういうふうな留意点を言っておられるというふうには私は理解をしております。池尾さんも、これはやはりバツじゃなくて三角じゃないのか、同じような意味で下の成川さんも三角じゃないのか。

これは余り言つても仕方ないことかもしれないんですが、ほかに、実は、この方以外に五人の方は、事務方の説明に対して異論を言っておられないということになる。これをどう見るのかという問題もあるかと思いますが、その意味では、私は先ほど申し上げたように、さまざま御意見が出た、その点はやはり尊重しなければいけないと

思います。その上で、しかし、作業を進めることに關しては了とされたというふうには認識をされているわけでございます。

○佐々木(憲)委員 さまざまな意見が出たというのは事実ですが、反対意見の方が優勢である。これは一人や二人、若干の入れかえがあつたとしても、全体としては、明確に賛成論を唱えているのが二人しかいないわけでありまして。そういう点からいいますと、これは明らかに反対論が大勢を占めているわけですね。ですから、数え方によつて賛成意見が多数になるということは全く考えられない。そういう意味では、まさに反対論が大勢を占めていたというその結論には変わりないじゃありませんか。

そういう状況でありながら、何かさまざまな意見が出て、反対論、賛成論がいろいろあつて、念頭に置いてやつていく、こういう強引な解釈で一方的にこの法案を提出する、しかも、何かそれが手続的に了解されたなどというふうな、全くわけのわからない理屈で提案してくる。

社会的認知が得られていないというのを私は前回指摘しましたが、社会的認知が得られたという証拠は示すことができませんでした。つまり、そのときにその資料を示すことができずに、大臣は二つの論点を挙げて正当化したわけですね。

一つは、社会的認知の前提となる条件が整備された、こういうふうにおっしゃっているわけですね。しかし、その条件とは何かといえますと、財務基盤の強化とか、経営の努力とか、情報開示の進展とか、一体、財務基盤の強化なんていうのはなされてないんじゃないやありませんか。経営の努力は多少あつたかもしれないけれども、実態は全く後退していると言わざるを得ないわけでありまして、仮に前提となる条件が整備されたからといって、社会的認知が得られたというものではありません。それはまた別問題であります。認知が得られたかどうかという問題は全く別問題であります。その証明はされておられません。金融審で、行

政として作業を進めることは了とされた。これは、もう一つのいわば正当化の論理として出されているわけですが、先ほどの答弁でも、基本的方向としては了解されたとか、そうされていないわけですね、実際、なっていないわけですね。手続的に了解されたということにはなっていないんじゃないやありませんか。

○竹中国務大臣 まず、財務基盤の強化なんてなされていないのかという御指摘がございました。私が申し上げたのは、例えば、この間に、十三年から十四年にかけて各生保で基金の増額が行われております。これは数次にわたつて行っているところもあります。基金調達の多様化ということで、SPCを用いたスキームを用いたところもございました。株式会社化を行ったところもございました。そういう努力が行われたという点を私としては申し上げたつもりであります。

社会的認知を何で判断するかというのは難しいわけでありまして、これは繰り返しになりますが、議事録で見ると、私はむしろこの議事録を拝見して、明確に反対を唱えたのは四名であつたというふうには認識をしております。もちろん、これは繰り返しになりますが、問題点もありますから、問題点の指摘はなさいます。私も、いろいろな委員会のメンバーをやりましたけれども、大体問題点を指摘するわけですね。そういう傾向の中で、明確に反対だとおっしゃったのは四名ではなかったかと私は認識をしております。

かつ、一部のの方が数回にわたつて発言をしておりますので、その点も考えなければいけない。委員長は前向きであるということは参考人質疑で表明をされたというふうには聞いておりますが、五人の方は少なくとも異論は唱えていない、その委員会に出席されて、こういう点もフェアに見なければいけないのではないかとこのように思っております。

基本的に、最後、また繰り返しになりますけれども、行政として作業を進めることは了とされ

た、この点は、たしか堀内委員も参考人としておっしゃっておられたと思います。

○佐々木(憲)委員 しかし、随分勝手な発言の解釈をされるものだと思います。

山下教授の例を挙げましたけれども、これはマルじゃないかというような話がありました。山下教授は、以前、保険ワーキング・グループの座長をされていまして、これは二年前の四月二十五日でありまして、国際的にはこういう制度はほかの国ではほとんどないわけで、今の生命保険業界がどういう状況になっているのかということについて、国民的コンセンサスを得ないといけない話なんです。こういう制度は国民的コンセンサスを得ないといけないんだと、はっきりとそういう意見を述べておられるわけですね。今回、そういう社会的なコンセンサスが得られたかという点、全くそれはありません。ですから、山下教授が賛成をしたなどというのは、これは全く問題の読み違いということでありまして、そういう点などを考えますと、これは三角にしていますが、実はこれはバツなんです。

だから、そういう点でいいますと、最大限マルを集め、本当に拡大解釈、誇張解釈をして、それでも四人しか賛成がないんですから、四人しかないわけでしょう。賛成は、私どもが見たところ、これは二人です。この中で、あとは疑問をいろいろ呈している、あるいは反対論を述べているというものでありまして、大臣がそういうような言いかけんな解釈で何か承認されたかのようなことを言うのは全くこれは事実と違うということを述べておきたい。

それから、もう一つ、この議事録を見まして、大変重大なことが書かれております。議論の冒頭で高橋委員がこういうふう述べているんですね。「まさか一回の会議で了承をとりつける、あるいは、とりつけたとする形式的なことはないと思うんですが」とくぎを刺しているわけですね。また、終わりの部分で原委員が、「この会はきょうで終わるのですか。いろいろな議論が出ましたけれど、もう一回おやりになるのか。」というふう聞いております。これに対して堀内部会長は、「私がいたっているト書きによりますと、事務局と私が相談しながらという形になっておりますけれども、皆さんがご了解いただくということを前提にしておやりします。それでは、時間がまいりましたので。」こう言つてまともに入つていこうとしたわけですね。ところが、その後、池尾委員から、「金融審議会がエンドースした政策であると言われると困るというのが今の状況ではないか」ということですね。金融審議会としてこの政策をエンドースするというのであればもつと議論が必要である」というふう述べているわけですね。これに対して堀内部会長は、「これは結論を出す場ではないということでごいまして、行政サイドからは皆さんのご意見をいろいろいただいたと考へます。したがって、事務局がどう動こうと勝手でごいましてと言われてしまえばそうだけれども、」こう言つて、「それでは、時間がまいりましたので、」というふうになつていくわけですね。

つまり、勝手にやらせていただきます。この場では合意がありませんでした、合意ができませんでした、しかし、いわばさじを投げて、やるならどうぞ勝手にやりください。これは行政的な手続を了としたということではないわけで、どちらかというと、どうぞおやりください、勝手に、それは、やるのは、しかし、ここでは合意はされていませんよ、こういう状況ではなかったんでしょか。

○藤原政府参考人 お答え申し上げます。この第二部会の最後の方で、部会長のまとめでございまして、先ほど先生もお触れになったところとも重なるんですけれども、最終的に部会長の方から、「事務局が説明した考え方についてご異論が出た」ということを踏まえた上で、さらに事務局と私とで検討させていただいて、予定利率の引下げというものを一つの選択肢として認めていくような準備を進めることをお認めいただきたいのです。

でも、もう一回おやりになるのか。」というふう聞いております。これに対して堀内部会長は、「私がいたっているト書きによりますと、事務局と私が相談しながらという形になっておりますけれども、皆さんがご了解いただくということを前提にしておやりします。それでは、時間がまいりましたので。」こう言つてまともに入つていこうとしたわけですね。ところが、その後、池尾委員から、「金融審議会がエンドースした政策であると言われると困るというのが今の状況ではないか」ということですね。金融審議会としてこの政策をエンドースするというのであればもつと議論が必要である」というふう述べているわけですね。これに対して堀内部会長は、「これは結論を出す場ではないということでごいまして、行政サイドからは皆さんのご意見をいろいろいただいたと考へます。したがって、事務局がどう動こうと勝手でごいましてと言われてしまえばそうだけれども、」こう言つて、「それでは、時間がまいりましたので、」というふうになつていくわけですね。

です。」ということに対してしまして、これは異論がなく、了承されたところでございまして。

○佐々木(憲)委員 多数が反対だった、だから皆さんが了解するという筋書きどおりに進まなかったわけですね。したがって、勝手にやらせていたなぞと言ったのかというのが問題であります。河野信用課長がこういう発言をしているんですね。「行政として、今、与党手続も進行中のごいましてので、行政の責任においてそういったものに対して対応していかねばいけない」ということはございまして。要するに、審議会ではまららない、反対が多数だ、しかし与党の自民党がやれと言っているので勝手にやらせていただく、そういうことじゃないんですか。

○藤原政府参考人 この五月十二日といひますのは、連立明けからずっと議論をしてまいった途中の段階でございまして、その段階で審議会に御報告して御議論をいただいた。私どもは、それを踏まえまして、さらにここでお認めいただきましたように手続を進めていくということでごいしました。

○佐々木(憲)委員 ずっと議論をしていたのは、どこでだれがやっていったんですか。

○藤原政府参考人 予定利率の問題につきましては、昨年末のセーフティネットのときから、さまざまな場でさまざまな御議論がありました。

○佐々木(憲)委員 一般論を聞いていらっしゃるんじやないんです。この予定利率の引き下げ問題について法案を出すという議論を、ずっとだれがいつどこでやっていったんですか。

○藤原政府参考人 それにつきましては、行政部内で検討は進めておりました。

○佐々木(憲)委員 勝手に行政の中でやっていった、あるいは与党と一緒にやっていった、こういうことですか。

○藤原政府参考人 昨年末以来、行政の中でも検討を進めておりましたし、また、与党とも御相談をさせていただいております。

○佐々木(憲)委員 結局、審議会というのは何の権威も与えられていないわけですね、これだと。要するに、いろいろな意見が出てくる、しかし聞きおいて、ともかく既定路線で、国民に保険金のカット、年金カットを押しつけるという方向をずっと議論して、ともかくその方向で突っ走ってきた、審議会でも多数が反対してもそれをやってきた、こういうことじゃないんですか、今の答弁では。

○藤原政府参考人 先ほどから申し上げておりますように、セーフティネット問題等の議論の過程で、予定利率の問題についても議論がございまして、これを下げるか下げないか、それも含めての議論であつたわけでごいまして、一方的に下げるといふことを前提に議論したというようなことではございせん。

○佐々木(憲)委員 下げる法案を出しているんじゃないか。下げる法案を出しているんでしょ。上げる法案、出しているんですか。こういう法案を一方的に準備しておいて、審議会は開くけれどもこれはもう関係ない、そういう位置づけで、これに縛られることはないんだというので出してきたんじゃないんですか。

しかし、国民の認知は得られていない。どこで国民の認知が得られているんですか。何の証明もないじゃないか。そういう状態で勝手に出してきて、それで通せ通せと。とんでもない話だ。大体、そういうやり方が、これが一体世間に通用すると思つたら大間違いだ。

ともかく、あなたの方のやり方というのは、社会的認知も得られていない、審議会でも合意がされてない、反対が多数、与党の中でも異論がある、そうにもかかわらず、強引にともかく進めるんだ、これが実態だということは今現在の状況でよくわかりました。ともかく、あなたの方のやっていることがいかに反国民的であるか、でたらめであるかということがこれではつきりしたと思うんです。一体、竹中大臣、これで国民の認知が得られると思ひますか。

○竹中国務大臣 繰り返しになりますが、これは審議会で、金融審で御議論をいただいたときも、基本的な作業の進め方、作業の方向としては了とされたというのが基本的な認識でございます。

この点は、堀内先生も、参考人として、契約条件を変更することを可能とする制度をできるだけ早く準備することが一定の合理性を持っているというふうな判断した、行政サイドで準備していただくという作業を進めてもらうことに関して部会長の責任で了解していただいた、そのような旨の発言をしたというふうにお伺いしております。

国民の社会的な認知、この国会での御審議というのはまさに国民の社会的な認知そのものであると私は思っておりますので、我々としても、精いっぱいこの趣旨を御説明申し上げて、御賛同をいただければというふうに思っております次第でございます。

○佐々木憲委員 社会的認知が得られなければ法案は出せないというのがこれまでの結論だったんじやありませんか。二年前はそういう結論が出ていて、出さなかつたんですよ。これから社会的認知を得るんだ、法案を通してから、そんなばかなことはしないでしょう。逆じやありませんか、やっております。

しかも、堀内部会長自身も書きで書かれたものを読まされて、自分で言っているんだから間違いないんですよ、これ。そのことについて、「事務局がどう動くかと勝手にございましてと云われてしまえばそれで済みますよ」と、勝手にやっております。こういうことを自分でも認めているわけですから。こういうでたらめなやり方をして、ともかく国民負担だけは押しつけていく、私は、こういうやり方は本当に許せないと思いますよ。

大体、この部会で出されたいろいろな意見がありますね。それは検討したんですか。さまざまな意見を念頭に置いてというのは、どう検討したんですか。

例えば、この中に、川本委員はこう言っているんです。「小さな生保で数百億円程度、大きな生保

で数千億円程度の助けになるという計算があると思えますけれども、予定利率を引き下げると解約率が今の一〇％、一割「が二割から三割になる、あるいは、新規契約が五割から七割ぐらいに落ちてしまうのではないかと」というようなシミュレーションもあつて、損益影響を見るとその方が大きいのではないかとこの心配が考えられます。」このシミュレーション、試算、やってみましたか。

○藤原政府参考人 お答え申し上げます。

試算と申されましたけれども、なかなか、契約者数が増えることを試算の前提として行うというところは、ある保険集団をモデルとして構築する必要があるにありまして、変動要素も含めて極めて複雑多岐にわたることから、そういう試算を行うことは困難であるということでございます。

○佐々木憲委員 困難であるということではやらないというのはおかしいじやないですか。簡単じやないですか、この数字を減らしていけばいいんだから、一割減らしたり、二割減らしたり。それで計算できるじやないですか。最初からやる気がないんだ。今の答弁だと、これは難しいと。そんなことはしないでしよう。何でやらないんですか。やる努力はしたんですか、一体。

○藤原政府参考人 お答え申し上げます。

川本委員の御意見はそういう御意見としてございましたが、他方、私も、そういうものも織り込んだ上で自治的な手続の中で、そういう影響もあり得るということも考えた中で新たな契約変更の条件を検討してもらおうということを前提に今回のスキームを考えておりまして、そういうことにならないように、一生懸命、自治の中で御検討を、努力をいただきたいというふうに考えております。

○佐々木憲委員 では、どう織り込んだんですか。一・五％、責任準備金一割カット、そこに、契約者がどういうふうに変動したか、どこに入っているんですか。

○藤原政府参考人 まさにそれを自治的な手続の中で、検討の中で、そういう影響もあり得るということも踏まえた上で検討してほしいということでございます。

○佐々木憲委員 だから、数字でどう織り込んだのか。そういう試算はやつたんですか。試算はやつていないでしよう。変動したという前提—では、今織り込んだと言ったから、それではその資料を出してください。

○藤原政府参考人 私の方は、あくまでも今回のスキームというのは、保険会社と契約者の間で、どういうふうなスキームであれば今後安定的な保険業を営んでいけるか、そういうのを自治的な手続の中で検討してくださいという話でありまして、私どもがそれをとやかく、こういうことを織り込めとか、こういう話をしておるわけではございません。

○佐々木憲委員 さっきの答弁では織り込んだと言つたでしよう、織り込んだと。織り込むということを使うことはできないんだと、今の答弁は、違うじやないですか。では、さっきの答弁、撤回してください。

○藤原政府参考人 私は一貫して、自治的な手続の中で、その中で織り込んでもらうということだと思つておりまして、私の方で織り込んだと言つたつもりはございません。もしそれが誤解を与えているのであれば、撤回させていただきます。

○佐々木憲委員 結局やつていないんですよ、この試算は。やつていないでしよう。契約者が変動するということを織り込んだ試算は出しているんですか。

○藤原政府参考人 先ほども申し上げましたように、それは川本委員の御意見でございますし、それから、もう一つ申し上げましたように、仮にそういう試算をするとなりますと、ある新しい保険契約集団モデルをつくつて、構築して、その変動要素も極めて多岐にわたるところであるということから、これについては行つておりません。

○佐々木憲委員 先ほど大臣は、さまざまな意見

見がだされて、それを念頭に踏まえてこういうものをつくつたんだと。何にも踏まえていないじやないですか。何にも念頭に置いていないじやないですか。試算さえしていない。やる気さえないじやないですか。何のための審議会で、何のための意見聴取をやつたんですか。そこで出されていることを、しっかりと反論できるような材料を出して説得するというのは当たり前じやないですか。言われつ放し、反論されつ放し。あなたの方のやり方に対して圧倒的多数の委員が反対をしている。こうなるんじやないか、あなるんじやないか、こういうシミュレーションが必要だ。全くそれを無視して一方的にこんなでたらめな法律を出してくる。そんなやり方は絶対に通用しない。私は本当に、この審議会でこういういろいろな指摘がされていても、全くそれに対応しないという金融庁のやり方というのは本当にまあひどいものだ、最初に予定利率引き下げありき、これしかないと言わざるを得ない。

こういうやり方で拙速にこの法案を出してきたということについて、竹中大臣、こんな法律は一度撤回してもう一度出し直したらどうですか、計算のし直しをやつて。

○竹中国務大臣 先ほども申し上げましたように、この逆ざやという構造問題を解決していくのは大変難しい、したがつて、今回のスキームに関しても非常に難しい問題があるということは我々も十分承知しております。

そうした点についていろいろな御指摘をいただいたということも事実でございますが、繰り返し言いますが、先般の金融審では、これは全面的に反対された方は、私は四名ぐらゐであつたというふうに認識をしております。あの方方は、賛成の方もおありになれば、留保条件をもちろんおつけになった、この辺が問題だ。その上で、方向としては了だ、作業を進めるということに関しては了とするということであつたというふうに思っております。

そうした点、この過程でもいろいろな議論がな

されました。経営者の責任はどうするのか、ほかの債務者はどうするのか、そういったことに關しては、例えばですけれども、総代会等々の通知の中にそのことを、どのように意思決定するかということを書きと書くというようなことも決めましたし、さまざまな皆さんの意見を織り込んでこの法律をつくっているつもりでございいます。その点、ぜひとも御理解をいただきたいと思います。

○佐々木憲委員 全然理解できません。大体、こういう試算さえ出さないというのは私はおかしいと思うんですね。

委員長に申し上げたいと思うんですが、契約者の変動、川本氏が提案したような変化が起こった場合にどうなるかというシミュレーションを出してもらうように検討していただきたい。

○小坂委員長 理事会で協議をさせていただきます。

○佐々木憲委員 今回のこの法案の質疑全体、まだこれからも続きますけれども、これまでの議論でも非常にはつきりしてきたのは、生命保険会社がこのような経営難に陥っていった大きな原因は、三利源によって起こったのではない、逆ざやというものはあるけれども、しかし、ほかの利益によってそれは埋められてプラスになっているわけですね。結局は株価が落ちてその他の損益が発生した、その他の損失が発生した、そのことによってこのような事態が生まれているわけです。つまり、政府の政策によって保険が追い詰められているわけです。

本来ならばその政府の政策を転換し、保険業が契約者のしつかりとした信頼を得られるように、つまり契約内容が履行されるように指導していくというのが本来の政治のあり方だと思ふんです。そのことを全くやらずに、ともかく大変だから契約者だけに負担をさせるんだ。しかも、国民の多数は反対している、審議会でも多数が反対している、野党だけじゃない、与党の中でも反対している。きょうの質疑だってはつきりしているじゃあ

りませんか。そういう状態で強行するというのは、余りにも世論と国会を無視したやり方だということをお願いして、質問を終わりたいと思ひます。

○小坂委員長 次に、植田至紀君。

○植田委員 社会民主党・市民連合の植田至紀です。

この間の法案の審議、ずっと聞いておりますと、やはりかなり、そもそも入り口から瑕疵ある法案だなという印象をますます深くするわけです。例えば、条文の意味内容を伺ったら、答弁で、条文を読み上げるような答弁をなさる。そういうやりとり、その意味で非常にむだに時間を浪費しているわけです。

適切な議論をさせていただきたいと思っております。適切な議論をさせていただきたいと思っております。適切な議論をさせていただきたいと思っております。適切な議論をさせていただきたいと思っております。適切な議論をさせていただきたいと思っております。

二つの問題といえますのは、実は、そもそも予定利率引き下げ云々以前に、金融行政として、金融庁として、ではまず、民間企業たる保険会社、生命保険会社が本場に適正なルールのもとで競争ができる、自助努力ができる、そうした環境をどう整備するのか、それがまず大前提だろう、そういう問題意識を持っているということとでございいます。

そこで、お伺いしたいのが、きょうは総務省さんにもお越しをいただいているわけですから、けれども、まず第一点は、簡保と民間生保とのかわり合いについてでございます。

昔の、大昔のものを孫引きいたしますと、一九一六年ですから大正四年か五年になるんでしょ

か、簡易生命保険法案の提案理由の説明の中で、普通保険の及ばざることを補うというところが最も大切なところである、決して普通保険と競合するものではないと、はっきりと、既にもう何十年も前の話ですが、いわば民業の補完ということとして創設されたものであるというところは共通認識として持ち得るだろうと思ひます。

さて、それからもう既に、この法律ができてから八十年以上たっているわけですから、民間生保がどうなっているか。市町村のカバー率でも九九パー、民間の生保のサービスが受けられない地域というものはほとんど皆無である。そういう中で、有力な一つの見解として、簡保の民業の補完としての役割というものは既にその歴史的な役割を終えたのではないかと、この点について、金融庁そして総務省、それぞれから御見解をまずお伺いいたします。

○竹中大臣 総務省の方からまた御見解があるろうかと思ひますが、委員のお尋ねは、それぞれの役割がきちっと分化されていて、同時にそれがイコールフットリングというか、そういう状況になっているのかということであろうかと思ひます。

言うまでもありませんが、簡保の事業は民業を補完する立場にある、これは基本的な考え方。それで、公平な競争条件が確保されなければいけない、そうした観点から、簡保事業そのものは、総務大臣の管轄、監督のもとで公社の業務がまさに適正に運営されなければいけないという性格のものでございいます。

我々としては、民間の生保の監督を行う立場でありますので、さまざまな立場で、それがまさに補完的であるかどうか、競争条件に問題点はないかということに常に議論しなければいけないというふうにも思っております。

○野村政府参考人 お答えいたします。

先生御案内のとおり、簡易保険は、万一の場合等の生活を支える基礎的な生活保障手段を提供す

るという政策目的のもとに設けられている制度でございまして、無審査で加入できるとか、職業による加入制限がないとか、保険金は原則即時で支払うというような、簡易に利用できる小口の生命保険として提供しているところでございます。

国営事業として、このような基礎的な生活保障サービスを国民にとって身近な郵便局を通じて全国あまねく提供、こういって意義は引き続きあるものと考えているところでございます。

○植田委員 とりわけ総務省のお話を伺っておりますと、今日の存在理由がある、民業の補完という観点からの役割を果たしておる、そういう御見解でございいますので、後ほどまたお伺いするところがあるかと思ひます。

そこで、竹中大臣に伺ひますけれども、少なくとも、例えば今話題になつておる予定利率にかかわつても、これは民間生保の設定と、簡易保険が置かれてある客観条件がありますから、そこでの水準設定、やはり民間生保の側にハンディがあるということとは、これは否定できないだろうと思ひます。

そこで、竹中大臣として、私は簡易保険が何か弊害があるなというところは言いません、言いませんが、簡易保険が現実に民間生保と競合していることは否定することはできないだろうと思ひますから、いい、悪いは別として、簡易保険が民間生保の、言ってみれば経営、営業活動等々にいかなる影響を与えているのか、その問題意識についてお話しただけですででしょうか。

○伊藤副大臣 生命保険の経営環境というのは大変厳しいものがあるわけでございまして、そのことは事実だというふうにも思ひます。

しかし、これはさまざまな要因を複合的に受けた結果でございまして、その中で簡易保険の存在がどのような影響を与えたかということについて申し上げるのは大変困難なことではないかというふうにも思っております。

いずれにいたしましても、簡易保険というのは民業を補完する立場にあるというのが基本的な考

え方でありますので、公平な競争条件というものを確保していく、このことが大変重要であります。総務大臣の監督のもとで公社の業務が適切に運営されていくものというふうに考えております。

○植田委員 そういうぐらゐの御答弁だろうとは想定しておるわけですが、

現実、金融市場が公正、公平かといった場合、運動会で、最初から十メートル先にスタートラインを設定しているのと、それこそ鉄の靴を履かされているようなハンディを背負っているのと、それはどう考えたって、市場が本当に適正なルールで動いているのかという点は、仮に民間生保の側から見れば、今おっしゃるようなことではちよつと、恐らく心の中でいろいろことを思いつつも今御答弁されただろうとは拝察いたしますけれども、遠慮していいところとあかんところがある。何のために金融庁をこしらえたんだということには行き着くだろうと思うんです。

そこで、総務省、少なくとも支払い保証があり、租税免除があるわけですよ。国の手厚い保護を受けておる。それが民間生保と競合しているわけですよ。そしてまた、これから公社化して、どんな事業分野を拡大するでしょう。そうすると、競争条件において公正である、適正であるということが言い切れるかどうかという疑問がわいてきて、これは全然不自然なことではないだろうと思えますよ。市場をゆがめるものではないかというふうに疑問を持ったとしても、これはごく自然なことだろうと思いますが、少なくとも総務省さんとしては、民業の補完として、民業の邪魔をしないようにささやかにやっているというふうにおっしゃるのかもしれないけれども、問題が顕在化している以上は、その問題をいかに軽減するかというのをきちんと認識しておいていただかなければならないと思うんですが、総務省さんは今のままで結構ですというお考えなんですか。

○野村政府参考人 お答えいたします。

先ほども申し上げましたように、簡易保険は、

全国あまねく設置された郵便局を通じて簡易に利用できる基礎的生活保障手段を提供する、こういう目的のために実施しているものでございまして、先生御案内のとおり、諸税等の負担が軽減されているというのは事実でござい

ただ、一方、不採算地域を含めた全国への店舗配置とか、取り扱いコストのかかる小口個人保険に限定されているとか、無診査保険に限定されているとか、保険の種類が法定されていて自由に拡大できないとか、資金運用対象が限定されているとか、例えば基礎年金の国庫負担分というのがあるわけでございまして、国営事業というところで、公社全体で三百五十億ぐらゐになりますけれども、これについては公社が負担しているというところがございまして、保険事業を行う上で民間生保にないそういった制約がございまして、国民、そういったことをトータルで考えてみれば、トータルとしてのバランスはとれているのではないかとこのように考えているところでござい

○植田委員 後でもう一回総務省さんに伺います。

きょうはお忙しいところ、この後も御日程あるんですが、一問だけ財務大臣にお伺いをして、その答弁が終わったら、次の会議の方、非常に重要な会議だというふうに向っておりますので、立っていただいて結構です。

何といったって、民間生保はちゃんと税金を納めておるわけですね。諸税の納付が免除されておりますが、あと何やかんやとおっしゃっていただければいい。

ちなみに、ちよつと単純な話だけ聞きたかったんですが、これは、財務省の立場からして、今の話を聞いていて、その現状についてどうお考えかというところだけで、そのやや抽象的なんです、もう一つ加えますと、実際の簡保の事業総額等々を見たら、この分の余剰分を国庫納付していただくということに対する御期待も、財務大臣は、大いに、

簡保の余剰分の国庫納付に期待があるんじゃないかなと思います、その点についてはどういうお考えでしょうか。

○塩川国務大臣 簡易保険、簡保が制定された趣旨はもう申すまでもございせんが、比較的安い料金で安定した保険を提供して、非常に不便なところ、山間僻地でも保険に加入できるとい

その趣旨を、政府の趣旨を生かした保険でございまして、そのお金を大事に政府が預かって、産業の振興なりあるいは政府の行つておりますところの各般の行政のいわば資金として活用させていただいたということ、その意味におきまして、簡保の存在は、我々、財政上の問題としてしましても非常に重要な意味合いはあったと思つて認識しております。

○植田委員 済みません、ちよつと足らぬので、すぐ終わりますので、もう一回だけ、大臣。

郵政公社の施行令二条で、国庫納付金の規定があります。要は、「法第三十七条の政令で定めるところにより計算した額は、千五百億円と同条第一号に規定する当該期間の最後の事業年度の事業年度末の郵便貯金の預り金の総額の百分の三に相当する額との合計額から公社の資本金の額を控除した額」。これは郵便貯金なんですね。簡保についての余剰分への国庫納付には何か御期待はあるんですかというお話ですが、何かということをお聞きしたかったんです。

○塩川国務大臣 簡保につきましては、利益金は出ております。出ておりますけれども、これは全部法律に基づきまして、簡保の法律に基づいて契約者に全部分配しておりますので、差し引き余剰金はごく微量なもののしか勘定には残つてこないというところでございまして、その微量なものにつきましては配当せずして積み立て、また次の利益分配の中に使つておるということをしていただいております。

○植田委員 まあいいです、それはわかつて聞いていますから。そういう枠組みになつてい

事業総額を考えたときにいかがですやうかと。それは、今の御答弁でいくと、僕が何ぼ聞いてもそれは答えませんという御答弁だと思つたので、余りここで時間を割くこともないので、後何か会議もあるそうですから、御退席いただいて結構です。私の聞きたいことをわかつているからそういうことをおっしゃつたんだということ、どうぞ御退席ください。

それで、総務省さんにお伺いするんですが、さつきからまさにお役所答弁を聞かせていただいているんですが、郵政事業についても、郵政公社は明確に独立採算制というのが規定されておるわけですね。独立採算制ということになれば、これは収益性が担保されなければならない、当たり前前の話です。それが宿命です。とするならば、民間が持つてへん特性、特典を抱えておいたまま収益向上に走つたらだいたいなんでしょうか。そうしたら結果的に、民間生保の補完、その役割を逸脱することになりかねないでしょう。

だから、現状において民業の補完をしつかり果たしていただくには、要するに収益性を担保しなければならぬわけですから、結局そういう方向がやはり展望されてしまうわけでしょう。そういう事態は当然ながら郵政公社である以上あるわけですから、その点について総務省さんとしてどういふことをお考えなのかということをお聞きから聞いておたわけです。その点、いかがですか。

○野村政府参考人 何回も釈迦に説法でございまして、簡易保険の使命は、簡易な生命保険を全国あまねく公平に提供するというのが私どもの使命、公社の使命でございまして。そういう意味で、利益を追求するというよりも、そういったサービスを提供するというのを目的に我々公社の方は事業をやっているということでございます。

具体的に、客観的に見ても、私ども公社の簡易保険のシェア、ここ十年間ほぼ変わつてございせん。また、直近、昨年の状況を見ましても、簡易保険の保有契約件数で見ましても対前年比

五・六％減、それから保有保険金額も三・九％減という非常に厳しい状況でございます。また、公社の中期経営計画、今後四年間の計画についても、百二十四兆円の資金が四年後には百十四兆円に減少するというふうに見込んでおりまして、簡保が民保を圧迫するというような状況にならないんじゃないかなと思っております。

我々としては、今後とも引き続き、民間生保との機能分担の下に、それぞれの役割において国民の生活保障の充実に資していくということでやっていきたいと考えているところでございます。

○植田委員 役割分担をしてやっているので民業の補完としての意義を十分果たしているということとを御説明されたわけですが、独立採算で収益を担保しなければならぬでしょう、そうすれば、やはり収益向上に走らざるを得なくなるでしょうと私は聞いたわけですよ。計画でこうなっていますとか、実際、そんなに数値的には民業を圧迫していませんとか、そういう話じゃないんですよ。現実には収益性を担保しなければならなくなる、そうすれば、収益向上に走らざるを得なくなるでしょう。そこで、では現行以上の商品であるとかサービスマテリアル率、加入限度額等々が拡大されるようなことになったらどうなるんですか、答弁は求めませんが、そういうことを聞いておきたいということでございます。

総務省さんにそれ以上の話を聞けると思っています。聞いているわけではあります。あと金融庁さんに話を伺いますので、総務省さんもそれで退席していただいて結構です。

そこで、あとは金融庁さんに、竹中大臣もしくは副大臣もいらつしやいます。総務省さん、お帰りになされましたので、ぜひ言葉に口を滑らせていただければというふうに思うわけです。

現実には、私も社会民主主義という立場であります。これはどういうことか、やはり市場資本主義を否定しているわけでも何でもありません、適切な市場のルールがなければならぬ、公正な、適正な条件の中で競争ができる、そういう社会でなければならぬ。

ばならない。共産党さんに言わせると、そこは、よりまし資本主義というふうな表現もなさっておりますけれども、そういうことですか、ありていに言えば。

ですから、その適切な、言ってみれば金融市場の、ある意味ではゆがんだと指摘されるような市場をいかに再構築していくか、まさに、財金分離して金融庁をこしらえたというのはそこに意義があったんじゃないのかというふうに思うわけですね、はつきり。

今回のこの簡保と民間生保の問題も、やはり、例えば生保市場全体を健全に発展させていこうとするのであれば、可能な限り競争条件は同一化されなければならぬ、当たり前の話を私言っているはずなんです。そしてそれは、金融審の将来ビジョンでもそのことを指摘しているわけですね、はつきり。

どうでもええことを、審議会の議論、ええかげんな議論をして、開き直って法案を出す前に、審議会で指摘していることをもつと物を言うていかないかぬと思えますよ。

二〇〇二年、去年の九月、少なくとも民間金融とのイコールフットリングが確保されるのか、いろいろあるわけですが、競争条件の同一化にかかわって。その点について、今どのようなお考えかということ。

もう一点、簡保にかかわっての、私は何も総務省との共管を外せなんて、そんなことは言いません。ただ、金融庁の、いわばリスクの、資産領域だけの検査ではなくて、もつと簡易保険そのものに対して監督指導を積極的に関与できる、それはむしろ、金融庁の側から物言いをすべきなんじゃないのかと私は思っているんですよ。とりあえず、それはいろいろあるわけがあるでしょうから、何も総務省との共管であかんとは言いませんよ、それでいいんですよ。ただ、その中で、金融庁が金融庁たる役割を果たすために物言いをすべきなんじゃないかというふうな考えているわけですが、その点はいかがですか。

○竹中中国務大臣 市場における活力、活力ある競争を通してその業界全体が強くなっていく、ひいては契約者、消費者も大きな利益を受ける、これはやはり我々が考える経済の大原則であらうかと思えます。

そうした観点から、非常に大きな存在、公的な機関が存在している、そうすることによって幾つかの問題が生じる懸念というのはやはり常に持ちながら、競争条件が本当にイコールかどうかというのを我々は常に見ていく必要があるというふうな思っております。

簡保と生保、これは今さら言うまでもありませんけれども、本当に税金が違ふ、契約者保護機構の負担金が違ふ、もちろん加入限度とか加入手続というところで長年やってきたわけでありますけれども、非常に金融市場そのものが進化する中で、こうした競争条件がイコールかということを見直す努力は、これは常にしていなければいけない問題である、我々はそのように強く思っております。

公社そのものは、これはできて間がないということでありますから、経済財政諮問会議等々でいろいろ議論をやることも、まずは公社の立ち上がりを見てほしいということが総務大臣からもお話をいたしましたし、やはり新しい体制下でどのようなやり方をしていかなければいけないかを我々もしっかりと拝見をしなければいけないのだと思っております。

ただ、いずれにしても、委員御指摘のように、これはやはり常にその存在を見直していかないと、非常に大きな存在で、通常の競争条件とは非常に違う存在が厳としてこの市場の中にある、すみ分けのための幾つかの工夫は既になされているわけですが、その点に対する見直しといますか、不断の見直しはやはり我々は行っているわけじゃないかというふうに思っております。

○植田委員 次に、二点目の質問に移りたいと思

うわけです。

二点目、午前中も議論になっていましたけれども、佐藤観樹先生が一点御質問されました、無認可共済の件でございますけれども、あのときの竹中大臣の答弁は、私、非常に不満なんです。

たしか、情報収集に努めていますとおっしゃいましたね。そういう無認可共済の実態についての情報収集はしているとしたしかおっしゃいました、記憶に間違いがなければ。それと、私なりに少し勉強していききたいと思うとおっしゃいましたね。覚えてはりますよね、数時間前ですから。今、そんな実態じゃないということなんです。大臣がこれから少し勉強するという段階ではないだろう。

要するに、実際これは詐欺まがいの、もう説明はいいですから、後でまた、不特定多数が保険で、特定の人が共済なんだとか、そういうことはわかった上で聞いているわけですが、ただ、実際詐欺まがいの団体が多いわけです。国民生活センターには、ここ最近、やはりそうした苦情、相談というのは急増している。

これは一つには、実際、消費者、国民から見れば、保険も共済も同じようなものなわけですよ。とりわけ、こういうマルチだったらお年寄りがひっかかりやすいだろうと思えます。一見共済のようにしながら、実態は不特定多数になっちゃうような、そういうものはたくさんあるわけです。しかも、そういうものが現実に、例えば生保の営業職員さんなんかなぜかいろいろところで直面するわけですよ。そういう営業職員さんが、いろいろなそういう事例、顧客の方からの話を聞いてきたあれを見ると、明確に民間生保を誹謗中傷するとか、強引な勧誘をするとか、例えば、お客を二人紹介したら保険料が無料になるというようなマルチ商法みたいなものもある、そしてまた、説明会へ行ったら、何か知らぬけれども、その場に入ったことにさせられてしまうとか、実態はいろいろあるわけです。

私は、それぞれ、固有名詞、オレンジ共済だの

KSDだのありましたが、余りそういつた、今、実際そうした活動をしているもの固有な名詞までは挙げるつもりはありませんけれども、少なくとも、基本的に責任を持つ金融庁さんとしては、まず無認可共済事業の実態把握に努めるというところは、これは可及的速やかに行わなければならぬ課題だ。情報収集をしています、少し勉強したいやたら、それはもう現状からすれば、そういう対応ではいかぬと思うのです。実態把握、これはきちつとした調査をして、それに対して、それを受けて、ではどんな対応をするのかというのを考えなければならぬ時期に来ているんじゃないでしょうか。その点、どうですか。

○伊藤副大臣 私、今の金融の仕事をさせていただく前に、消費者保護の問題についても取り組みをさせていただきましたので、委員が御指摘されているさまざまな事象については同じ問題意識を持っております。

この無認可共済の問題についても、これはさまざまな問題がございまして、これは、私も金融庁だけではなくて、関係の省庁と緊密に連携をとりながら対応していかなければいけないというふうに思っております。

その中で、私も私として、やはり実態を正確に把握する、そのために情報の収集というのは極めて重要でありますし、その中で保険業法に抵触するものがあれば、これは捜査当局に連絡をして、適切に対応していくということが重要であります。過去にもそうしたことをしてまいりました。

大臣も先ほど勉強をとお話がございましたが、私もさまざまな実態というものを十分に見詰めて、ただ、共済というものは、委員御承知のとおり、これは規模もさまざまありますし内容も非常に多岐にわたっているものですから、それを一律に規制するということになる、これは共済そのものの問題にやはりかわつてまいりますので、大変難しい問題があります。ただ、難しい問題がありますけれども、私も私としてできることはどのようなことがあるのかということに十

分にこれからも検討し、対応していきたいというふうに思っております。

○竹中国務大臣 今、副大臣、完全にお答えいただいているんですが、私の答弁で、情報収集の段階じゃないだろう、勉強の段階じゃないだろう、そういう御指摘がありましたので、あえてちょっと誤解のないように申し上げておきたいんです。情報収集というのは、不特定多数を相手にしているものであったら、これは保険業法の対象になります。そういう前提でないにもかかわらず、不特定多数をやっている、そういうことに関しては、既に財務局とか関連の協会から情報を集めるような仕組みがあります。そういった情報収集をやっている、これは保険業法の対象になりますから、我々は既にそれに対してはちゃんと手を打っているというつもりであります。

勉強すると申し上げたのは、そうじゃなくて、保険業法の外にあるようなものについて、ほかの役所になるのか、これは今すぐ金融担当大臣としてどうこうできるものではない、しかし、内閣の一員として、全体として何ができるかということ、これはちよつと考えてみる、勉強してみ、そのような趣旨で申し上げたわけです。

○植田委員 ですから、まず、共済というたつて、根拠法のある共済はそれぞれ所管、監督官庁があるわけですから、とりあえずそこが監督している、これから先はどうかは別にしても、ただ、要するに、根拠法がないというのは、これは監督官庁も何もないわけです。では、勉強するというよりも、それはむしろ金融庁が問題提起をし、発信していかぬことには、根拠法のない共済についての対応について、では、農林水産省が手を挙げるという、そんな話にはならへんと思います。そのために金融庁があるんやと思うんですけれども。ですから、それは、技術的にどういうふうな仕組みにするかはともかくとしても、少なくとも、根拠法のない共済を抱える、そういう意味での法令上の規制、監督の整備、そうした必要性はあるという認識は共有できるわけですから、なぜ金

融庁がそこで手を挙げないんですか。手を挙げることを前提にして、その辺研究させていただきたいということであればいいんですが、そういう理解をさせていただいてよろしいですか、竹中国務大臣。

○竹中国務大臣 これは、しかし、いわば省庁の領域の問題でありますから、私一人で、これは私がやるというふうに申し上げるわけにも必ずしもいかない。しかし、問題がある、問題がしかも大きいということは認識をしておりますから、したがって、内閣全体でどのようなことができるかというところは考えてみたい、そのように申し上げているわけです。

そこは、だから、それぞれ領域がありますから、金融庁としてやるということ、これは軽々に申し上げるというのはちよつと差し控えなければいけません、しかし、問題があるということの認識を持って、どのような対応が可能かということ、これは勉強させていただきたいというふうに思っているわけです。

○植田委員 といいますのは、それは、ここぞうちが手を挙げますとは言えぬでしょうけれども、金融庁として問題意識を持って問題提起をせぬことには、一体どこが、文部科学省が問題提起をするんですか、国土交通省が問題提起をするんですか。最終的にどこが受けるかどうかは別にしても、金融庁がやはり問題提起していかぬことには、一体どこがやるんですかということ、私は言っているわけです。

それは、内閣全体で考えるに当たつてのたたき台なり問題提起、論点整理でも何でもいいですよ、金融庁がまず口火を切らぬことには、どこもそんなこと言いませんよ。そういうことを言っているんですよ。私は、金融庁で引き受けるべきや、やるべきやと思っているんですけれども、それはよう言わぬと思ひますけれども、そのために金融庁があるんでしようという話なんです。いろいろなトラブルが起こっているわけですから、い

そうしたいわば消費者保護、加入者保護のセーフティネットというのは緊急な課題やというのは、副大臣にせよ大臣にせよ思つてはるわけでしょう。思つてはることはやはり口に出して言うべきじゃないですか。

そこで、その意味では、共済と保険、これも、無認可も根拠法があるものも問わず、実際消費者の側からすれば同一視されているわけです。中長期的な課題からすれば、監督体制の一元化ということも含めて、中期的には金融サービス法みたいなものもイメージしてもええと思うんですけれども、そうしたことも金融庁なりには、やはりこれは短期ではなく中期的に展望されるべきだろうと思ひます。

ですから、一つは、今既に、無認可共済についてのセーフティネットの構築を初めとして短期的にすぐにやらなきゃならぬ問題、これはむしろ、いろいろおつしやつたけれども、金融庁が責任を持ってやらなきゃならぬと思ひますが、それは言えないのであれば、やはり竹中国務大臣なりに問題提起をするぐらゐの意思は表示していただきたい。

もうちよつと中期的に考えた場合は、やはり金融庁がなぜこうしてこしらえられたのかということに立ち返れば、一言言ひませぬけれども、金融商品全般にかかわつて一元的に監督をするということ、これを常に理想として、夢として描いておく必要があるだろうということ。これは、金融サービス法などを展望して、もうちよつと中期的な話です。

その二点、最後何つて、終わりたいと思ひます。○竹中国務大臣 まず、問題意識は共有します、持つております。ただ、これはちよつと思ひ当たると、例えば不審ミ講とかあいうものというの、実はこれは警察が多分対象なんだと思うんです、金融取引だけでも警察なのかな。消費者保護であれば内閣府かな、それと法務省なのかな。そういう問題があるので、これはちよつと勉強させていただきたいというふうに申し上げている

んです。問題意識は共有をいたします。

最後の金融サービス法、これも何度か御議論をいただいたと思いますけれども、縦割りの規制から機能別、横断的なルールに転換するという問題意識は持つております。しかし、今までの業法でいろいろ整備されてきた問題もありますので、必要なものは、例えば例の金融商品販売法、そういうものは整備しつつありますし、全体として、縦割りから機能別、横断的なルールに転換できるような方向を、我々としても実際に進めていっているつもりでございます。

○植田委員 もう終わりましたので、ぜひ前向きにやっていただきたいと思っております。きょうは余りしんどい答弁をせないかぬ場面は私の質問ではなかったようで、ちよつとゆつくりできたかなという感じがですね。終わります。

○小坂委員長 次回は、来る十日火曜日午前九時二十分理事会、午前九時三十分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後四時七分散会

平成十五年六月二十四日印刷

平成十五年六月二十五日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局